# 令和3年度

# 第2回野田市スポーツ推進審議会次第

#### 1 議事

- (1) 第3次野田市スポーツ推進計画の策定について(諮問)
- (2) 令和3年度事業実施状況について
- (3) 令和4年度事業計画(案)について
- (4) 第2次野田市スポーツ推進計画の進捗状況について

## 別添資料(参考)

- (1) 野田市スポーツ推進審議会条例
- (2) スポーツ基本法
- (3) 第2次野田市スポーツ推進計画(現計画)
- (4) 第3期スポーツ基本計画(国の中間報告)
- (5) 第2次野田市スポーツ推進計画の進捗状況

## 議事1-①

### 第3次野田市スポーツ推進計画の策定について

現在の「野田市スポーツ推進計画」は、第2次計画となっており、期間は平成30年度から令和4年度の5年間の計画となっております。令和5年度からの新たな計画(5年間)を策定するため、令和4年度中に現計画を見直し、新たに「第3次野田市スポーツ推進計画」の策定をお願いするものになります。

計画の策定にあたっては、野田市におけるスポーツを取り巻く環境変化を踏まえつつ、スポーツを通じて健康で生き生きと生活できる環境形成を図り、明るく活気のあるまちの実現を目指して、今後のスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進するものにしたいと考えております。

なお、令和4年度の審議会の開催につきましては、4回程度(④の計画策定 スケジュール参考)を予定しております。

今回の資料では、スポーツ推進計画がどのようなものか知っていただき、現在の野田市スポーツ推進計画や今後の国の方針、審議スケジュール等を確認していただき、今後の議論に役立ていただきたいと思います。

#### 【資料】

・諮問書(写し)・・・ 議事1-②・スポーツ推進計画説明・・・ 議事1-③

計画策定スケジュール・・・ 議事1-④

野田市スポーツ推進審議会条例・・・ 別添資料①

・スポーツ基本法・・・ 別添資料②

・第2次野田市スポーツ推進計画(現計画) ・・・ 別添資料③

・第3期スポーツ基本計画(国の中間報告) ・・・ 別添資料④

野自ス第201号 令和4年3月15日

野田市スポーツ推進審議会会 長 清 水 良 雄 様

野田市長 鈴 木



野田市スポーツ推進計画の策定について(諮問)

野田市スポーツ推進審議会条例第2条第1項第1号の規定により、下記の事項について諮問します。

記

#### 1 諮問事項

第3次野田市スポーツ推進計画の策定について

#### 2 諮問趣旨

国において、平成29年の「第2期スポーツ基本計画」策定から4年が経過し、「第3期スポーツ基本計画」の策定が行われています。国の新しい計画では、「スポーツの価値」が発揮されるため、①社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に対応するというスポーツを「つくる/はぐくむ」という視点、②様々な立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツに取り組める社会の実現を目指すという視点、③性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等にかかわらず、全ての人がスポーツにアクセスできるような社会の実現・機運の醸成を目指すという視点の3つが新たに追加されました。

当市においてもスポーツを取り巻く環境変化や計画の進捗状況を踏まえつつ、スポーツを通じて健康で生き生きと生活できる環境形成を図り、明るく活気のあるまちの実現を目指して、今後のスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに「第3次野田市スポーツ推進計画」を策定について、お諮りするものです。

### 第3次野田市スポーツ推進計画の策定について

#### 1 スポーツ推進計画の策定の目的

国において、平成23年8月にスポーツ振興法を50年ぶりに全面改正し、 新たにスポーツ基本法を施行されました。スポーツ基本法の制定に伴い、国で は「スポーツ基本計画」を策定しました。

野田市では、それまで総合計画に「教育・文化の充実」を目標に掲げてスポーツ振興を図ってきましたが、スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づき、国の定めるスポーツ基本計画を参酌するとともに、県の計画及び市の総合計画を踏まえながら、年齢や性別、障がい等を問わず広く市民がその適性等に応じてスポーツに参画することができるよう、中長期的な展望に立った「野田市スポーツ推進計画」を策定しました。

#### 2 スポーツ基本法第10条第1項の条文とは

都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

#### 3 本計画の「スポーツ」の定義

本計画での「スポーツ」とは、競技スポーツや一般的なスポーツに加え、ウォーキング・ストレッチ・ラジオ体操・健康づくりや体力づくりを目的とする比較的軽い運動、シルバーリハビリ体操などの介護予防のための運動や様々なレクリエーション、子どもの健全な成長に資する遊びを含むものとします。

また、スポーツに参加するということは、全ての市民が、子どもから高齢者まで、また、障がいの有無にかかわらず実際にスポーツに参加するということだけでなく、スポーツ観戦等のみるということやスポーツイベントのボランティア活動等スポーツ活動をささえることも含みます。

#### 4 第3次計画の計画期間

本計画の期間は、社会情勢の変化に合わせ、5年ごとの見直しをするため、第3次計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

#### 5 これまでの流れ

平成23年8月 スポーツ基本法 施行

平成24年3月 国にて スポーツ基本計画 策定

計画期間:平成24年度~平成28年度(5年間)

平成25年2月 野田市にて 野田市スポーツ推進計画 策定

計画期間:平成25年度~平成29年度(5年間)

平成29年3月 国にて 第2期スポーツ基本計画 策定

計画期間:平成29年度~令和3年度(5年間)

平成30年3月 野田市にて 第2次野田市スポーツ推進計画 策定

計画期間:平成30年度~令和4年度(5年間)

令和 4 年3月 国にて 第3期スポーツ基本計画 策定(現在策定中)

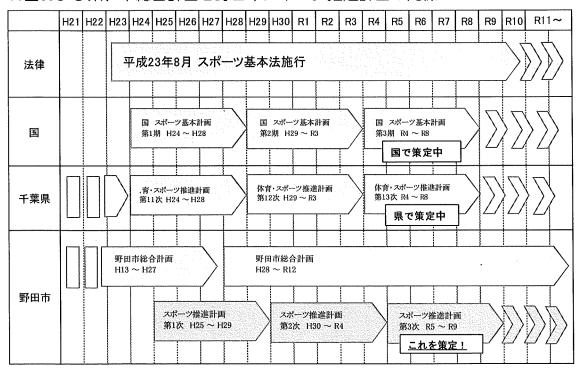
計画期間:令和4年度~令和8年度(5年間)

令和 5 年3月 野田市にて 第3次野田市スポーツ推進計画 策定予定

計画期間(予定):令和5年度~令和9年度(5年間)

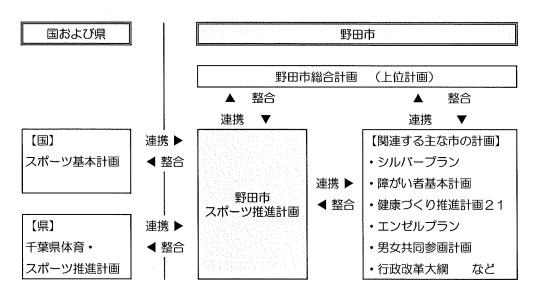
※国および県の計画を参酌することから、国と県が計画を策定した翌年に市の計画を策定するようにしております。

#### ☆国および県、市総合計画と野田市スポーツ推進計画の関係



#### 6 計画の位置づけ

策定にあたっては、野田市の総合計画を上位計画とし、国のスポーツ基本計画や千葉県の体育・スポーツ推進計画の趣旨を踏まえるとともに、野田市シルバープランや障がい者基本計画、野田市健康づくり推進計画21などの関連計画と整合性を持った計画と連携を図り、「第2次野田市スポーツ推進計画」を 改訂し、「第3次野田市スポーツ推進計画」を策定するものです。



#### 7 今後の審議について

今回は諮問とあわせて、スポーツ推進計画について、策定目的や計画の位置づけ、策定スケジュール等を報告させていただきましたが、次回の審議会では、国の「第3期スポーツ基本計画」および県の「千葉県第13次体育・スポーツ推進計画」が完成し確認できることから、国および県の計画を報告させていただきます。国や県の計画内容を確認して、次回の審議会で、変更方針等を報告しますので、ご審議をお願いします。

また、今後予定しているアンケートの内容、現計画の現状や評価等も併せて 次回の審議会に報告しますので、ご審議をお願いします。

#### 別添資料

・野田市スポーツ推進審議会条例

• • • 別添資料①

・スポーツ基本法

• • • 別添資料②

・第2次野田市スポーツ推進計画(現計画)

• • • 別添資料③

・第3期スポーツ基本計画(国の中間報告)

· • • 別添資料④

議事1-4 第3次野田市スポーツ推進計画策定スケジュール

政			Λ
令和5年度	4月		<b>V</b>
<u></u>		!	策3期実施計画開始
			<b>公报</b>
	3月		繼 邻
		bath in the time Ald	₩冊
	2月	紙 4 回 糖 繼 似	ψ %ι π.
			パブリックロメント然ト
	-	1	Λ
	12月		ペプリックロメント 開始
	2		<b>A</b>
			<u></u>
	11月	無の回御機化	※審議・決定
	-		Λ.
			<b>V</b>
HW.	10月	米の回	<b>然説出・審議</b>
令和4年度	-		<b>^</b>
和4			
作	日6		
	8月		<b>V</b>
			内容検討・調査等実施
	7月		
	6月		
			V P P P P P P P P P P P P P P P P P P P
		<b>账-回</b>	見直し内容報告
	5月		
	4月		
	4.		
極大			<u> </u>
令和3年度	3月	無る回審議会	お
保	"	N-1 some H17 HH2 11 I	
	4月		画
	/	五	
/	/	6	シ 
	m	審議会の開催	第3次 スポーツ推進計画 策定
	西西	脢	第 大 張

## 令和3年度事業実施状況について

令和3年4月から3月まで(3月は予定)の事業実施状況になります。 (資料9ページから12ページ)

スポーツ教室や大会の開催を通して、市民の体力向上、健康増進、人格形成を図り、スポーツを通じて地域の振興を目指し、野田市、総合公園指定管理者、 関宿総合公園指定管理者、春風館道場指定管理者で行った主な事業を記載させていただいております。

資料にある【野田総合】については、総合公園指定管理者が主催のもの、【関 宿総合】は関宿総合公園指定管理者が主催のもの、【春風館】は春風館道場指定 管理者が主催のもの、【野田市】は、野田市が主催したもの、【その他】は、ス ポーツ推進委員の活動や国民体育大会、県民体育大会などを表しております。

事業については、令和2年度に続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、多くが中止となっておりますが、開催した主な事業としましては、野田市総合公園のからだサポート体幹体操教室、バトミントン教室、太極拳教室、姿勢改善ヨガ教室、スクエアステップ教室や春風館の剣道教室、杖道教室、弓道教室などになります。会議関係につきましては、ほとんどが書面での開催となっております。

令和3年度のスポーツ施設の貸し出し状況については、昨年1月から3月にかけての緊急事態宣言および4月から6月までのまん延防止等重点措置により1月から6月までの間、17時に閉館させていただきました。7月から通常通りの貸出時間に戻しましたが、8月に緊急事態宣言が発出されたことにより、再度17時に閉館とさせていただき、9月には市内のスポーツ施設をすべて閉鎖させていただきました。10月以降、段階的に再開し、11月には通常通りの貸出時間に戻し、現在また、まん延防止等重点措置区域になりましたが、通常通りの貸出時間としております。

また、関宿総合公園体育館のサブアリーナは、7月から現在までワクチン接種会場で、貸し出しを中止、春風館道場は、床板張り替え工事のため、10月から3月まで柔剣道場の貸し出しは中止しており、総合公園水泳場については、新型コロナウイルス感染症拡大防止により2年連続で開場を中止しております。

なお、通年事業であるトレーニングルームにつきましては、野田市総合公園 および関宿総合公園とも新型コロナウイルス流行当初の令和2年2月末から現 在まで休止しております。

最後に、令和3年度の施設修繕等になりますが、野田市総合公園でスケートボードパークを改修工事、汚水処理施設の流量計を修繕工事、春風館道場で床板の張替工事と腰板の補修工事、岩名調整池庭球場で人工芝の修繕工事、福田運動場で地下水の配管布設替工事等を実施しました。

## 令和3年度事業実施状況(令和3年4月~令和4年1月)について

Г		<b>、                                    </b>	
月	月	事 業 内 容	参加者等
	月・木・土・第1・3 日曜日 第1 日曜日	【野田総合】 トレーニングルーム講習会 (現在休止中) クライミングウォール講習会	12 月末現在 登録者数 22,085 人 12 月末現在 登録者数 1,699 人
通年	全開館日	【関宿総合】 トレーニングルーム講習会 (現在休止中)	12 月末現在 登録者数 6,813 人
	5月からの第2・4日曜日	【春風館】 剣道教室	12 月末現在 参加者 延 75 人
	10月~3月	道場床板張替工事 (工事期間は柔・剣道場使用不可)	
	4/17(土)	【春 風 館】 弓道大会	参加者 21 人
4	4/25(目)	【そ の 他】 東葛飾地区スポーツ推進委員連絡協議会 総会及び実技研修会	※書面開催に変更
	5/13~6/10 の木曜日 5/17~7/5 の月曜日 5/30(土)	【野田総合】 からだサポート体幹体操教室(5回) 安眠ヨガ教室(8回) 普通救命講習会	参加者 延 90 人 ※中止 ※中止
5	5/13~6/10 の木曜日	【関宿総合】 ピラティス体験教室(5回)	※中止
	5/16(日)	【春風館】 剣道教室 開講式	参加者 6人
	6/16~7/14 の水曜日	【野田総合】 バランスコンディション教室(5回)	※中止
	6/20(日)	【春風館】 AED講習会	※中止
6	6/6(日) 6/16(水) 6/19(土) 6/23(水)	【野 田 市】 生涯スポーツ推進事業【剣道】 第1回スポーツ推進審議会 手づくりフェスティバル 地区運動会補助金交付説明会	※中止 ※書面開催に変更 ※中止 ※説明会は中止。 資料のみ配布。
	6/4(金)~5(土)	【そ の 他】 関東スポーツ推進委員研究大会	※中止

月	日	事 業 内 容	参加者等				
	6/27(日)	(長野県長野市) 東葛スポレク祭室内軽スポーツ大会 (流山市)	※中止				
	7/3(土)~9/5(日)	【野田総合】 総合公園水泳場オープン 水泳教室(午前の部・午後の部各5回)	※中止 ※中止				
7	7/19(月)	【関宿総合】 普通救命講習会	参加者 13人				
	7/3~9/4の土曜日	【春 風 館】 杖道教室	参加者 延 86 人 ※9/4 は中止				
	8/18~20, 25~27(水~金)	【野田総合】 バトミントン教室(6 回)	参加者 延73人				
8	8/28(土)~29(日)	【そ の 他】 千葉県民体育大会夏季大会	※中止				
	9/13~10/11 の金曜日	【野田総合】 カヌー教室(5回)	※中止				
	9/2~9/30 の木曜日	【関宿総合】 フラダンス体験教室(5回)	※中止				
9	9/26(日)	【春風館】 少年剣道大会	※中止				
	9/12(日)	【その他】 東葛スポレク祭室内軽スポーツ大会 (我孫子市)	※中止				
	9/25(土)~10/5(火)	国民体育大会(三重県)	※中止				
	10/1~11/19 の金曜日 10/2~11/27 の土曜日 10/14~11/11 の木曜日	【野田総合】 太極拳教室(8回) 姿勢改善ヨガ教室(8回) スクエアステップ教室(5回)	参加者 延 191 人 参加者 延 164 人 参加者 延 59 人				
10	10/2~10/31 の土・日曜日	【春 風 館】 弓道教室	参加者 延 211 人				
	10/17(日) 10/31(日)	【野 田 市】 健康づくりフェスティバル 野田むらさきの里ふれあいウオーク	※中止 ※中止				
	10/16(土)	【そ の 他】 東葛飾地方中学校駅伝競走大会 (松戸市→野田市)	※中止				

月	目	事 業 内 容	参加者等					
	10/23(土)~24(日) 10/23(土)~25(月)	千葉県民体育大会秋季大会 全国障害者スポーツ大会 (三重県)	※中止 ※中止					
	11/4~12/2 の木曜日 11/10~12/15 の水曜日 11/21(日)	【野田総合】 エアロビクス教室(5 回) バランスコンディショニング教室 普通救命講習会	参加者 延 151 人 参加者 延 53 人 ※中止					
11	11/9~12/7 の火曜日 11/21(日)	【関宿総合】 ズンバ体験教室(5 回) 普通救命講習会	※中止 ※中止					
	11/21(目)	【野 田 市】 野田市民駅伝競走大会	※中止					
	11/18(木)~19(金)	【そ の 他】 全国スポーツ推進委員研究協議会 (佐賀県佐賀市)	※中止					
	12/1(水)	【野 田 市】 施設利用予約調整会議	※開催済					
12	12/4(土) 12/4(土) 12/19(日)	【その他】 東葛スポレク祭ウォーキング&ポールウォーキング(鎌ヶ谷市) スポーツの集い(興風会館) 千葉県スポーツ推進委員研究大会 (八千代市)	※中止 ※開催済 ※中止					
1	1/8(士)~2/11(金) 1/24(月)~30(日)	【その他】 千葉県民体育大会冬季大会(サッカー) 国民体育大会冬季大会 (栃木県: スケート・アイスホッケー競技)	※途中で中止 ※開催済					
	2/17~3/17 の木曜日	【関宿総合】 パワーヨガ体験教室(5回)	※中止					
2	2/22(火)	【野 田 市】 第2回スポーツ推進審議会	※延期 3月に書面開催					
	2/17(木)~20(日)	【そ の 他】 国民体育大会冬季大会 (秋田県:スキー競技)	※開催済					
3	3/11(金)~13(日)	【そ の 他】 千葉県民体育大会冬季大会 (長野県:スキー競技)	※中止					

【野田総合】総合公園指定管理者主催

【関宿総合】関宿総合公園指定管理者主催

【春 風 館】春風館道場指定管理者主催

【野 田 市】野田市主催

【その他】上記以外が主催

### 議事3-1

## 令和4年度事業計画(案)について

令和4年度の事業計画(案)になります。

(資料 14 ページから 16 ページ)

議事2は、令和3年度の事業実施状況を報告させていただきましたが、議事3では、令和4年度の事業の実施計画の案を報告します。議事2と同様に、スポーツ教室や大会の開催を通して、市民の体力向上、健康増進、人格形成を図り、スポーツを通じて地域の振興を目指し、野田市や指定管理者で行う予定の主な事業を記載させていただいております。

例年と大きな変更点はありませんが、新しい事業として、今年度に実施出来なかった、総合公園の水泳場を使用しない時期にカヌー教室を実施したいと考えております。

また、令和4年度の施設修繕、改修につきましては、総合公園体育館のロール式網戸の修繕工事や関宿総合公園体育館遮光カーテンの修繕工事などのほか、 福田体育館の耐震補強等設計を実施する予定となっております。

なお、記載しているのは、現在計画している事業であり、今年度同様に新型 コロナウイルスの影響により、中止になる場合がありますのでご了承ください。

## 令和4年度事業計画(案)について

月	日	事 業 内 容
	月・木・土・第1・3 日曜日 第1 日曜日	【野田総合】 トレーニングルーム講習会 クライミングウォール講習会
通年	全開館日	【関宿総合】 トレーニングルーム講習会
	5 月からの第2・4 日曜日	【春 風 館】 剣道教室 (22 回)
	4/11~6/6 の月曜日 4/14~5/19 の木曜日	【野田総合】 エアロビクス教室 (8回) 姿勢改善ヨガ教室 (5回)
4	4/9(土)	【春 風 館】 弓道大会
	4/24(日)	【その他】 東葛飾地区スポーツ推進委員連絡協議会総会及び実技研修会
	5/12~6/9 の木曜日 5/13~7/1 の金曜日 5/21(土)	【野田総合】 からだサポート体幹体操教室(5回) エアロビクス教室(8回) 普通救命講習会
5	5/12~6/9 の木曜日	【関宿総合】 ピラティス体験教室(5回)
	5月中旬	【野 田 市】 第1回スポーツ推進審議会
	6/15~7/13 の水曜日	【野田総合】 バランスコンディショニング教室(5回)
	6/4~7/16 の土・日曜日 6/19(日)	【春 風 館】 弓道教室 (10 回) AED講習会
6	6/18(土) 6月下旬	【野 田 市】 手づくりフェスティバル 地区運動会補助金交付説明会
	6/3(金)~4(土) 6/26(日)	【そ の 他】 関東スポーツ推進委員研究大会(神奈川県横浜市) 東葛スポレク祭室内軽スポーツ(流山市)

月	В	事 業 内 容									
	7/2(土) 7/25(月)~29(金)	【野田総合】 総合公園水泳場オープン 学童水泳教室(午前の部・午後の部)(5回)									
7	7/23(土)	【関宿総合】 普通救命講習会									
	7/2~9/3 の土曜日	【春 風 館】 杖道教室(10 回)									
0	8/17~19、24~26(水~金)	【野田総合】 バトミントン教室(6回)									
8	未定	【そ の 他】 千葉県民体育大会夏季大会									
	9/4(日) 未定 9/10~10/8 の土曜日 9/14~10/19 の水曜日 9/29~10/27 の木曜日 9/30~11/18 の金曜日	【野田総合】 総合公園水泳場最終日 カヌー教室(5回) 姿勢改善ヨガ教室(5回) 太極拳教室初心者教室(6回) スクエア・ステップ教室(5回) エアロビクス教室(8回)									
9	9/1~9/29 の木曜日	【関宿総合】 フラダンス体験教室(5回)									
	9/25(日)	【春 風 館】 少年剣道大会									
	9/11(目)	【そ の 他】 東葛スポレク祭パラスポーツ及びニュースポーツ (我孫子市)									
	10/17~12/12 の月曜日	【野田総合】 エアロビクス教室(8 回)									
10	10/2(日) 10 月中旬 未定 10/30(日)	【野 田 市】 生涯スポーツ推進事業【剣道】 第2回スポーツ推進審議会 健康づくりフェスティバル 野田むらさきの里ふれあいウオーク									
	10/1(土)~10/11(火) 10/15(土) 10/29(土)~31(月) 未定	【その他】 国民体育大会(栃木県) 東葛飾地方中学校駅伝競走大会(松戸市→野田市) 全国障害者スポーツ大会(栃木県) 千葉県民体育大会秋季大会									

月	日	事 業 内 容									
	11/9~12/14 の水曜日	【野田総合】 バランスコンディショニング教室(5回)									
	11/8~12/6 の火曜日 11/27(日)	【関宿総合】 ズンバ体験教室(5回) 普通救命講習会									
11	11 月中旬 11/20(日)	【野 田 市】 第3回スポーツ推進審議会 市民駅伝競走大会									
	11/17(木)~11/18(金)	【そ の 他】 全国スポーツ推進委員研究協議会(滋賀県草津市)									
	12/4(日)	【野田総合】 普通救命講習会									
12	12 月上旬	【野 田 市】 施設利用予約調整会議									
	12/3(土)	【その他】 スポーツの集い(興風会館)									
1	1/28(月)~2/5(日) 1/22(日)	【その他】 国民体育大会冬季大会(青森県: スケート・アイスホッケー競技) 千葉県スポーツ推進委員研究大会(市原市)									
	2/9~3/9 の木曜日	【関宿総合】 パワーヨガ体験教室(5回)									
2	2月中旬	【野 田 市】 第4回スポーツ推進審議会									
	2/5(日) 2/17(金)~2/20(月)	【その他】 東葛飾地区ウォーキング&ポールウォーキング(鎌ヶ谷市) 国民体育大会冬季大会(岩手県:スキー競技)									
3	未定	【そ の 他】 千葉県民体育大会冬季大会									

【野田総合】総合公園指定管理者主催

【関宿総合】関宿総合公園指定管理者主催

【春 風 館】春風館道場指定管理者主催

【野 田 市】野田市主催

【その他】上記以外が主催

### 第2次野田市スポーツ推進計画の進捗状況について

令和2年度及び令和3年度の第2次野田市スポーツ推進計画の進捗状況になります。

(別添資料⑤ 1ページから16ページ)

「第2次野田市スポーツ推進計画」の令和2年度(令和3年3月末現在)及び令和3年度(令和3年12月末現在)の進捗状況(取組内容)について、ご報告するものです。

表の左側から、基本目標の具体的な内容、令和2年度取組内容、令和3年度取組内容、市役所該当課となっております。

なお、令和2年度及び令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染 症拡大防止のため、当初予定されていた教室、講座、大会等が縮小開催や中止 となっております。

### ※「第2次野田市スポーツ推進計画」について

「第2次野田市スポーツ推進計画」は、平成23年8月に施行されたスポーツ基本法(平成23年法律第78号)の第10条第1項に基づき、国の「スポーツ基本計画」及び県の「体育・スポーツ推進計画」を参酌し、策定された「野田市スポーツ推進計画」(平成25年度)を改訂し、「第2次野田市スポーツ推進計画」として平成30年3月に策定したものです。計画期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間となっております。

計画の基本目標の①は、「市民一人ひとりのライフステージや目的に応じたスポーツ活動の推進」として、総合公園、関宿総合公園、春風館道場及びその他スポーツ施設の充実により、利用者数の増加を図ろうとするものです。

スポーツを通じて全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するためには、市民一人ひとりのライフステージや目的に応じたスポーツ活動に参加できるようにすることが大切であるとしております。

基本目標の②は、「スポーツ環境の整備」として、スポーツ教室参加者の増加を図るものです。市民が自らスポーツ教室やイベント等に参加することが出来る機会を提供すると共に、活動する施設の整備を積極的に行っていく必要があります。

スポーツへの参加を促進するため、市、教育委員会や指定管理者等による スポーツ教室、健康教室、イベント等の充実、及び初心者向けの教室を開催 することによって、スポーツ参加者の拡大を図るとしております。

基本目標③は、「市内のスポーツ選手の競技力の向上」として、県民大会の成績の向上を図るものです。競技力の向上は、個人の目的達成だけではなく、地域のスポーツ振興に寄与するものであるから、競技団体に参加する団体・個人を支援する必要があるとしております。

基本目標④4は、「スポーツを通じた地域の活性化」として、市内運動会及び各地区スポーツ行事の参加者数の増加を図るものです。市内の各地域で行われている地区運動会やレクリエーションイベント、またスポーツ少年団や少年野球等についても参加者数が下がっており、気軽に運動に取り組むことができる環境づくりや、スポーツの推進と観光PRにも力を入れ、地域活性化につなげていく必要があるとしております。

## 野田市スポーツ推進審議会条例

平成23年12月20日 野田市条例第31号 改正 平成24年7月13日条例第18号 平成28年7月29日条例第21号 平成31年3月26日条例第6号 令和元年9月25日条例第13号

野田市スポーツ振興審議会設置に関する条例(昭和48年野田市条例第38号)の全部を改正する。

(設置)

- 第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規 定に基づき、野田市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。 (所掌事務)
- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、スポーツの推進に関する次の各号に掲げる事項に ついて調査審議し、答申する。
  - (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
  - (2) 法第35条の規定による補助金の交付に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 審議会は、前項の規定による答申のほか、スポーツの推進に関して、市長に意見を述べることができる。

(平31条例6・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(平24条例18・平28条例21・一部改正)

(委員)

- 第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) スポーツ団体を代表する者
  - (2) 地域スポーツの実情に詳しい者
  - (3) 公募に応じた市民
  - (4) その他市長が必要と認める者

(平24条例18·平31条例6·令元条例13·一部改正)

(任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第7条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会 に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の野田市スポーツ振興審議会設置に 関する条例第1条の規定により設置された野田市スポーツ振興審議会(以下「旧審議会」 という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の野田市 スポーツ推進審議会条例(以下「新条例」という。)第4条の規定により野田市スポー ツ推進審議会(以下「新審議会」という。)の委員として委嘱されたものとみなす。こ の場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第5条第1項の 規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間 とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧審議会の会長である者又は副会長である者は、それぞれ、 この条例の施行の日に、新条例第6条第1項の規定により新審議会の会長又は副会長と して選任されたものとみなす。

附 則(平成24年7月13日野田市条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
  - (1) から(10) まで 略
  - (11) 第23条の規定 平成26年5月1日

附 則 (平成28年7月29日野田市条例第21号抄)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) から(5) まで 略
- (6) 第6条の規定 平成30年5月1日

附 則 (平成31年3月26日野田市条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月25日野田市条例第13号抄)

( 施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例(野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「旧各条例」という。)の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命されている者については、その任期中に限り、この条例による改正後のそれぞれの条例(野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「新各条例」という。)の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命された者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧各条例の規定に基づき附属機関の会長若しくは委員長又 は副会長若しくは副委員長(以下「会長等」という。)として選任されている委員につ いては、その任期中に限り、新各条例の規定に基づき附属機関の会長等として選任され た委員とみなす。

## 別添資料②

## スポーツ基本法

(平成二十三年六月二十四日) (法律第七十八号) 第百七十七回通常国会 菅(直人)內閣 改正 平成二四年八月二二日法律第六七号 同二六年六月二〇日同第七六号 同二八年五月二〇日同第五六号 同三〇年六月二〇日同第五七号

スポーツ基本法をここに公布する。

スポーツ基本法

スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条一第八条)

第二章 スポーツ基本計画等 (第九条・第十条)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等 (第十一条一第二十条)

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備 (第二十一条一第二十四条)

第三節 競技水準の向上等 (第二十五条—第二十九条)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備 (第三十条―第三十二条)

第五章 国の補助等(第三十三条一第三十五条)

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれ と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断 力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、 そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係 る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたら すものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策 を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより 身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域にお

ける全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

- 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、 障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同 じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その 他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模 のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツ に関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の 有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国 との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策 定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

- 第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な 役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身 の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取 り組むよう努めるものとする。
- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の 透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作 成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努め るものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活 を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、ス ポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

- 第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は 税制上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

- 第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る ため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」とい う。)を定めなければならない。
- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号) 第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

- 第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育で政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しよう とするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴か なければならない。

(平二六法七六·一部改正)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

- 第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設 (スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の 利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上 を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

- 第十三条 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号) 第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。) 及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。) が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。) の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二四法六七・平二八法四七・一部改正)

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外 傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ 施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する 知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な 措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保 され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する 紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手 続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速 かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

- 第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達 に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポー ツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に 関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施 設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等 の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、 スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模の スポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を 推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図 るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国 際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

- 第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた 者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。
- 第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備 (地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)
- 第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配

置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施 設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

- 第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう 奨励に努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律 第百七十八号)第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポ ーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚 するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそ れぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施 されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(平三○法五七・一部改正)

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

- 第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

- 第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本スポーツ協会(昭和二年八月八日 に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同

- じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催 者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするもの とする。
- 2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。
- 3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(平三○法五六・一部改正)

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

- 第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされる よう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は 開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な 特別の措置を講ずるものとする。
- 2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(平三○法五六・一部改正)

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツ チーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援 に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

- 第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

- 第三十二条 市町村の教育委員会 (特定地方公共団体にあっては、その長) は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。
- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会 規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定めるところに より、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対する スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとす る。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。
- 第五章 国の補助等

(国の補助)

- 第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めると ころにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。
- 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの
- 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって 特に必要と認められるもの
- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費 について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場 合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条か ら第十三条までの規定の適用があるものとする。
- 3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な 意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、 予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で 定める日から施行する。

(平成二三年政令第二三一号で平成二三年八月二四日から施行)

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及び スポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改 革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措 置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定 されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条 第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ 基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方ス ポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

- 第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定に より委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一 項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。
- ○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関 する法律(平成二四法律六七)抄

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成二七年四月一日)

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

\_\_\_\_\_

附 則 (平成二六年六月二〇日法律第七六号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。 附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄 (施行期日)
- 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。 附 則 (平成三〇年六月二〇日法律第五六号) 抄 (施行期日)
- 1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項 の改正規定(「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除 く。)、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定(「国民体育大会」 を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。)並びに第二十七条第二項の改 正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二〇日法律第五七号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

別添資料③

第2次野田市スポーツ推進計画

平成30年3月

野田市教育委員会

## 目 次

1	計画の策定に当たって	
	(1) 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2) 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(3) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(4) 本計画における「スポーツ」の定義・・・・・・・・・・・・・	3
2	計画の基本的考え方	
	(1) 本計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(2) 本計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	① 市民一人ひとりのライフステージや目的に応じたスポーツ活動の	
	推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	② スポーツ環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	③ 市内のスポーツ選手の競技力の向上・・・・・・・・・・・・	4
	<ul><li>④ スポーツを通じた地域の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	5
_		
3	スポーツ推進の基本目標	
	(1) 市民一人ひとりのライフステージや目的に応じたスポーツ活動の	
	推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	① 幼児期における体力づくりの促進・・・・・・・・・・・・・・	6
	② 学校体育及び学齢期におけるスポーツ活動の充実・・・・・・・・	7
	③ 社会人(職業人)のスポーツ参加の推進・・・・・・・・・・・	_
	④ 女性のスポーツ参加の推進・・・・・・・・・・・・・1 (	_
	⑤ 高齢者のスポーツ参加の推進・・・・・・・・・・・・ 1 2	
	⑥ 障がいのある人のスポーツの参加の推進・・・・・・・・・1	3
	⑦ ニュースポーツの普及・・・・・・・・・・・・・・1	4
		_
	(2) スポーツ環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	① スポーツ教室などの拡大・充実 ・・・・・・・・・・・・・1	
	② スポーツを支える人材の育成・・・・・・・・・・1 (	
	③ スポーツ施設の充実・・・・・・・・・・・・・10	6
	④ 身近なスポーツの場の充実・・・・・・・・・・・10	6
	⑤ 総合型地域スポーツクラブの育成・・・・・・・・・・・ 1	
	⑥ スポーツにおける安全の確保・・・・・・・・・・・ 1	7
	⑦ スポーツに関する情報提供の充実・・・・・・・・・・・ 13	8
	(2) 末内のフザーツ深毛の辞は力の白し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	c
	(3) 市内のスポーツ選手の競技力の向上・・・・・・・・・・・・ 1 3 ① 大会への参加の促進・・・・・・・・・・・・・・ 1 5	c
	② トップアスリートと触れ合う機会の充実・・・・・・・・・ 1 !	บ ก
	③ 指導者の育成・・・・・・・・・・・・・・・・2 (4) スポーツ施設の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 (	ر ر
	(4) スホーソ施設(/)允妻・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)(	ί

	(4) >	スポーツ	を通じた	た地域の	の活性	比・	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
	1	地域の	スポーソ	ツ大会の	の活性	性化・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
	2	スポー	ツ・レク	クリエー	ーショ	ンイ	゚ヾ゙	ン	1	のほ	昇催	\$	情	報	発	信	に、	ょ	る				
	ダ	を流人口	の拡大				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
	3	スポー	ツに関っ	する情報	级提供	も の 充	亥	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
	4	全国大	会等の	開催支担	爰••		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
	5	地域ス	ポーツ。	と企業、	各種	包団体	こと	の:	連	隽	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
4	本計画	『を進め	るに当れ	たって																			
	(1) 書	十画実現	に向ける	た一体的	内推進	<u>ŧ</u> ••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
	(2) 青	十画の進	<b>捗状況</b> の	の検証。	と計画	前の見	直	し	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3

#### 1 計画の策定に当たって

#### (1) 計画策定の目的

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法の規定に基づき、野田市は国の「スポーツ基本計画」及び県の「体育・スポーツ推進計画」を参酌し、地方の実情に即したスポーツの推進に関する「野田市スポーツ推進計画」を平成25年2月に策定した。

現計画策定時に課題とした人口減少や超高齢社会の到来、地域コミュニティの 希薄化等は、依然、課題として私たちの目の前にあり、更に深刻の度合いを増し ている。

スポーツは、スポーツ基本法の前文において『スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。』と謳ったように、社会の構成人たる個人のみならず、社会に有用なものである。

現計画は、計画期間を平成25年度から平成29年度までの5年間とする計画であり、平成29年度で計画期間が終了することから、引き続きスポーツを推進していくために、国の第2期スポーツ推進計画及び千葉県の第12次千葉県体育・スポーツ推進計画を参酌するとともに、野田市の総合計画や他の分野別計画との整合を図りながら第2次野田市スポーツ推進計画を策定しようとするものである。

## (2) 計画の位置付け

本計画は、平成23年8月に施行されたスポーツ基本法(平成23年法律第78号)の第10条第1項に基づき、国の「スポーツ基本計画」及び県の「体育・スポーツ推進計画」を参酌し、策定された「野田市スポーツ推進計画」を改訂し、「第2次野田市スポーツ推進計画」として策定するものである。

なお、本計画の策定に当たっては、野田市総合計画及び本市の他の分野別計画 と整合性を図っている。

# 国の計画

【スポーツ基本計画】

計画期間:平成29年度~平成33年度(平成29年3月策定)/

# 【野田市総合計画】

計画期間:平成28年度~平成42年度 (平成27年12月策定)

# 【野田市スポーツ推進計画】

計画期間:平成30年度~平成34年度(平成30年3月策定)

# 県の関連計画

【千葉県体育・スポーツ推進計画】

計画期間:平成29年度~平成33年度(平成29年4月策定)

整合

# 野田市の関連する主な計画

野田市シルバープラン 野田市障がい者基本計画 野田市健康づくり推進計画21 野田市エンゼルプラン 野田市男女共同参画計画 野田市都市計画マスタープラン 野田市行政改革大綱

# (3) 計画期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とする。 ※ 平成31年4月30日の翌日から新元号となる予定です。

# (4) 本計画における「スポーツ」の定義

本計画では、「スポーツ」とは、競技スポーツや一般的なスポーツに加え、ウォーキング・ストレッチ・ラジオ体操・健康づくりや体力づくりを目的とする比較的軽い運動、シルバーリハビリ体操などの介護予防のための運動や様々なレクリエーション、子どもの健全な成長に資する遊びを含むものとする。

また、スポーツに参加するということは、全ての市民が、子どもから高齢者まで、また、障がいの有無にかかわらず実際にスポーツに参加するということだけでなく、スポーツ観戦等のみるということやスポーツイベントのボランティア活動等スポーツ活動をささえることも含む。

## 2 計画の基本的考え方

## (1) 本計画の基本方針

全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、 市民が年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、スポーツに参加する(す る、みる、ささえる)ことにより、体力の向上、健康増進及び人格形成を図 り、さらに、スポーツを通じて、地域の振興を目指すことができるスポーツ 環境を整えることを目指すものとする。

# (2) 本計画の基本目標

「幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の具体的な内容を達成するため、 基本目標を次の4項目とし、それぞれの基本目標ごとに政策目標を設定し、スポーツの推進に取り組むものとする。

また、各基本目標において、一つの政策目標の数値目標を中間年度、最終年度に設定し、計画の進捗状況を検証する。

① 市民一人ひとりのライフステージや目的に応じたスポーツ活動の推進

全ての市民が、子どもから高齢者まで、また、障がいの有無にかかわらず、それぞれのライフステージや目的に合わせてスポーツに参加する(する、みる、ささえる)ことを目標とする。

# ② スポーツ環境の整備

全ての市民が、子どもから高齢者まで、また、障がいの有無にかかわらず、それぞれのライフステージや目的に合わせてスポーツに参加する(する、みる、ささえる)ことを可能にするには、活動の拠点となる施設やスポーツ指導者の充実が必要である。また、スポーツに関する情報を提供していく必要がある。そのため、市内のスポーツ施設の改修等を実施するとともに、スポーツ指導者を育成し、スポーツ情報を提供するなどハード・ソフトの両面からスポーツ環境を整備することを目標とする。

# ③ 市内のスポーツ選手の競技力の向上

各種大会における本市出身選手の活躍は、市民に誇りと喜び、夢と感動を与え、市民のスポーツへの関心を高めることができることから、市内において優秀なスポーツ選手を育成すること、そして、将来は世界を舞台にして活躍できる人材を輩出できるよう市内のスポーツ選手の競技力の向上を目標とする。

# ④ スポーツを通じた地域の活性化

スポーツ活動を通じて、地域の絆を強化し、地域づくりに努めるとともに、野田市のスポーツ・レジャーの情報を発信、イベントを開催することにより、交流人口の拡大による地域の活性化を図ることを目標とする。

# 3 スポーツ推進の基本目標

(1) 市民一人ひとりのライフステージや目的に応じたスポーツ活動の推進

## 【数値目標】

## スポーツ施設の利用者数

総合公園、関宿総合公園、春風館道場及びその他のスポーツ施設の充実により、 利用者数の増加を図る。

#### 目標值(利用状況)

基準値(平成28年度)	目標値(平成 32 年度)	目標値(平成34年度)
656, 124 人	672, 520 人	688, 930 人

# 【現状と課題】

本計画の基本方針であるスポーツを通じて全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するためには、市民一人ひとりのライフステージや目的に応じたスポーツ活動に参加できるようにすることが大切である。

幼児期は身体諸機能が著しく発達する時期であり、生涯に渡ってスポーツに参加するには、この時期に体を動かす楽しさを体験することは重要である。

国の平成28年度体力運動・能力調査によると、青少年(6歳から19歳まで)の新体力テストの合計点がほとんどの年代で向上傾向となる一方、体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると依然として低い水準であるとのことである。

この時期は、将来のスポーツ活動の基となる体力や技術を育成すること、また、 人間力を養うことにも非常に重要な時期であり学校体育や学校外のスポーツ活動 を充実させる必要がある。

国、県で実施された調査によるとスポーツの参加率は、男性より女性の方が低く、30代から40代まで(いわゆる職業人層)が他の年齢層に比して低くなっており、野田市の調査にも同様の傾向が見受けられる。また、障がいのある人のスポーツ参加率も低いといわれており、今後、このような層がスポーツに参加できるような施策を展開する必要がある。

さらに進んでいく高齢化社会において、高齢者のスポーツ参加は、大変重要であり、純粋にスポーツを楽しみたい人、健康管理や介護予防のために取り組む人などそれぞれの目的に応じてスポーツに参加できるような環境を整備する必要がある。

#### 【具体的施策】

#### ① 幼児期における体力づくりの促進

(幼児期における運動の重要性の啓発)

・幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣を身に付けさせるため、保護者がその効果を認識できるように保護者会や広報誌等を 通じて啓発を行う。

# (幼稚園、保育所における遊びの指導)

・幼稚園教育要領、保育所保育指針を踏まえ、幼稚園、保育所において、遊びの指導を通して幼児の成長や発達を促進する。

#### (公園等の維持管理)

・公園等は、子どもたちが安全・安心に遊べる場として、また高齢者がラジオ体操などを行うレクリエーションの場として、広く一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースであることから、公園機能の維持及び増進が図れるよう適正な管理を行う。

## (親子参加、世代間交流イベントの開催、支援)

・親子や世代間交流ができるようなイベントを開催するとともに、その開催を支援する。

# ② 学校体育及び学齢期におけるスポーツ活動の充実

(「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」への参加)

・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」に参加し全国との比較や年次推移等の分析により児童生徒の体力・運動能力の把握に努め、その向上に努める。

平成28年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果 ()全国順位

	小学5年生男子	小学5年生女子	中学2年生男子	中学2年生女子
全国	53.92	55.54	42.13	49.56
千葉県	55.04 (9)	57.01 (9)	44.35 (6)	52.42 (4)
野田市	53.53(29)	55.60(25)	42.51(20)	50.86(10)

<sup>※</sup>野田市における(全国順位)は、都道府県の順位相当を当てはめたものである。

# (運動能力証の交付を受けることの奨励)

・児童生徒の体力向上を図り、活力あふれる健やかな児童生徒の育成を目指して、運動能力の優秀な児童生徒に交付される運動能力証の交付を受けることを奨励する。

#### (小中学校体育連盟主催各種大会の活性化)

・小中学校体育連盟主催で陸上競技、サッカー、野球、卓球、レスリング、ソフトテニス等の種目の大会が開催されている。これら大会への参加は、日頃の部活動での練習の成果の発表の場であり、また、将来、より広域的な大会においても活躍することができる選手を発掘する機会であることから、大会への参加促進と大会のより一層の充実を図る。その中で、より効果的な指導方法を講習会等で研修し、また活動時間や休養日を適切に設定することで、さらなる指導方法の充実を図る。

#### (教員の指導力の向上)

・平成32年度から順次施行される新学習指導要領に基づく指導内容の観点から、実技研修会の開催や授業研究会等により、教員の指導力向上を図る。

## (教員の障がい者スポーツに関する理解の向上)

・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を好機として、障がい者スポーツに対する関心と理解を高め、障がい者スポーツ教室や教員向けの指導者研修会等への参加に努める。

## (武道指導への対応)

・安全かつ効果的な指導のために、地域の指導者の積極的な活用等による指導体制及び施設等の充実を図る。また、教員に対して講習会を開催し、指導力向上に努める。

## (社会体育指導員及び地域人材の活用)

・小・中学校での体育指導及び外部指導員として、社会体育指導員及び地域 人材の積極的活用を図る。

# (技術講習会の開催)

・中学校での体育指導及び部活動指導充実のため、保健体育教員及び部活動 指導者を対象として、技術講習会等を開催し、指導者の養成及び資質の向上 を図る。

## (多様なニーズに応える運動部活動)

・児童生徒の多様なニーズに応える運動部活動を推進するため、専門外の教員も含めた実技研修等により、指導力の向上を図るとともに、学校と地域のスポーツ指導者の連携を図る。

#### (学校体育における安全性の確保)

・学校の体育活動及び運動部活動を安心して行うことができるよう、安全技 術講習会等でスポーツ医・科学を活用したスポーツ事故及びスポーツ障害の 予防・早期発見に関する研修に努め、安全性の向上や事故防止等についての 教員等の知識の充実を図る。また、学校で保有しているスポーツ用具の定期 的な点検・適切な保管管理を行う。

#### (障がいのある児童生徒への取組)

・学校において、「個別の教育支援計画」を作成する等、障がいのある児童 生徒の教育ニーズに応じて、教育的支援を行う。

#### (学校体育施設の充実)

・老朽化した学校体育施設は、ファシリティマネジメントの考え方に基づき 計画的に整備を図る。また、改修に当たっては、バリアフリー化を図る。

#### (施設の計画的改修)

・現有施設の有効活用を図り、ファシリティマネジメントの考え方に基づき 計画的に改修を行う。なお、改修に当たっては、バリアフリー化に努める。

## (地域におけるスポーツ活動参加機会の充実)

・地域では、子ども会やスポーツ少年団、スカウトなど、子どもがスポーツ に親しむ機会を提供する団体が数多くある。これら団体の活動を支援して、地域における子どものスポーツ活動参加機会の充実を図る。

#### (オープンサタデークラブ活動の充実)

・子どもたちが休日の第1・第3土曜日に体験しているオープンサタデークラブのスポーツ種目の充実と参加促進を図る。

#### (子ども館における遊びの充実)

・子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにすることができるよう、各子ども館における遊びの充実を図る。 また、全ての子どもたちが集い、遊びを通して学べる中核的な児童館を中央 地区に整備する。

## (親子参加、世代間交流イベントの開催、支援)

・親子や世代間交流ができるようなイベントを開催するとともに、その開催 を支援する。

# (学校施設、校庭、園庭開放の推進)

現在、学校教育上支障のない範囲で、学校施設、校庭及び園庭を地域のイベントやスポーツ活動のために開放しており、今後も開放を推進する。

# ③ 社会人(職業人)のスポーツ参加の推進

(スポーツ教室の充実及び初心者向け教室の開催)

・スポーツへの参加を促進するため、市、教育委員会や指定管理者等によるスポーツ教室、健康教室、イベント等の充実を図る。さらに、市民から要望の多い初心者向けの教室を開催することによって、スポーツ参加者の拡大を図る。

## (早朝や夜間のスポーツ教室等の開催)

・市営スポーツ施設において、早朝や夜間のスポーツ教室等を開催し、市民 のスポーツ参加を促進する。

# (施設の運営改善)

・それぞれのライフステージにおける様々な生活パターンに対応するため、 施設の早朝開館や開館時間の延長など運営方法の改善を行う。

# (身近な場所でのスポーツ活動への参加促進)

・スポーツができる身近な施設である公民館や福祉会館等において、健康・体力づくりのための教室やニュースポーツの教室を開設するとともに、そこで活動するスポーツサークルの情報を提供し、市民のスポーツ参加を促進する。

#### (ウォーキングの奨励)

・年代を問わず、誰でも、どこでも継続してできるウォーキングに親しむことを奨励し、ウォーキング教室やイベントを開催する。

## (スポーツボランティア活動の機会の提供)

・スポーツボランティア活動等を通じて、地域社会に参加し積極的な役割を 果たすことができるよう、スポーツイベント等の様々な機会を提供するとと もに関連するボランティアの育成を図る。

## (市の取組に関する情報発信の充実)

・市民のスポーツ参加を促進するために、市の開催する各種スポーツに関する教室やイベントの情報を一元的に管理し、市のホームページで発信する。

#### (市の施設情報の提供)

・公共スポーツ施設の利用情報を市のホームページにおいて一元的に管理し、 総合的に案内できるようにするとともに、インターネットを利用した施設予 約システムの定着と改善を行い、施設利用の利便性の向上を図る。

## (市民のスポーツ活動情報発信の充実)

・市のホームページにおいて、市民のスポーツ活動状況や競技結果等の情報 提供を積極的に行い、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツに参加する 市民の拡大を図る。

# ④ 女性のスポーツ参加の推進

#### (女性対象の教室等の開催)

・女性のライフステージや目的に応じ、そのニーズに合ったスポーツ機会を 提供する。

#### (女性が参加しやすい環境の整備)

・女性がスポーツに参加しやすくなるような、ソフト面、ハード面での環境 整備を図る。

# (身近な場所でのスポーツ活動への参加促進)

・スポーツができる身近な施設である公民館や福祉会館等において、健康・体力づくりのための教室やニュースポーツの教室を開設するとともに、そこで活動するスポーツサークルの情報を提供することによって、市民のスポーツ参加を促進する。

# (スポーツ教室の充実及び初心者向け教室の開催)

・スポーツへの参加を促進するため、市、教育委員会や指定管理者等によるスポーツ教室、健康教室、イベント等の充実を図る。さらに、市民から要望の多い初心者向けの教室を開催することによって、スポーツ参加者の拡大を図る。

## (親子参加、世代間交流イベントの開催、支援)

・親子や世代間交流ができるようなイベントを開催するとともに、その開催を支援する。

#### (子ども館における遊びの充実)

・子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにすることができるよう、各子ども館における遊びの充実を図る。 また、全ての子どもたちが集い、遊びを通して学べる中核的な児童館を中央 地区に整備する。

#### (施設の運営改善)

・それぞれのライフステージにおける様々な生活パターンに対応するため、 施設の早朝開館や開館時間の延長など運営方法の改善を行う。

## (早朝や夜間のスポーツ教室等の開催)

・市営スポーツ施設において、早朝や夜間のスポーツ教室等を開催し、市民 のスポーツ参加を促進する。

#### (ウォーキング等の奨励)

・年代を問わず、誰でも、どこでも継続してできるウォーキングに親しむことを奨励し、ウォーキング教室やイベントを開催する。

# (スポーツボランティア活動の機会の提供)

・スポーツボランティア活動等を通じて、地域社会に参加し積極的な役割を 果たすことができるよう、スポーツイベント等の様々な機会を提供するとと もに関連するボランティアの育成を図る。

# (市の取組に関する情報発信の充実)

・市民のスポーツ参加を促進するために、市の開催する各種スポーツに関する教室やイベントの情報を一元的に管理し、市のホームページで発信する。

#### (市の施設情報の提供)

・公共スポーツ施設の利用情報を市のホームページにおいて一元的に管理し、 総合的に案内できるようにするとともに、インターネットを利用した施設予 約システムの定着と改善を行い、施設利用の利便性の向上を図る。

#### (市民のスポーツ活動情報発信の充実)

・市のホームページにおいて、市民のスポーツ活動状況や競技結果等の情報 提供を積極的に行い、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツに参加する 市民の拡大を図る。

# ⑤ 高齢者のスポーツ参加の推進

(各種スポーツ機会の提供)

・高齢者それぞれの体力や運動能力、目的に合わせたスポーツ機会や健康・体力づくり、介護予防のためのスポーツ機会の提供を図るとともに、家庭でも無理なくできるスポーツ活動の情報提供に努める。

#### (健康づくりフェスティバルへの参加促進)

・毎年、10月に保健センターで開催している健康づくりフェスティバルに おいて体力測定及び適切な運動指導等を実施している。自分の体力を確認し、 自分に合った運動方法を見つけることができる機会であることから積極的な 参加促進を図る。

# (高齢者団体への支援)

・高齢者団体によるグラウンド・ゴルフ大会、ゲートボール大会の開催やその会場の整備に対する支援を行う。

#### (スポーツ・レクリエーション祭への参加促進)

・教育委員会で主催しているスポーツ・レクリエーション祭の種目をシニア 世代でも参加できるような種目を実施していく。

#### (東葛飾スポーツ推進連絡協議会主催事業への参加促進)

・野田市・流山市・我孫子市及び鎌ケ谷市のスポーツ推進委員で構成している東葛飾スポーツ推進連絡協議会で実施している東葛飾地区スポーツ・レクリエーション祭への参加促進を図る。

#### (身近な場所でのスポーツ活動への参加促進)

・スポーツができる身近な施設である公民館や福祉会館等において、健康・体力づくりのための教室やニュースポーツの教室を開設するとともに、そこで活動するスポーツサークルの情報を提供することによって、市民のスポーツ参加を促進する。

#### (ニュースポーツ指導者の養成)

・ニュースポーツの指導者を養成し、ニュースポーツの普及を図る。

# (ニュースポーツの用具の整備)

・ニュースポーツの用具を整備し、公民館などの身近な場所で取り組める体制づくりをする。

# (ニュースポーツ教室の開催)

・スポーツ推進委員連絡協議会による初心者向けのニュースポーツ教室の開催を支援する。

# (スポーツボランティア活動の機会の提供)

・スポーツボランティア活動等を通じて、地域社会に参加し積極的な役割を 果たすことができるよう、スポーツイベント等の様々な機会を提供するとと もに関連するボランティアの育成を図る。

# (親子参加、世代間交流イベントの開催、支援)

・親子や世代間交流ができるようなイベントを開催するとともに、その開催を支援する。

#### (ウォーキング等の奨励)

・年代を問わず、誰でも、どこでも継続してできるウォーキングに親しむことを奨励し、ウォーキング教室やイベントを開催する。

## (スポーツ教室の充実及び初心者向け教室の開催)

・スポーツへの参加を促進するため、市、教育委員会や指定管理者等による スポーツ教室、健康教室、イベント等の充実を図る。さらに、市民から要望 の多い初心者向けの教室を開催することによって、スポーツ参加者の拡大を 図る。

#### (公園等の維持管理)

・公園等は、子どもたちが安全・安心に遊べる場として、また高齢者がラジオ体操などを行うレクリエーションの場として、広く一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースであることから、公園機能の維持及び増進が図れるよう適正な管理を行う。

#### (市の取組に関する情報発信の充実)

・市民のスポーツ参加を促進するために、市の開催する各種スポーツに関する数室やイベントの情報を一元的に管理し、市のホームページで発信する。

#### (市の施設情報の提供)

・公共スポーツ施設の利用情報を市のホームページにおいて一元的に管理し、 総合的に案内できるようにするとともに、インターネットを利用した施設予 約システムの定着と改善を行い、施設利用の利便性の向上を図る。

# (市民のスポーツ活動情報発信の充実)

・市のホームページにおいて、市民のスポーツ活動状況や競技結果等の情報 提供を積極的に行い、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツに参加する 市民の拡大を図る。

#### ⑥ 障がいのある人のスポーツ参加の推進

(スポーツに対する障がいのある人のニーズの把握)

・障がいのある人のスポーツに対するニーズを把握する。

# (障がい者スポーツを支える人の育成)

・障がい者スポーツの指導員とボランティアの養成を促進する。

## (スポーツ推進委員との連携)

・障がい者団体・施設等とスポーツ推進委員等が互いに協力し、障がい者スポーツの普及と障がいのある人のスポーツ人口の拡大を図る。

#### (障がいのある人のスポーツ参加の促進)

・スポーツ関係団体や障がい者団体と連携、協力し、障がいの特性にかかわらずスポーツ大会等に積極的に参加できるような環境づくりに努める。

#### (障がいのある人と障がいのない人との交流の拡大)

・障がいのある人と障がいのない人とのスポーツを通じた交流を支援し、障がいのない人の障がい者スポーツに関する理解を深める。

#### (障がいのある児童生徒への取組)

・学校において、「個別の教育支援計画」を作成する等、障がいのある児童 生徒の教育ニーズに応じて、教育的支援を行う。

## (教員の障がい者スポーツに関する理解の向上)

・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を好機として、障がい者スポーツに対する関心と理解を高め、障がい者スポーツ教室や教員向けの指導者研修会等への参加に努める。

#### (施設の計画的改修)

・現有施設の有効活用を図り、ファシリティマネジメントの考え方に基づき計画的に改修を行う。なお、改修に当たっては、バリアフリー化に努める。

#### ⑦ ニュースポーツの普及

(ニュースポーツ指導者の養成)

・ニュースポーツの指導者を養成し、ニュースポーツの普及を図る。

# (ニュースポーツの用具の整備)

・ニュースポーツの用具を整備し、公民館などの身近な場所で取り組める体制づくりをする。

#### (ニュースポーツ教室の開催)

・スポーツ推進委員連絡協議会による初心者向けのニュースポーツ教室の開催を支援する。

#### (ニュースポーツ施設の整備)

・子どもから高齢者まで一緒に楽しむことができるパークゴルフ場の整備を 検討する。

# (高齢者団体への支援)

・高齢者団体によるグラウンド・ゴルフ大会、ゲートボール大会の開催やその会場の整備に対する支援を行う。

## (2) スポーツ環境の整備

## 【数値目標】

スポーツ教室参加者数 スポーツ教室参加者の増加を図る

	基準値(平成28年度)	目標値(平成32年度)	目標値(平成34年度)
参加者数	3,206 人	3,370 人	3,530 人

#### 【現状と課題】

市民の誰もが生涯にわたりスポーツ活動を行っていくためには、スポーツ環境の整備・充実が求められている。そのため、市民がそれぞれのライフステージや目的に応じたスポーツに参加できる環境を整備するには、参加する機会、活動する施設の提供が重要である。市民自らスポーツ教室やイベント等への参加する機会の提供と、活動する施設の整備を積極的に行っていくとともに、市民の自発的な取組を支援する。特に、指導者やスポーツイベントを支援するボランティアの養成は重要なことであり、関係団体と協力し、取り組む必要がある。

さらに、スポーツ活動とともに地域づくりを行うことが目的の総合型地域スポーツクラブは、スポーツ振興のための協働のパートナーとして重要であり、支援と連携を強める必要がある。スポーツに関する情報を市民に効果的に届けることは、スポーツ環境の整備にとっても必要なことである。

#### 【具体的施策】

# ① スポーツ教室などの拡大・充実

(スポーツ教室の充実及び初心者向け教室の開催)

・スポーツへの参加を促進するため、市、教育委員会や指定管理者等によるスポーツ教室、健康教室、イベント等の充実を図る。さらに、市民から要望の多い初心者向けの教室を開催することによって、スポーツ参加者の拡大を図る。

#### (早朝や夜間のスポーツ教室等の開催)

・市営スポーツ施設において、早朝や夜間のスポーツ教室等を開催し、市民 のスポーツ参加を促進する。

#### (女性対象の教室等の開催)

・女性のライフステージや目的に応じ、そのニーズに合ったスポーツ機会を 提供する。

## (身近な場所でのスポーツ活動への参加促進)

・スポーツができる身近な施設である公民館や福祉会館等において、健康・体力づくりのための教室やニュースポーツの教室を開設するとともに、そこで活動するスポーツサークルの情報を提供することによって、市民のスポーツ参加を促進する。

## ② スポーツを支える人材の育成

#### (スポーツ指導者の養成)

・スポーツを行う目的によって、スポーツ指導者に望むことは多種多様であるため、目的に合わせた指導ができるよう、人材の育成を行い、指導者が活躍できる機会を提供する。

# (スポーツ指導者養成への支援)

・スポーツ団体によるスポーツ指導者の養成及び資質の向上を図るため、講習会やスポーツ指導者養成事業等の取組を支援する。

#### (スポーツ推進委員の研修の充実等)

・スポーツ推進委員が、地域でのスポーツ指導者として活躍や新たな役割に 対応できるよう研修等の充実を図るとともに、ニュースポーツ等の促進を通 し認知度の向上を図り、活躍の場を広げる。

## (スポーツボランティア活動の機会の提供)

・スポーツボランティア活動等を通じて、地域社会に参加し積極的な役割を 果たすことができるよう、スポーツイベント等の様々な機会を提供するとと もに関連するボランティアの育成を図る。

#### ③ スポーツ施設の充実

#### (施設の計画的改修)

・現有施設の有効活用を図り、ファシリティマネジメントの考え方に基づき計画的に改修を行う。なお、改修に当たっては、バリアフリー化に努める。

#### (施設の運営改善)

・それぞれのライフステージにおける様々な生活パターンに対応するため、 施設の早朝開館や開館時間の延長など運営方法の改善を行う。

#### ④ 身近なスポーツの場の充実

#### (公園等の維持管理)

・公園等は、子どもたちが安全・安心に遊べる場として、また高齢者がラジオ体操などを行うレクリエーションの場として、広く一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースであることから、公園機能の維持及び増進が図れるよう適正な管理を行う。

#### (子ども館における遊びの充実)

・子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにすることができるよう、各子ども館における遊びの充実を図る。 また、全ての子どもたちが集い、遊びを通して学べる中核的な児童館を中央 地区に整備する。

#### (学校施設、校庭、園庭開放の推進)

・現在、学校教育上支障のない範囲で、学校施設、校庭及び園庭を地域のイベントやスポーツ活動のために開放しており、今後も開放を推進する。

## ⑤ 総合型地域スポーツクラブの育成

(総合型地域スポーツクラブへの参加の促進)

・子どもから高齢者、また、スポーツや文化的活動に至るまで、多彩なメニューをそろえて活動している総合型地域スポーツクラブの活動への参加を促進する。

# (総合型地域スポーツクラブの認知度向上と活動の支援)

・市内唯一の総合型地域スポーツクラブであるのだスポレクファミリークラブの育成を図るため、当該クラブの認知度を高め、参加者を拡大するための情報を広く提供し、運営に対する支援を行う。また、新たな総合型地域スポーツクラブの立ち上げについて要望があった場合は、積極的に支援する。

# ⑥ スポーツにおける安全の確保

#### (施設の安全管理)

・各競技者が競技中に施設管理上の不備で事故等が発生しないよう施設管理の徹底を図る。

#### (スポーツ事故・外傷・障がい等の防止知識の普及)

・スポーツ施設管理者、スポーツ団体等に対して、スポーツ事故・外傷・障がい等の防止知識を積極的に習得するよう促し、それを実践するための取組を支援する。また、スポーツに関する保険制度について普及を促すなどして、事故対応の意識の啓発を促進する。

#### (AEDの有効活用)

・スポーツ施設等に設置したAEDの適切な管理を行い、施設管理者やスポーツ団体が、不測の事態において速やかにAEDを使用できるよう、研修等を支援する。

#### (学校体育における安全性の確保)

・学校の体育活動及び運動部活動を安心して行うことができるよう、安全技 術講習会等でスポーツ医・科学を活用したスポーツ事故及びスポーツ障害の 予防・早期発見に関する研修に努め、安全性の向上や事故防止等についての 教員等の知識の充実を図る。また、学校で保有しているスポーツ用具の定期 的な点検・適切な保管管理に関する啓発を図る。

# ⑦ スポーツに関する情報提供の充実

(市の取組に関する情報発信の充実)

・市民のスポーツ参加を促進するために、市の開催する各種スポーツに関する教室やイベントの情報を一元的に管理し、市のホームページで発信する。

#### (市の施設情報の提供)

・公共スポーツ施設の利用情報を市のホームページにおいて一元的に管理し、 総合的に案内できるようにするとともに、インターネットを利用した施設予 約システムの定着と改善を行い、施設利用の利便性の向上を図る。

## (市民のスポーツ活動情報発信の充実)

・市のホームページにおいて、市民のスポーツ活動状況や競技結果等の情報 提供を積極的に行い、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツに参加する 市民の拡大を図る。

# (3) 市内のスポーツ選手の競技力の向上

# 【数値目標】

# 県民体育大会成績 県民体育大会の成績の向上を図る

男女総合	基準値(平成28年度)	目標値(平成32年度)	目標値(平成34年度)
参加者数	329 人	345 人	360 人
総合成績	12 位	11 位	10 位

#### 【現状と課題】

競技スポーツに参加する選手にとって優秀な成績を収めることは、目標でもあり励みでもある。

また、その選手の活躍は、他の市民にとって誇りや大きな目標となる。本市にゆかりのある選手が、全国大会やオリンピックなどの世界大会で活躍することは、多くの市民に夢や感動を与えるだけでなく、スポーツへの関心を高め、参加意欲を促し、する人だけではなく、みる人、ささえる人の増加につながる。このように、競技力の向上は、個人の目的達成だけではなく、地域のスポーツ振興に寄与するものである。市内の競技スポーツ団体や競技スポーツに参加する小中学生の競技力の向上に努める必要があるとともに競技大会に参加する団体・個人を支援する必要がある。

そのためにトップアスリートと触れ合う機会の充実や指導者の指導技術の向上 を図る。

# 【具体的施策】

## ① 大会への参加促進

(小中学校体育連盟主催各種大会の活性化)

・小中学校体育連盟主催で陸上競技、サッカー、野球、卓球、レスリング、ソフトテニス等の種目の大会が開催されている。これら大会への参加は、日頃の部活動での練習の成果の発表の場であり、また、将来、より広域的な大会においても活躍することができる選手を発掘する機会であることから、大会への参加促進と大会のより一層の充実を図る。その中で、より効果的な指導方法を講習会等で研修し、また活動時間や休養日を適切に設定することで、さらなる指導方法の充実を図る。

#### (県民体育大会への参加促進)

・県民大会に参加することで日頃の練習の成果を確認するとともに、次のステップへ飛躍するきっかけになるため、県民大会への積極的な参加を促進する。

# (スポーツ表彰制度の周知及び活用)

・各種スポーツ大会等における成績優良者や指導者に対する教育委員会表彰 を実施するとともに、その成果を広く周知することによって、スポーツ参加 者の意欲を高め、スポーツへの市民の関心を高める。

## (全国大会等への出場に対する支援の拡充)

・全国大会等へ参加する児童生徒への補助を実施するとともに県民体育大会 参加者への支援を行う。また、新たに奨励金制度を創設する。

#### ② トップアスリートと触れ合う機会の充実

(トップアスリートと触れ合う機会の充実)

・トップアスリートとの触れ合いの機会を提供し、子どもたちに実体験に基づく講義や実技を行い、夢を持つ大切さや技術の向上を図る。また、市民のスポーツのレベルアップが図られるよう、様々な種目のアスリートの招へいに努める。

#### (スポーツ選手活用事業の活用)

・市内小中学校児童生徒に対し、生涯にわたってスポーツに楽しむ基礎を培 うため、トップアスリートと触れ合う機会を設定し、積極的にスポーツ選手 によるスポーツ教室の開催を進める。

#### (トップレベルの競技観戦)

・技術力向上や自分自身の目標設定のため、地元出身の選手が出場する大会などの情報を提供し、トップレベルの試合を観戦することを奨励する。

## (生涯スポーツ推進事業の開催)

・野田市体育協会との共催により、元トップアスリートやオリンピアンを招 へいし、市民等へその技術力や指導方法の技術的な指導を行う。

# ③ 指導者の育成

(元アスリートの活用)

・元トップアスリートのセカンドキャリアを活用し、スポーツ教室や指導者 の育成事業等を開催する。

#### (スポーツ指導者の養成)

・スポーツを行う目的によって、スポーツ指導者に望むことは多種多様であるため、目的に合わせた指導ができるよう、人材の育成を行い、指導者が活躍できる機会を提供する。

## (スポーツ指導者養成への支援)

・スポーツ団体によるスポーツ指導者の養成及び資質の向上を図るための講習会やスポーツ指導者養成事業等の取組を支援する。

# (スポーツ推進委員の研修の充実等)

・スポーツ推進委員が、地域でのスポーツ指導者としての活躍や新たな役割に対応できるよう研修等の充実を図るとともに、ニュースポーツ等の促進を通し認知度の向上を図り、活躍の場を広げる。

## ④ スポーツ施設の充実

(施設の計画的改修)

・現有施設の有効活用を図り、ファシリティマネジメントの考え方に基づき計画的に改修を行う。なお、改修に当たっては、バリアフリー化に努める。

# (4) スポーツを通じた地域の活性化

#### 【数值目標】

# 市内運動会等参加者数

市内運動会及び各地区スポーツ行事の参加者数の増加を図る。

各地区運動会等	基準値(平成28年度)	目標値(平成32年度)	目標値(平成34年度)
参加者数	20, 233 人	21, 240 人	22, 250 人

# 【現状と課題】

少子高齢化の進展や核家族化等による家族構成の変化に伴い、地域社会のつながりの希薄化や相互扶助の低下傾向にある。

野田市の将来人口は、平成42年に約15万2千人と想定されており、また、65歳以上の高齢化率は、平成22年と比し11.7ポイント増の33.6パーセントと見込んでいる。

現在、市内の各地域で行われている地区運動会やレクリエーションイベントへの参加者数も工夫を凝らし、子どもから大人まで参加できるようなメニューで実施しても減少傾向にあるのが現状となっている。

また、スポーツ少年団や少年野球についても生活様式の多様化や少子化により 参加者数が下がっており、地域で一緒に活動する子どもたちを増やしていくため のきっかけづくりの場を設けることや、気軽に運動に取り組むことができる環境 づくりが必要である。

本市には、多くの歴史や文化資源が存在することから、市の魅力発信のため、 市内外を問わず、スポーツ情報を広く提供しスポーツの推進と観光PRにも力を 入れ地域活性化につなげていく必要がある。

# 【具体的施策】

# ① 地域のスポーツ大会の活性化

(地域スポーツ活動への支援)

・近隣住民とのコミュニケーションの醸成を図ることは、地域の防災対策、 地域住民との絆を生むことから各地域で開催している地区運動会やスポー ツ・レクリエーション等のスポーツイベントの支援を図る。

## (地域スポーツ活動への参加促進)

・市民が比較的身近なところで近所の方々と参加することができるのが、地 区運動会等地域で開催されるスポーツイベントである。情報発信を支援する ことなどにより、地域コミュニティづくりのきっかけにもなる地域スポーツ 大会への幅広い市民の参加を促進する。

#### (スポーツ推進委員による地域スポーツの推進)

・スポーツ推進委員は、地域におけるスポーツ振興の中心的役割が期待されていることから、各地域におけるスポーツ推進委員の役割を周知し、地域におけるスポーツの指導及び普及の推進を図る。

## (親子参加、世代間交流イベントの開催、支援)

・親子や世代間交流ができるようなイベントを開催するとともに、その開催を支援する。

# ② スポーツ・レクリエーションイベントの開催や情報発信による交流人口の拡大

(全市的なスポーツ・レクリエーションイベントの開催)

・全市的なスポーツ・レクリエーションイベントを開催することにより、市 民のスポーツに関する意識を高めることにより、「する市民、みる市民、さ さえる市民」の増大を図る。 (商工・観光・農業部門との連携によるスポーツイベントの開催)

・市内の商工・観光・農業部門と連携して、野田市の魅力を発信できるようなスポーツイベントを開催することによって交流人口を拡大し地域の活性化を図る。

#### (2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等国際大会の活用)

・東京オリンピック・パラリンピック競技大会が2020年に開催される。 そのような国際大会等の開催に当たっては、その大会の関心度の高さを活用 して市民がスポーツに関心が持つことができるような取組を行う。

## ③ スポーツに関する情報提供の充実

(市の取組に関する情報発信の充実)

・市民のスポーツ参加を促進するために、市の開催する各種スポーツに関する教室やイベントの情報を一元的に管理し、市のホームページで発信する。

#### (市の施設情報の提供)

・公共スポーツ施設の利用情報を市のホームページにおいて一元的に管理し、 総合的に案内できるようにするとともに、インターネットを利用した施設予 約システムの定着と改善をし、施設利用の利便性の向上を図る。

#### (市民のスポーツ活動情報発信の充実)

・市のホームページにおいて、市民のスポーツ活動状況や競技結果等の情報 提供を積極的に行い、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツに参加する 市民の拡大を図る。

#### ④ 全国大会等の開催支援

(各競技団体や民間事業者が主催、共催する大会開催の支援)

・市民等が各種競技スポーツに触れ、感動を味わう機会を拡大し、地域活性 化に資するために、各競技団体や民間事業者が主催・共催する全国レベルの 大会開催の支援に努める。その際、市の観光案内や銘菓、障がい者施設等で 製作した物品等の紹介や販売を行い、地域の活性化に努める。

#### ⑤ 地域スポーツと企業、各種団体との連携

(スポーツ団体への支援)

・各スポーツ団体における会員数の減少や、指導者の不足等の問題を解消するため、幅広い啓発活動や情報の提供体制の充実を目指す。

#### (野田市体育協会加盟団体の認知度向上と活動への支援)

・野田市体育協会には、28種目のスポーツ団体が加盟し活動をしている。 種目によっては、新規に会員が集まらず会員の高齢化が進んでいる場合も見 受けられるため、積極的な広報活動等により会員の加入を促進し、更に加盟 団体の活動を支援する。 (地域スポーツと企業・大学との連携)

・スポーツを地域振興に積極的に活用するため、スポーツ団体だけでなく、地元企業や大学との連携・協働を促進する。

#### (総合型地域スポーツクラブへの参加の促進)

・子どもから高齢者、また、スポーツや文化的活動に至るまで、多彩なメニューをそろえて活動している総合型地域スポーツクラブの活動への参加を促進する。

## (総合型地域スポーツクラブの認知度向上と活動の支援)

・市内唯一の総合型地域スポーツクラブであるのだスポレクファミリークラブの育成を図るため、当該クラブの認知度を高め、参加者を拡大するための情報を広く提供し、運営に対する支援を行う。また、新たな総合型地域スポーツクラブの立ち上げについて要望があった場合は、積極的に支援する。

## 4 本計画を進めるに当たって

# (1) 計画実現に向けた一体的推進

本計画の目標を達成するために、市民や行政だけではなく、地域の様々なスポーツ関係機関や団体等が互いの役割を補完し協働しながらスポーツを推進する。このような観点から、野田市、学校並びに野田市体育協会、野田市小中学校体育連盟、野田市レクリエーション協会等のスポーツ団体及び民間事業者その他の関係者が連携・協働して野田市のスポーツの推進に取り組んでいく必要がある。

また、市の各部署で行われている事業が、総合的・計画的かつ効率的・効果的に行われるよう、各部署の横断的連携を図る。

#### (2) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

本計画を実施し、野田市におけるスポーツを推進するために、計画の進捗状況 について、学識経験者や学校関係者、スポーツ推進委員などから成るスポーツ推 進審議会へ報告し、意見を聴取しながら検証し、改善を図る。

また、社会情勢やスポーツに関する状況変化にも注意を払い、市域におけるスポーツの推進の実現のための方策を検討していく。

# 第3期スポーツ基本計画 中間報告 (令和3年12月20日)

#### はじめに(P.3)

# 第1章 社会変化の中で改めて捉える「スポーツの価値」

- 1. 第2期計画の総括的な評価 (P.6)
- 2. スポーツ基本計画における「スポーツ」の捉え方(P.9)
- 3. 新型コロナウイルス感染症の影響と東京大会の開催を通じて再確認された「スポーツ の価値」(P.11)
- 第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における「新たな視点」(P.13)
- 第3章 東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策
  - (1) 東京大会の成果を一過性のものとしない持続可能な国際競技力の向上(P.17)
  - (2) 安全・安心に大規模大会を開催できる運営ノウハウの継承 (P.18)
  - (3) 東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の促進(P.18)
  - (4) 東京大会で高まった地域住民等のスポーツへの関心をいかした地方創生、まちづくり(P.19)
  - (5) 東京大会に向けて培われた官民ネットワーク等を活用したスポーツを通じた国際交流・国際貢献 (P. 20)
  - (6) 東京大会の開催時に生じたスポーツに関わる者の心身の安全・安心確保に関する課題を踏まえた取組の実施(P.20)

#### 第4章 「新たな三つの視点」を支える具体的な施策

- 1. スポーツを「つくる/はぐくむ」(新たな視点①)
- (1) 多様な主体が参画できるスポーツの機会創出(P.22)
- (2) 自主性・自律性を養う指導ができるスポーツ指導者の育成(P. 22)
- (3) スポーツ界におけるDXの導入(P.23)
- 2.「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる(新たな視点②)
- (1) スポーツを通じた共生社会の実現(P.23)
- (2) スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力を通じた我が国のスポーツ体制の強化(P.24)

- (3) スポーツを通じた国際交流(P. 24)
- 3. スポーツに「誰もがアクセス」できる(新たな視点③)
- (1)地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供(P.25)
- (2) アスリート育成パスウェイの構築及びスポーツ医・科学、情報等による支援の充実 (P. 25)
- (3) 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがないような継続的なアクセス の確保(P.25)

# 第5章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

- (1) 多様な主体におけるスポーツの機会創出(P.26)
- (2) スポーツ界におけるDXの推進(P.33)
- (3) 国際競技力の向上(P.35)
- (4) スポーツの国際交流・国際貢献(P.40)
- (5) スポーツによる健康増進(P.44)
- (6) スポーツの成長産業化(P.47)
- (7) スポーツによる地方創生、まちづくり(P.48)
- (8) スポーツを通じた共生社会の実現(P.51)
- (9) 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化(P.54)
- (10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」(P.55)
- (11) スポーツを実施する者の安全・安心の確保(P.62)
- (12) スポーツ・インテグリティの確保(P. 64)

# 第6章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

- 1. 第3期計画における取組・施策の実効性を高めるためのEBPMの推進(P.69)
- 2. 第3期計画の広報活動の推進(P.70)
- 3. 第3期計画実施のための財源の確保と効率的・効果的な活用(P.71)
- 4. 第3期計画を支える様々な主体に期待される役割とそれに対する支援(P.72)

おわりに(P.75)

# はじめに

(新型コロナウイルス感染症と東京オリンピック・パラリンピック競技大会等がスポーツ に与えた影響)

現行の第2期スポーツ基本計画(以下「第2期計画」という。)は、平成29年度から令和3年度までの5年間を対象期間として、我が国のスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成29年3月に策定された。

この期間中、例えば、大規模なスポーツの国際競技大会としては、平成30年に開催された平昌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会で日本代表選手団が活躍した。また、我が国においては令和元年9月から、アジア初となるラグビーワールドカップ2019が日本で開催され、海外からの24万を超える人々を含めて延べ170万人の観客がスタンド観戦し、また世界中の人々にデジタルメディアやSNS等を通じて試合が発信された。大会では、日本代表チームが初の決勝トーナメントに進出し、「ワンチーム」をスローガンに結束して戦う姿は、多くの人々に感動を与えた。加えて、6,400億円超とも言われる経済波及効果や、東日本大震災の被災地を含めた全国各地の活性化をもたらすっなど、我が国のスポーツ界や社会に大きく貢献することを通じて、スポーツの意義を再確認する契機ともなった。

そして、令和2年夏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京大会」という。)の開催に向けて、令和元年11月に新しい国立競技場が竣立されるなど着実な準備が進められてきた。

しかしながら、令和2年に入り、世界的な規模で、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス」という。)の拡大が急速に進み、同年3月には、東京大会の1年延期が決定した。国内のスポーツイベント等の開催自粛や全国一斉の学校休業要請が行われる中、同年4月に我が国初の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、人々の日常生活は一変し、スポーツ活動どころか外出することすらはばかられるような厳しい環境下での生活を送らざるを得なくなった。

他方、新型コロナウイルスの影響下にあって、様々なスポーツ活動が中止・延期等を余儀なくされ、スポーツに親しむ機会が失われていった一方で、我が国のスポーツ関係者は、そうした状況を打開するため、ガイドラインを策定して感染症対策を徹底し、無観客開催や入場者数制限、あるいはデジタルを活用した新しい観戦方法の導入といった様々な創意工夫を凝らしながら、スポーツイベントや児童・生徒・学生の全国大会を開催するなど、スポーツを通じて、人々や社会を勇気づける取組、日常を取り戻す取組が続けられてきた。

<sup>1 (</sup>出典)「ラグビーワールドカップ2019日本大会開催後経済効果分析レポート」((公財) ラグビーワールドカップ2019組織委員会)

こうした努力の積み重ねの中、令和3年夏、原則無観客での実施とはなったが、1年延期された東京大会が開催され、世界中から集まったトップアスリートによる数々の熱戦が繰り広げられ、国内外の多くの人々にその様子が届けられた。

#### (様々な社会状況の変化)

これら第2期計画の策定時には予期しえなかった事象に加え、我が国のスポーツ界を取り巻く様々な社会環境もまた、大きく変化している。

例えば、日本の総人口は平成 20 年をピークに減少局面に入って 10 数年が経過し、いよいよ小学生児童数に加え、中学生生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行している。また、この人口の減少傾向は、都市部に比べ、地方においてより加速しており、高齢化が更に進むことが見込まれている。

これらは、スポーツに参画する者やそれを支える担い手の不足、学校部活動や地域におけるスポーツ・運動環境の維持の困難さにつながり、地域間格差の拡大にも大きな影響を与えていると考えられる。このため、あらゆる世代のスポーツ機会の確保が急務であり、スポーツを活用した健康増進や地方創生の取組にも大きな期待が集まっている。

また、産業だけでなく社会の隅々までAI・ビッグデータ・IoT・ロボティクスなど様々な技術革新が急速に広がるSociety 5.0 時代が到来し、こうした先端技術の活用を通じて人々の「働き方」や「生活様式」などのライフスタイルも大きく変わろうとしている<sup>2</sup>。テレワークの普及を始めとする働き方改革も進展し、生活時間の使い方にも変化が生まれようとしている中、デジタル化など先端技術を取り入れたスポーツの推進を図るとともに<sup>3</sup>、Sport in Lifeの理念<sup>4</sup>に基づき、毎日の生活の中でスポーツに親しむ時間や環境を確保することが求められている。

さらに、国際的に見ても、UNESCOのカザン行動計画®やSDGs®への貢献など、ス

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 事業者等における「健康経営」の推進、テレワークやワーケーションの導入、シェアリングエコノミーの展開やSNSによる交流の一層の普及など・・

<sup>3</sup> スポーツは、アスリートのパフォーマンス向上という観点からも、観客のファンエンゲージメントを高めるという 観点からも、デジタル・テクノロジーとの親和性が高い分野である。データ解析などに基づくエビデンスをベースに した練習方法等の開発・実践等の取組を進めた柔道が東京大会において高い成績を収めるとともに、新型コロナウイ ルスの影響を受けてAI、VR・AR等の技術等を活用した新たなスポーツの楽しみ方も広がった。このように、ス ポーツ活動にデータ・デジタル技術を取り入れることで、新たなスポーツの「する」「みる」「ささえる」を実現する ための手立てを掲げることが求められる。

<sup>4</sup> スポーツが生涯を通じて人々の生活の一部となることで、スポーツを通じた「楽しさ」や「喜び」の拡大、共生社会の実現など、一人一人の人生や社会が豊かになるという理念

<sup>5 2017</sup> 年に開催された第6回ユネスコ教育・スポーツ担当大臣等国際会議(MINEPS)にて採択された提言であり、「万人のためのスポーツへのアクセスに関する包括的な構想の展開」、「持続可能な開発と平和に向けたスポーツの貢献の最大化」、「スポーツの高潔性の保護」の三つのテーマに基づいている。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015

ポーツの力を活用して、持続可能な社会や共生社会の実現に向けた国際的な取組が様々な 形で進展しており、日本は、このような国際的な動きをリードする立場から、様々なスポー ツを通じた国際交流・国際貢献に一層取り組むことが期待されている。

# (第3期スポーツ基本計画の策定に向けて)

このような第 2 期計画期間中の動向を踏まえつつ、令和 4 年度から令和 8 年度までを対象期間とする第 3 期スポーツ基本計画(以下「第 3 期計画」という。)を新たに策定するため、令和 3 年 4 月、スポーツ庁長官からスポーツ審議会に対して諮問が行われ、第 2 期計画の成果・課題の分析とともに、生涯を通じた豊かな Sport in Life ビジョン等も含め 2030 年以降を見据えたスポーツ政策の在り方と、今後 5 年間のスポーツ政策の目指すべき方向性及び主な施策の内容について専門的な審議の依頼がなされた。

同審議会では、総会を4回、総会の下に設けられたスポーツ基本計画部会を11回開催するとともに、同審議会に設置された健康スポーツ部会においてスポーツ実施率に関する目標設定や多様な主体におけるスポーツ実施の促進、地域スポーツ環境の整備等について半年間にわたり議論された内容も踏まえ、スポーツ団体のみならず、地方公共団体や経済団体等の様々な関係者の意見や要望等を幅広く聴取しながら、第2期計画から引き継いでいくべき基本的な考え方や個別具体の施策とともに、デジタル化や少子高齢化の進捗、働き方改革の動向や生活環境の変化など様々な社会環境や状況の変化も丁寧に分析・評価して、新たに取り入れるべき考え方や政策等は何か、といった「不易と流行」を意識した精力的な審議を行った上で、令和3年12月20日、ここに中間報告を取りまとめることとする。

年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことが宣言されている。

# 第1章 社会変化の中で改めて捉える「スポーツの価値」

# 1. 第2期計画の総括的な評価

第2期計画では、①「スポーツで「人生」が変わる!」、②「スポーツで「社会」を変える!」、③「スポーツで「世界」とつながる!」、④「スポーツで「未来」を創る!」という4つの観点に基づく中長期的なスポーツ政策の基本方針のもと、「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」として、4つの大きな柱ごとの政策目標が設定されている。

これら4つの柱に関し、第2期計画中の施策・目標の進捗に関する総括的な評価は、おおむね以下の通りである。

(1) スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

#### 【第2期計画で掲げた政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度(障害者は40%程度)、週3回以上が30%程度(障害者は20%程度)となることを目指す。

スポーツ参画人口の拡大について、若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進、指導者等の人材育成やスポーツ施設等の場の充実に向けて施策に取り組んだ結果、成人の週1回・週3回以上のスポーツ実施率、障害者の週1回・週3回以上のスポーツ実施率は計画策定時と比較していずれも上昇し、一定の達成度を得たと考えられるが、第2期計画において設定した目標値とはいまだに開きがある状況である7。

引き続き、目標達成に向け、国民のスポーツ実施に向けた環境整備、機運醸成を行う必要があり、特に、スポーツを実施しているが頻度が週1回に満たない層とスポーツ非実施層といった2つの階層へのアプローチを進めていく必要がある。

(2) スポーツを通じた活力があり 辨の強い社会の実現

#### 【第2期計画で掲げた政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 令和2年度の成人の週1回以上のスポーツ実施率は59.9%、障害者の週1回以上のスポーツ実施率は24.9%、成人の週3回以上のスポーツ実施率は30.9%、障害者の週3回以上のスポーツ実施率は12.3%。

スポーツを通じた共生社会の実現については、多様な主体におけるスポーツ実施環境の整備等に取り組んできたところではあるが、例えば、前述の通り、障害者のスポーツ実施率は増加傾向にあるものの依然目標達成には至っておらず、女性については男性よりもスポーツ実施率が低い状況®であるなど、誰でも等しくスポーツが実施できる環境の構築に向け、引き続いての取組が求められる。また、スポーツを通じた健康長寿社会の実現については、スポーツによる健康増進効果に係るエビデンスの蓄積・普及等を行ってきたが、更なるエビデンスの蓄積や、それらをまとめ、活用するための体制整備が求められている。

経済・地域の活性化については、スタジアム・アリーナ改革やスポーツ産業と他産業との融合の促進、スポーツツーリズム等の取組の促進等の施策を通じて、進捗が図られてきたところではあるが、新型コロナウイルスの影響等もあり、当初想定した施策等では十分に対応ができない側面が生じたところである。また、各地域等での担い手の確保や質の向上にも引き続き取り組む必要がある。

国際貢献については、スポーツ国際戦略®を踏まえ、国際競技連盟(IF)等における日本人役員数や、スポーツ・フォー・トゥモロー(SFT)事業10による裨益国・者数等、第2期計画で設定した目標数値はおおむね達成された。引き続き東京大会後も、我が国の国際的地位の維持・向上等のスポーツを通じた国際交流・協力等を積極的に実施していく必要がある。

(3) 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

#### 【第2期計画で掲げた政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう、各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。日本オリンピック委員会(JOC)及び日本パラリンピック委員会(JPC)の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートがオリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

東京オリンピックでは金メダル数、総メダル数ともに過去最高を更新し、東京パラリンピックにおいても総メダル数は過去最高に1個及ばなかったものの、これに迫るメダル獲得等の優秀な成績を収めており、目標に大きく近づく成果を上げているものと考えられる。

<sup>8</sup> 令和2年度の20代~50代の週1回以上のスポーツ実施率は、男性が57.3%、女性が52.7%。

<sup>9</sup> 平成30年9月スポーツ庁策定

<sup>□</sup> 東京大会に向けて、スポーツ庁・外務省が中心に官民連携して、世界のより良い未来のため、開発途上国を始めとする世界のあらゆる世代の人々に、スポーツの価値とオリ・パラ・ムーブメントを広げて行くことを目標にした取組。

このような成果が一過性のもので終わらぬよう、東京大会後も継続して我が国の国際競技力向上に向けた施策を効果的・効率的に進めていく必要がある。

# (4) クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

#### 【第2期計画で掲げた政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

スポーツ・インテグリティの確保については、平成30年12月に「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」を策定し、これに基づいた取組を推進してきた。例えば、スポーツ団体の適切な組織運営を行う上での原則・規範を示すスポーツ団体ガバナンスコード(以下「ガバナンスコード」という。)"を策定し、統括団体による適合性審査を実施する等、関係機関と連携しながら実効性の担保に取り組んでいる。他方、スポーツ団体の不祥事の事案等や不適切な指導が問題となる事案等は生じており、スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織運営の透明化を図る必要がある。

ドーピング防止活動については、東京大会等に向けて世界的にも評価される検査体制を 我が国において構築することができた。クリーンでフェアなスポーツに参加するアスリー トの権利を守るためのドーピング防止活動は重要であり、引き続き検査の質的向上や、関係 人材の育成等を図っていく必要がある。

# (スポーツ行政の総合的な推進を図る上で必要となる考え方)

スポーツ庁は、スポーツ基本法(以下「基本法」という。)の理念である、「スポーツを通じて『国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む』ことができる社会の実現」を目指し、スポーツ行政の総合的な推進を図るための中核として、関係省庁と緊密に連携協力しながら多様な施策を推進するために、平成27年に創設された。

このようなスポーツ行政の中核的な役割を担う組織として、第2期計画の実行を通じて 得られた成果や見えてきた課題等を踏まえて、我が国のスポーツが更に発展できるよう、具 体的な支援策や環境整備等を検討し、速やかに取組を進める必要がある。

その前提として、第3期計画では「なぜ国として『スポーツの発展』を目指す必要がある

<sup>11</sup> スポーツ庁が策定したスポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範

か」という基本的な問いに立ち返り、「スポーツの価値」とは何か、「スポーツ」をどのようなものとして捉えるかについて改めて確認する。このことを通じて、「スポーツの価値」を発揮するために、また、スポーツの発展を図るために必要な具体的な方策を示していく。その際、スポーツ施策は、国だけでなく、地方公共団体、スポーツ団体、民間事業者、大学・研究機関などの様々な主体が連携・協力しながら取り組む必要があるため、「スポーツの価値」について各主体間で共通認識を持つことが不可欠である。

# 2. スポーツ基本計画における「スポーツ」の捉え方

(「世界共通の人類の文化」としての「スポーツ」)

平成23年に公布された基本法の前文冒頭において「スポーツは、世界共通の人類の文化である」と記されている。第2期計画でも示したように、このスポーツには、競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれており、正に「文化としての身体活動」を意味する広い概念である。

この基本法制定以降 10 年にわたり、こうした前文の趣旨を踏まえ、スポーツの意義や価値が広く国民に共有され、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な参画を通じて、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合い、互いに支え合う「スポーツ文化」の確立を目指して、様々なスポーツ施策が展開されてきたところである。

国としては、今後、日本の「スポーツ文化」の成熟に向けて、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められる「スポーツ基本計画」(以下「基本計画」という。) <sup>12</sup>において、必要な方針や具体的施策等を示すことが求められている。

#### (基本計画で取り扱う「スポーツ」)

こうした「スポーツ文化」の成熟を目指して第3期計画を策定するに当たり、まずは「スポーツ」の捉え方を整理する必要がある。

具体的には、基本法前文において「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持 増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われ る運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な 生活を営む上で不可欠のもの」と示されていることも踏まえながら、第3期計画では、「ス ポーツ」は「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、人々 が感じる「楽しさ」や「喜び」に根源を持つものとして捉えることとしている。

基本法第9条第1項「文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。」

例えば、スポーツを「する」という観点からは、多様なスポーツを気軽に楽しめる機会と場を通じて、自分もできるという経験から自信が生まれ、また、人と人とのふれ合いから仲間意識や人の温かみを感じる機会が生まれるなど、スポーツを通じて人間らしさが育まれるととともに、そうしたスポーツを人々が育み、継承していくことが文化としてのスポーツを根付かせ、人々の生活や心を豊かにすると考えられる。

また、スポーツを「みる」という観点からは、選手が試合や競技に挑戦する姿を「観る」 ことから得られる感動に加え、更に「応援」することを通じて、選手と観客が一つとなれる 一体感や帰属意識等も得ることが可能になると考えられる。

そして、スポーツを「ささえる」という観点に関しては、試合や競技に挑戦する選手を支えるトレーナー、コーチ、伴走者、審判員、スタッフ、ボランティアの方々といった様々な人々の力なくして大きなスポーツの大会を成功させることはできない。また、日々の生活の中で、人々が行うスポーツを支える地域の指導者等の役割も重要である。さらに、人による支援に加え、スポーツ・サイエンスやトレーニング方法の研究成果等の様々な科学的データや知見が、選手たちを支えている側面も見逃すことができない。こうしたスポーツを「ささえる」体制を充実する中で、時には支える側に、また時には支えられる側になることで、人と人との評や思いやる心を育むことができると考えられる。

このように「する」「みる」「ささえる」を通じて、スポーツに「自発的」に参画し、「楽しさ」や「喜び」を得ることは、人々の生活や心をより豊かにする「Well-being<sup>13</sup>」の考え方にもつながるものである。こうした「スポーツの価値」を原点として大切にし、更に高め、生涯を通じてスポーツを「好き」でいられる環境を整えていくことが不可欠である。

そして、このような「スポーツそのものが有する価値」を基本としつつ、スポーツを通じて他の分野にも貢献し、優れた効果を波及したり、様々な社会課題を解決したりすることができるという側面を持つ「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」という観点もあると考える。 具体的には、基本法前文にもある通り、スポーツを通じて「地域社会の再生」「健康で活力に満ちた長寿社会の実現」「国民経済の発展」「国際相互理解の促進」等を進めることで、社会の活性化・課題の解決に寄与することができることである。また、地域のスポーツ活動を通じて社会的孤立の解消につなげるなどの課題解決にも寄与することができると考える。

今後は、このような「スポーツそのものが有する価値」や「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」を更に高めていく施策に取り組み、スポーツの多様性と可能性を追求していくことが必要となる。

<sup>13 「</sup>経済・財政一体改革を推進するに当たり、エビデンスに裏付けられた効果的な政策やデータ収集等に予算を優先するなど、EBPMの仕組みと予算の重点化、複数年にわたる取組等の予算編成との結び付きを強化することにより、ワイズスペンディングを徹底する。(略) こうした取組の一環として、人々の満足度 (Well-being) を見える化し、分野ごとのKPIに反映する。」(「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定))

# 3. 新型コロナウイルス感染症の影響と東京大会の開催を通じて再確認された「スポーツの価値」

これまでも「スポーツの価値」の重要性は、いかなるときにあっても変わることなく、健康課題の顕在化・深刻化やコミュニティの弱体化、少子高齢化等の深刻化する社会課題の解決に寄与するものとして認識されてきたが、特に第2期計画期間中においては、以下の2つの大きな出来事によって改めてその重要性を確認することとなった。

一つ目の大きな出来事は、新型コロナウイルスの感染拡大である。

新型コロナウイルスの影響の下、スポーツが、いわば「不要不急」のものであるかのごとく扱われ、日々の生活から失われたり、制限されたりすることで、個人にとって見た場合、体力の低下やストレスの増加といった心身の健康保持への悪影響、閉塞感のまん延、日頃の成果発表の機会の喪失などの悪影響が生じた。また、社会にとって見た場合、スポーツを核にした地域における交流の不足や、企業収益の低下など、国民生活や社会活動に様々な悪影響を及ぼしたところでもある。

このように様々な影響が顕在化したことで、反射的な効果として、スポーツが、我々の生活や社会に活力を与えるなど優れた効果を及ぼす重要な価値を持っていることを改めて示すこととなった。こうした非常事態においても国民がスポーツの価値を享受できるよう、一層の力を入れてスポーツ実施の推進を図るべきことが認識されるところである。

二つ目の大きな出来事は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で1年延期された上で 開催された東京大会である。

新型コロナウイルスの影響により、開催が1年延期され、その後も世界的に継続する新型 コロナウイルスの感染拡大の影響の下、東京大会について、大会開催の是非を含めて様々な 声が寄せられたところである。

そのような中、徹底した水際対策や行動管理等を通じた感染症対策を行い、オリンピック (以下「オリ」)という。)・パラリンピック(以下「パラ」という。)史上初めて大部分の競技が無観客での開催となった東京大会ではあったが、「する」「みる」「ささえる」といった様々な立場で参画した人々はもとより、開催地である我が国、そして世界中の人々や社会に対するプラスの影響は大きいものであったと評価できる。

例えば、練習環境の制約や国際試合の中止が相次ぐなどこれまで経験したことのない極めて困難な状況下に置かれたものの、それでもなお、世界中の多くのトップアスリートが、目標に向かって努力を重ね、練習に打ち込んだ成果を発揮すべく、全力で競技に挑んだ。そのような「スポーツをする」真摯な姿は、国内外の多くの人々に感動をもたらした。

また、東京大会から初めて正式競技として採用されたアーバンスポーツと言われる競技 を始めとした競技・種目や、パラリンピックの競技・種目などは、初めて目に触れる機会を 持った人々が多く、多種多様なスポーツについて新鮮さと高い関心を持って受け入れられ た。それに加えて、仲間同士で励まし合う姿、対戦相手が互いのプレーをたたえあう姿といった光景を目の当たりにし、世界中の人々は「スポーツをみる」ことを通じてスポーツの持つ力、そのすばらしさを改めて確認することができた。

さらに、新型コロナウイルスの影響下の中での開催という特別な事情の下、安全・安心な形での大会・競技運営を担った大会スタッフや医療従事者、選手の介助、ガイドや器具・用具の開発・整備等のアスリートの競技活動を支えた関係者、そして、ボランティアの献身的な姿等を目の当たりにし、我が国のみならず世界中の人々に、「スポーツをささえる」ことのすばらしさや重要性を伝えることができたと考える。以上のことを通じて、スポーツの「人々の心を動かす力」や「楽しさ」を再確認するとともに、スポーツを通じた心身の健康増進や地域・経済の活性化、大規模な国際大会運営で蓄積された知見・データ・ノウハウの積極的な利活用、共生社会に向けた更なる意識向上、国際交流・理解の一層の増進などといった、スポーツが今後の社会の活性化等に寄与する価値を改めて見いだすことができたものと考えられる。

また、東京大会では「多様性と調和」を基本的なコンセプトの一つとして、競技力向上を含めて協力体制を築くなど、いわゆる「オリ・パラー体」を目指してきたが、こうした大会全体を通して、あらゆる面での違いを受け入れて、互いに認め合う共生社会を育むことの重要性が改めて認識された。

他方、SNSを中心に選手への誹謗中傷の問題や、熱中症等のスポーツ活動一般でも生じるような課題が発生するなど、スポーツを実施するに当たって前提となる実施をする者の安全・安心が脅かされるような事態も生じたところであり、このようなスポーツの価値を国民・社会が享受するに当たって、その前提を脅かすような事態・状況に対して迅速・適切に対応することの必要性を再認識したところである。

このように、東京大会の開催を通じて得られた数々の貴重な経験は、今後、我が国のスポーツ界がより発展していくために極めて重要な意義を持つものであったと考える。

第2章では、「スポーツの価値」が発揮されるために、第2期計画に掲げられている「中長期的なスポーツ政策の基本方針」等も踏まえつつ、第3期計画において打ち出すべき施策の基本的な方向性を示していく。

# 第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における

# 「新たな視点」

#### (第2期計画の基本方針の扱い)

第2期計画では、今後5年間に取り組む施策を示すのに先立って、「中長期的なスポーツ 政策の基本方針」として、「多面にわたるスポーツの価値を高め、広く国民に伝えていく」 ために「計画が目指す方向性を分かりやすく簡潔に示す」こととしており、全ての人々が「す る」「みる」「ささえる」という様々な立場でスポーツに関わることにより、

- ① スポーツで「人生」が変わる
- ② スポーツで「社会」を変える
- ③ スポーツで「世界」とつながる
- ④ スポーツで「未来」を創る

という4つの目標の実現に向けて取り組むことを示している。

この方針は我が国のスポーツ推進の在り方について、全ての人が自発的にスポーツに取り組んで自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、幹がの強い社会を創るという方向性を示したものであり、時間をかけて取り組むべきものとして包括的かつ大局的な観点から整理し、示されたものである。

今後、第3期計画期間終了時の5年後だけではなく、10年後の2030年14以後も見据えた上で、上記の基本方針については第3期計画においても踏襲して、その方針に沿った施策等の検討・実践を図ることが適切と考える。

#### (第3期計画において推進するための新たな三つの視点)

このように踏襲した中長期的な基本方針に沿った具体的な施策を検討・実践していくに当たって、「人生」「社会」「世界」「未来」が指し示す内容については、第1章で述べた通り、スポーツを取り巻く環境や社会的状況の進展とともに、変化が生じていることに留意する必要がある。

例えば、「人生」については前述の通り、働き方や生活の仕方等のライフスタイルの変化が生じていることに加え、「人生 100 年時代」と言われる中で既存のライフステージ・ライフコースにとらわれないような変化が生じている。

また「社会」については、情報化社会の進展・技術の進歩は著しく、令和3年にはデジタ

<sup>14 2030</sup> 年は、我が国の人口の 3 分の 1 が 65 歳以上の高齢者となることで人口構造の急激な変化を迎えると推計されるなど、社会構造が大きく変化すると言われている。

ル社会形成の司令塔としてデジタル庁も設置されたところである。デジタルツイン<sup>15</sup>を始めとしたリアルとデジタルの融合も進む中で、様々な活動を実施するに当たっての新たな手法が導入できるようになることはもとより、物事のパラダイム(価値観・定義)すら変わるような事態も生じているところである<sup>16</sup>。また、社会の変革に向けて、多くの人・組織が共に活動をすることで、様々な視点や価値観を共有しあう多様性を尊重する声も高まるところである。

「世界」については、2017 年7月に「カザン行動計画」が策定されたことからも見て取れるように、国際的にもスポーツに係る重要課題について取り組むことは世界の潮流である。現在まで、新型コロナウイルスの影響を受けた入国規制等の関係から国際的な人的交流は制限される傾向にあるが、ポストコロナを展望していけば、国籍・人種・地域等を問わず様々な人が様々な場所で活動するグローバル化の流れがとどまることはなく、スポーツの世界においても国際動向に迅速かつ的確に対応していくことが必要となる。

「未来」については、日本は、2030年には65歳以上の高齢者が3分の1となるなど人口減少社会を迎える中で、いかにして「持続可能な社会」を作り上げていくのかが重要となる。世界的に見ても、SDGsが各種施策・取組の目標として掲げられている中、未来に向けて日本社会をどのような形で持続可能な社会に切り替えていくのか、その際、スポーツはどのような貢献が可能なのかについて検討することが急務である。

以上のように、上記の中長期的な基本方針を踏襲しつつ、第2期計画期間中に生じた社会変化や出来事等を踏まえると、第3期計画において施策を示すに当たっては、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを貸に実現できる社会を目指すため、以下の三つの新たな視点が必要になると考えられる。

- ① 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に対応するというスポーツを「つくる/はぐくむ」という視点
- ② 様々な立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツに取り組める社会の実現を目指すという視点
- ③ 性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等にかかわらず、全ての人がスポーツにアクセスできるような社会の実現・機運の醸成を目指すという視点

なお、これら三つの視点については、それぞれが完全に独立したものとして捉えるのでは

<sup>5</sup> 令和3年版情報通信白書(総務省)によると、「IoT等を活用して現実(フィジカル)空間の情報を取得し、サイバー空間内に現実(フィジカル)空間の環境を再現する」ことを指す。

<sup>16</sup> 一例として、国際オリンピック委員会(IOC)は、いわゆる「バーチャルスポーツ」について、「身体運動を伴 うもの(サイクリングなど)と身体運動を伴わないもの(サッカーなど)の2つの形態」があり、ビデオゲームと区 別をすることが重要であるとした上で、「バーチャルスポーツの人気の高まりを生かして、オリンピック・ムーブメ ント、オリンピックの価値、スポーツ参加を促進し、若者との直接的な関係を育てる。」としている。(「Olympic Agenda 2020+5 (日本語)」(https://www.joc.or.jp/olympism/agenda2020/pdf/agenda2020-5-15recommendations\_JP.pdf))

なく、相互に密接に関係し合う側面があることにも留意する必要がある。

(第3期計画の新たな視点①-スポーツを「つくる/はぐくむ」-)

「スポーツの価値」を国民・社会が享受するに当たっては、一人でも多くの人がスポーツ に参画できるような環境を整えていく必要があると考える。

他方、例えば、スポーツに関心を持たない層や苦手な層にとって、その多くは、学校や地域のスポーツ環境の場等において、これまでと変わらないスポーツの種類や実施方法等に対して、魅力を感じられず興味がわかなかったり、不満や非効率さを感じていたりするような場合があることが想定される。

そのような課題を乗り越えるためには、社会情勢や個々人の置かれた状況に応じて、既存のスポーツの枠組みや考え方のみにとらわれることなく、それらを不断に柔軟に見直し・改善し、最も適切・有効な、あるいは個々の状況等に柔軟に応じた方法やルールを考え出したり、創り出したりするといった、スポーツを「つくる/はぐくむ」という観点が、新たに必要になると考えられる。また、世界に誇れる伝統的な我が国の武道の推進を図るとともに、アーバンスポーツ等の新しいスポーツへの参画や誰もが等しく参加できるスポーツの導入などの多種多様なスポーツの存在・意義を発信し、国民が実施する機会を創出することが必要である。

なお、このことは、飽くまで、スポーツを楽しみ、喜びを感じながら取り組めるようにするため、既存の手法・態様のみに固執するのではなく、環境や状況に応じて柔軟に見直し、 改善しながら取り組むことを促す趣旨のものとして考えるべきである。

(第3期計画の新たな視点② - 「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を 感じる-)

新型コロナウイルスの影響によりスポーツ活動が制限されたことを受けて生じた影響の一つとして、これまでスポーツを通じて関わりを持っていた地域や仲間との交流が失われたということがある。

他方、東京大会で初めて追加されたアーバンスポーツ等の競技を含め、難度の高いパフォーマンスに挑戦をした選手を対戦相手が称賛し合うような光景も話題となったところであり、スポーツを通じて人々がつながり合う姿が印象的に示されたところである。

また、「オリ・パラー体」がキーワードとしてあげられ、選手同士の交流や双方の競技等への理解が進んだことに加え、国民にとっても、障害の有無にかかわらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという「当然あるべき」社会の実現の必要性を意識させる契機となった。

これまでのスポーツを通じて多様な人々と様々な境界等を越えて交流をできるような環境づくりや共生社会の実現に向けた取組を更に推し進めつつ、既存の区別や整理の仕方を

所与の前提として固定的に捉えるのではなく、一人一人が置かれた状況や事情、特性等も踏まえ、様々な立場にある人々誰もが「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツを楽しめる社会の実現を目指し、機運を醸成することが、今後より重要になると考える。

また、スポーツの機会を提供する値や、スポーツを通じて社会経済の活性化を図ろうとする値にとっても、個々の力のみで活動を実施することにとらわれることなく、様々な立場・背景を持った人々・組織が「あつまり」、「ともに」課題の対応や活動の実施を図っていくという視点が重要となる。その際、実際に集まることにとどまらず、情報や知見を共有し合うことも考えられる。

# (第3期計画の新たな視点③ ースポーツに「誰もがアクセス」できるー)

スポーツに参画し、スポーツの価値を体感できるような社会を実現するためには、その前提として、性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等、それぞれが置かれた状況によって、スポーツに取り組むことを諦めたり、望まずに途中で離れたりすることがないよう、全ての人がスポーツにアクセスできる社会の実現や機運の醸成を目指すことも重要である。このスポーツに「誰もがアクセス」できるという視点は、スポーツ活動を実施する上で求められることに加え、昨今の人口減少社会等により、スポーツ活動の担い手不足という課題解決を図る上でも重視されるべきものである。また、アクセスをすることができたとしても、その後、自分の意志に反してスポーツから離れることのないよう、様々な支援策を講じることを通じて、スポーツにアクセスし続けられる環境を整えるとともに、スポーツに取り組む人々の心身の安全・安心の確保にも配慮していくことが求められる。

第3期計画においては、以上三つの視点を基軸として、第2期計画期間中に「中長期的なスポーツ政策の基本方針」に沿って進められた施策・取組の達成状況等を分析して、成果や課題を明確化した上で、具体的な施策を位置付けていくことが必要である。

# 第3章 東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、特に

# 重点的に取り組むべき施策

新型コロナウイルスの影響により1年開催を延期し、更にほとんどの競技が無観客で実施されるという、過去に例のない形で東京大会は開催された。

この東京大会を経た後の、我が国におけるスポーツの在り方については、ひとえに、東京 大会開催を通じて得られた「スポーツ・レガシー」を、どのように継承・発展していくのか にかかっていると言っても過言ではない。我が国の取組は、今後長い期間にわたって世界中 から注視されることになると考えられる。

そのため、第3期計画においては、東京大会の無形・有形のスポーツ・レガシーの継承・ 発展に向けて、従前の方法に加え、新たな考え方・視点・手法を取り入れ、様々な関係者と の連携・協力の下、以下に掲げる通り、特に重点的に取り組むべき施策群を明確に示すこと とする。

## (1) 東京大会の成果を一過性のものとしない持続可能な国際競技力の向上

我が国のアスリートがひたむきに努力し、試合で躍動する姿は、国民の誇りや喜び、感動につながり、スポーツへの関心を高めるものであり、このことを通じて国に活力をもたらすものである。東京大会における好成績<sup>17</sup>を一過性のものとせず、東京大会のレガシーとして今後も我が国の国際競技力を向上させるため、これまでの取組の成果を引き継ぎ、中央競技団体 (NF) が策定する中長期の強化戦略プランの実効化を継続的に支援するほか、ハイパフォーマンススポーツセンター (HPSC<sup>18</sup>) と大学等との連携強化による研究推進や人材育成に取り組み、スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援やトレーニング環境を充実させる。

また、HPSCの知見の還元や地域の関係機関との連携強化等を通じた地域の競技力向上に向けた体制構築、NFにおけるアスリート育成パスウェイの構築等を通じて世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出するなど、オリ・パラ大会実施競技以外の競技も含め、持続可能な国際競技力の向上を図る。

【第5章(3)「国際競技力の向上」(P.35)参照】

プ オリンピックにおいては金メダル数、総メダル数ともに過去最高を更新し、パラリンピックにおいても総メダル数は過去2番目の多さとなったほか、8位以上の入賞者数も近年のオリ・パラ大会と比べて大幅増となった。

<sup>18</sup> 東京都北区・西が丘にある国立スポーツ科学センター (JISS) とナショナルトレーニングセンター (NTC) の機能 を一体的に捉えた、JSC が運営する我が国の国際競技力向上の中核拠点

## (2) 安全・安心に大規模大会を開催できる運営ノウハウの継承

新型コロナウイルスの影響下という極めて困難な状況の中でも、我が国において東京大会という大規模国際競技大会を安全・安心に開催することができた運営ノウハウを整理・蓄積し、我が国で今後開催が予定されている 2022 年の第 19 回F I N A世界水泳選手権福岡大会、2026 年の第 20 回アジア競技大会(愛知・名古屋)、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西を始めとした大規模国際競技大会の開催運営に資する形で継承していく。

【第5章(4)「スポーツの国際交流・国際貢献」(P.40)参照】

また、東京大会等に向けて育成・構築した国際的にも高いレベルと評価されているドーピング防止活動に係る人材やネットワーク等を、国内外のスポーツ大会等の様々な活動に有効的に活用できるよう取り組んでいく。

【第5章(12)「スポーツ・インテグリティの確保」(P.64)参照】

さらに、東京大会においては、ボランティアや専門的スタッフ等、スポーツ活動を「ささえる」人材が大いに活躍したことを踏まえ、今後も様々な形でスポーツ活動を「ささえる」人材の活躍が広まるよう、人材の安定的・継続的な確保と養成、その質の向上等に取り組んでいく。

【第5章(10)「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」(P. 55)参照】

## (3) 東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の促進

東京大会は、国籍、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず多様な人が同じ場に集い、それぞれの能力を発揮して競い合い、互いを認め合う場となった。こうした姿は、「する」「みる」「ささえる」を通じて東京大会に関わった世界中の人々に大きな感動を与え、相互理解を一段深めるとともに、共生社会の価値を実感させた。大会を通じた共生社会に対する理解・関心の高まりと、大会によるスポーツの機運向上を契機とし、誰もがスポーツに参画できるような機会の創出・意識の醸成や、オリ・パラの競技団体の連携強化、研究現場・医療現場等の関係者との連携深化等に取り組んでいく。特に、共生社会の実現に向けた取組を東京大会前後の一過性のものとすることのないような、東京大会を契機に整備されたバリアフリー・ユニバーサルデザインの先進的なスポーツ施設についての仕様や利活用方法等に関する情報発信を行うなど、スポーツを実施する者の多様なニーズを踏まえた環境整備の促進を図る。

また、東京大会では選手村にポリクリニック及びフィットネスセンターを一体的に設置し、医師、歯科医師、看護師はもとより理学療法士等のコメディカルスタッフも含めたスポ

ーツ医・科学の素養を持つ多様な職種を配置して、これらの専門性を最大限に活用して、世界最先端の取組に並ぶ切れ目のない連携の下で選手のサポートを行っており、選手や大会関係者から高い評価を得ている。こうしたサポートが受けられる環境は、大規模国際競技大会の場面に限らずアスリートが競技や練習に取り組む際に恒常的に必要なものであることを踏まえ、これら多様な職種が連携してアスリートのサポートを行う体制の整備に取り組む。そして、こうした取組を人々の日常的なスポーツの場面にも展開し、国民の健康増進に寄与してゆく。加えて、地方公共団体や関係団体等と連携し、プレーヤーを安全・健康管理等の面で支えるスポーツドクターやスポーツデンティスト、アスレティックトレーナー等の専門スタッフや、スポーツファーマシスト等の人材の養成・活用を図ってゆく。

【第5章(1)「多様な主体におけるスポーツの機会創出」(P.26)、(5)「スポーツによる健康増進」(P.44)、(8)「スポーツを通じた共生社会の実現」(P.51)、(10)「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」(P.55)等参照】

加えて、東京大会に向けて取り組まれてきたオリ・パラ教育<sup>19</sup>の知見・経験をいかし、スポーツを通じて展開される特色ある教育活動を推進するほか、アーカイブ化等を通じて、貴重なスポーツ資料を保存し、広く二次利用を可能とする。

【第5章(4)「スポーツの国際交流・国際貢献」(P.40)参照】

さらに、東京大会における知見・経験等を次世代につなげていくため、近年の子供たちの体力低下傾向の食い止めに向けた、スポーツ機会の確保方策など総合的な体力向上策に取り組む。

【第5章(1)「多様な主体におけるスポーツの機会創出」(P.26)参照】

(4) 東京大会で高まった地域住民等のスポーツへの関心をいかした地方創生、まちづくり

新型コロナウイルスの影響による入国制限等のため、有観客での開催やホストタウンとの交流等は十分に実施できなかったところではあるものの、東京大会を契機としたかつて

<sup>19 「</sup>オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告(平成28年7月21日)」によれば、「オリンピック・パラリンピック教育」とは、大別して、①「オリンピック・パラリンピックそのものについての学び」と、②「オリンピック・パラリンピックを通じた学び」から構成される。

<sup>「</sup>オリンピック・パラリンピックそのものについての学び」は、オリ・パラに関する知識(歴史、競技種目、アスリートのパフォーマンスや努力のすごさ、オリンピック精神、パラリンピックの意義、用具の工夫・開発やクラス分け等のパラリンピックの特性等)のほか、選手の体験・エピソード、大会を支える仕組み、オリ・パラの負の部分と改善に向けた取組(商業主義が引き起こす歪みとIOC改革の取組、スポーツの公平性を蝕むドーピングの問題点とアンチ・ドーピングの取組等)についての学びが考えられる。

<sup>「</sup>オリンピック・パラリンピックを通じた学び」は、オリ・パラを契機としてスポーツの価値(スポーツが個人や社会にもたらす効果)等が考えられる。具体的には、スポーツまたはスポーツマンシップが、チャレンジや努力を尊ぶ態度、ルールの尊重やフェアプレーの精神、スポーツ・インテグリティの保持、他者の尊重や自己実現、健康増進等にもたらす効果を学び、スポーツをしようとする気運や体を動かすことへの自発的な関心の向上、生涯にわたってスポーツに積極的に参画することにつなげること等が求められる。

ない地域住民等のスポーツへの関心の高まりを、「スポーツ・レガシー」として各地域におけるスポーツによる地方創生、まちづくりの取組に転化させ、それらを将来にわたって継続させ、各地に定着させる。

また、東京大会において会場として使用された国立競技場の運営管理や、新秩父宮ラグビー場(仮称)の整備・運営について、民間活力を活用し周辺地域のまちづくりと一体となった取組を推進していくとともに、国としては、そうした知見や情報等を地方公共団体に提供し、スタジアム・アリーナなどの地域スポーツ施設の整備を含む官民一体となったまちづくりを推進していく。

【第5章(7)「スポーツによる地方創生、まちづくり」(P.48)参照】

(5) 東京大会に向けて培われた官民ネットワーク等を活用したスポーツを通じた国際交流・国際貢献

2014 年より東京大会に向けて、世界のよりよい未来のために、開発途上国を始めとする世界のあらゆる世代の人々にスポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げていくことを目指し、我が国主導で実施されたSFT事業は、結果的に令和3年3月末までに 204 か国・地域の約 1,250 万人にスポーツの価値を届けることができた。このSFT事業で培われた官民ネットワークを東京大会後も活用し、より一層スポーツを通じた国際協力による我が国の国際的な存在感の発揮やSDGsへの貢献を目指す。

【第5章(4)「スポーツの国際交流・国際貢献」(P.40)参照】

(6) 東京大会の開催時に生じたスポーツに関わる者の心身の安全・安心確保に関する課題 を踏まえた取組の実施

東京大会において課題となった熱中症等の心身の安全・安心を脅かす事象については、一般的なスポーツ活動においても同様に課題となるものであり、東京大会における対応等も踏まえ、選手を熱中症等から守るための対策の徹底や、夏季期間における練習や大会に関する健康面からの見直しの検討など、スポーツ活動全般において、実施する者の安全・安心の確保が図られるよう取り組んでいく。

また、東京大会に出場したアスリート等に対する誹謗中傷の事案等も踏まえ、心理面のサポートの充実などアスリートのメンタルヘルスの向上に取り組み、安心して競技できる環境づくりを進める。

【第5章(11)「スポーツ実施する者の安全・安心の確保」(P.62)参照】

さらに、スポーツを「する」人々だけでなく、スポーツを「みる」人々や「ささえる」人々の安全・安心にも配慮した形で、スポーツ施設の整備・運営を行うとともに、スポーツボランティア等の参画を促進する。

【第5章 (7)「スポーツによる地方創生、まちづくり」(P.48)、(10)「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」(P.55)参照】

# 第4章 「新たな三つの視点」を支える具体的な施策

第2章で述べた第3期計画の三つの「新たな視点」ごとに、以下のような重点施策について取り組むことが求められている。

# 1. スポーツを「つくる/はぐくむ」(新たな視点①)

## (1) 多様な主体が参画できるスポーツの機会創出

性別、年齢、障害の有無等に関係なく、多様な主体がスポーツを楽しむために、アーバンスポーツなどの新しいスポーツへの参画や誰もが等しく参加できるスポーツの導入、日常生活の中で気軽にできる運動・レクリエーションの実施、状況や環境の変化に応じた柔軟な実施方法や大会等参加資格の設定、ルールの変更・工夫など、スポーツに関わる人がそれぞれの状況・事情等にあわせ、最も適切な手法・態様を取り入れることが重要であり、国は、そうした取組を促すために必要な啓発活動や支援を実施していく。

また、人生 100 年時代を迎え、特に、スポーツに対する考え方・意欲や生涯にわたってスポーツに親しむための身体的能力等を構築するのに大きい役割を持つタイミングである子供たちに対しては、スポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう教員を含めた指導者の養成や研修を実施したりするとともに、指導の手引きや I C T の活用も含めて、体育の授業等の運動に親しむ機会のさらなる充実を図る。その際、障害があることを理由として、参加を希望するにもかかわらず体育の授業を見学する児童生徒をゼロとすることを目指すためにも、個に応じた指導計画を作成し指導内容等を工夫するよう、国として教育委員会や学校法人等を通じて学校現場に積極的に働きかける。

加えて、子供たちが参加する大会等についても、既存の運営・実施方法にとらわれず、安全・安心な形で開催されるよう、大会主催者はその在り方を不断に見直していくことが求められる。

【第5章(1)「多様な主体におけるスポーツの機会創出」(P.26)参照】

#### (2) 自主性・自律性を養う指導ができるスポーツ指導者の育成

次代を担うアスリートを育成する指導者には、指導を受ける選手の将来を見据えつつ、選手自身が自らのスポーツキャリアを考え、その実現に向けて動き出せる自主性・自律性を養うことができる質の高い指導を提供することが不可欠である。このため、国は、そうした優れた指導者を安定的・継続的に養成することを目指し、(公財)日本スポーツ協会(ISP

O)を始めとする各スポーツ団体が取り組む指導者講習や資格取得の充実を支援する。

その際、指導者による理不尽な暴力や不合理な指導が押し付けられることのないよう、それら暴力・不適切指導の根絶に向けて、養成・研修課程において、最新の科学的知見等に基づく指導方法の取得が可能となるよう取り組む。

【第5章(10)「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」(P.55)参照】

## (3) スポーツ界におけるDX20の導入

スポーツ界におけるDXの導入は、データ等を活用することでトレーニング等の様々なスポーツ活動の効率性向上や最適化を図ることにとどまらず、これまで「空間」や「時間」等の壁によって特定の人や組織、地域に偏在していた様々なスポーツに関する知見や機会を国民や社会に広く提供することを可能にする。情報化社会・IT化が進展する中で、国は、既存の手法等にとらわれずに、スポーツを「する」観点においても、「みる」観点においても、VRやAR等を活用したリモートでも楽しめるようなプログラムやデジタル技術を活用した新たなスポーツ実施機会の創出に係る技術開発や普及啓発の推進を図ることで、スポーツの価値を広く国民に展開できるように取り組むとともに、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出を推進する。

また、スポーツを「ささえる」観点から、選手強化活動におけるデータ分析や、デジタル技術等を活用した多様な支援手法の研究を通じて感染症等の制限下でも継続的に選手強化活動を実施できる環境の整備を進める。その際、個人情報保護に十分留意しながら、スポーツに係るデータの集約・解析、様々な課題への活用等を実施するための体制の在り方等についても検討を進める。

【第5章(2)「スポーツ界におけるDXの推進」(P. 33)参照】

# 2. 「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる(新たな視点②)

(1) スポーツを通じた共生社会の実現

誰もが「する」「みる」「ささえる」ことを通じてスポーツの価値を享受できるよう、国は、

<sup>20 「</sup>デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン(DX推進ガイドライン)Ver.1.0」(平成30年12月 経済産業省)において、「DX」は、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」と定義されている。第3期計画における「DX」は、この定義をスポーツ団体等のスポーツ機会を国民に提供する担い手を主語として、準じて使用するものとする。

様々な立場・状況の人が「あつまり」、「ともに」スポーツを楽しめる環境を構築することを通じ、スポーツを通じた共生社会の実現を図っていく。その際、施設の整備やプログラムの提供はもとより、啓発活動を通じて、人々の理解の増進や意識を醸成することが重要であることに留意する。

【第5章(8)「スポーツを通じた共生社会の実現」(P.51)参照】

(2) スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力を通じた我が国のスポーツ体制の強化

国は、スポーツ活動の重要な担い手であるスポーツ団体が、自主的・自律的にガバナンスを強化し、収益拡大等の経営力の強化を図ることを通じて、「オリ・パラー体」の理念も踏まえ、持続可能な団体運営や団体間の連携・協力が自発的に行われるよう、各団体における外部人材の雇用も含めた戦略的な経営を行う人材確保等の支援やネットワークの構築を行う。

国は、地方公共団体、スポーツ団体、企業、保険者等の関係機関・団体等が連携して、一体感を持って国民のスポーツ実施促進やスポーツによる健康増進、スポーツを通じた地方創生・まちづくり等に取り組めるよう、好事例やエビデンスの提供等の促進等を通じて、機関・団体間の情報共有・連携を促す。

また、地方公共団体は、スポーツ主管部局だけでなく、福祉関係部局、まちづくり部局、 経済振興部局等の幅広い部局との連携・協力体制を構築することに加え、域内のスポーツ施 設等のスポーツ関係者や、医療機関・福祉施設、企業等のスポーツ実施に関わる組織・人と 連携体制を構築してスポーツ実施の促進に取り組む。

【第5章(1)「多様な主体におけるスポーツの機会創出」(P. 26)、(5)「スポーツによる健康増進」(P. 44)、(7)「スポーツによる地方創生、まちづくり」(P. 48)、(9)「担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化」(P. 54)等参照】

#### (3) スポーツを通じた国際交流

国は、スポーツを通じた国・地域・人々のつながりを強めるため、スポーツ分野の政府間 国際協力の推進や、地域間の相互理解に向けた人材交流の支援、国際交流を担う人材育成、 日本のスポーツの魅力発信など、スポーツを通じた国際交流・協力を推進する。

【第5章(4)「スポーツの国際交流・国際貢献」(P. 40)参照】

# 3. スポーツに「誰もがアクセス」できる (新たな視点③)

(1) 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供

国は、総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)等の体制強化・役割の拡大等を通じて、住民の幅広いニーズに応え、地域社会が抱える課題の解決に資する地域スポーツ環境の構築や、スポーツクラブ等の民間事業者も含めた地域の関係団体等の連携の促進、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、性別、年齢、障害や疾病の有無等にかかわらず誰もがスポーツを行いやすくするためのユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る。

【第5章(10)「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」(P.55)参照】

また、国や地方公共団体は、地域で孤立している人や、健康上の理由や障害等のため外出が困難な人たちが、地域コミュニティの一員としてスポーツ活動を楽しめるよう、リモートによるスポーツの場の提供等について支援する。

【第5章(2)「スポーツ界におけるDXの推進」(P.33)参照】

(2) アスリート育成パスウェイの構築及びスポーツ医・科学、情報等による支援の充実

オリ・パラ競技ともに、アスリートの発掘・育成・強化までを一貫して行うパスウェイの 構築を進めるとともに、居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学、情 報等によるサポートを受けられるよう、地域の関係機関のネットワーク構築による連携強 化、地域における専門人材の育成等を進める。

【第5章(3)「国際競技力の向上」(P.35)参照】

(3) 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがないような継続的なアクセス の確保

スポーツに取り組む者が、本人が継続を希望するにもかかわらず、けが・障害や不適切な 指導など本人が望まない理由でスポーツを親しむ機会を失ったり、制限されたりすること がないよう、継続的なスポーツの実施に向けて、スポーツを実施する者の心身の安全・安心 の確保を図る。

【第5章(11)「スポーツ実施する者の安全・安心の確保」(P.62)参照】

# 第5章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

第5章では、第3章・第4章に掲げた施策も含めて、スポーツ庁として今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策について、以下の通り示す。

## (1) 多様な主体におけるスポーツの機会創出

#### 【政策目標】

国民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人一人がスポーツの価値を享受できる社会を構築する。

# ① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出 [現状]

- ・ 成人の週1回以上のスポーツ実施率は 59.9% (障害者は 24.9%) (令和2年度) であり、成人のスポーツ非実施者 (過去1年間に1度もスポーツを実施していない者) の割合は 18.2% (障害者は 53.6%) (令和2年度) である。
- ・ 成人の 1 回 30 分以上の運動を週 2 日以上、1 年以上実施している者の割合(令和元 年度)は男性が 33.4%、女性が 29.5%である<sup>21</sup>。
- ・ スポーツを行う理由は、健康、体力増進・維持、楽しみ・気晴らし、運動不足を感じるから等様々である一方、スポーツ実施を阻害する要因は、仕事や家事が忙しいから、 面倒くさいから、年をとったから等世代によって異なる。

## [今後の施策目標]

- ▼ 東京大会で高まったスポーツ実施の機運も生かしつつ、競技に勝つことだけではなく「楽しさ」や「喜び」もスポーツの大切な要素であるという認識の拡大を図るとともに、スポーツの実施に関し、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず広く一般に向けた普及啓発や環境整備を行うことにより、成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%(障害者は40%)になること、成人の年1回以上のスポーツ実施率が100%に近づくこと(障害者は60%)を目指す。
- ✓ 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動 習慣者の割合の増加を目指す。

#### [具体的施策]

ア 国は、Sport in Life コンソーシアム22を情報や資源のプラットフォームとすること

<sup>21 (</sup>出典) 厚生労働省:国民健康・栄養調査報告

<sup>22</sup> 地方公共団体、スポーツ団体、経済団体等が連携してスポーツ振興に取り組んでいくために、関係団体で構成する

を通じ、国や地方公共団体、スポーツ団体、企業、保険者等の関係機関・団体等の連携 と、一体感をもった国民のスポーツ実施促進に係る取組を推進する。

- イ 地方公共団体は、スポーツ主管課と教育・福祉主管課等で連携し、地域のスポーツ団 体やスポーツ施設、総合型クラブ等及び、医療機関・福祉施設等の関係者の連携体制を 構築して住民のスポーツ実施を促進する。
- ウ 国は、「楽しさ」や「喜び」といったスポーツの価値を認識する人を増やすことを目 指すととともに、関係省庁と連携して、厚生労働省の「健康づくりのための身体活動基 準・身体活動指針」等の健康・体力の保持増進に資するスポーツの普及啓発を行う。
- エ 国、地方公共団体は、JISSや地域のスポーツ医・科学センター等を活用し、アスリートだけでなく、地域住民の健康状態に応じた安全かつ効果的な運動・スポーツプログラムについても情報提供する仕組みづくりを促進する。
- オ 国は、性別、年齢、障害の有無等に関係なく、多様な主体がスポーツを楽しむために、 アーバンスポーツなどの新しいスポーツへの参画や誰もが等しく参加できるスポーツ の導入、日常生活の中で気軽にできる運動・レクリエーションの実施、状況や環境の変 化に応じた柔軟な実施方法やルールの変更・工夫など、スポーツに関わる人がそれぞれ の状況・事情等にあわせ最も適切な手法・態様を取り入れてスポーツを「つくる/はぐ くむ」ことができるように、必要な啓発活動や支援を行う。
- ② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上
- a. 運動部活動改革の推進と地域における子供・若者のスポーツ機会の充実 [現状]
  - ・ 中学生のスポーツ活動が地域・学校等に応じて多様な形で最適に実施されるよう、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定したところ、運動部活動の平均活動時間は短縮傾向にあり、休養日は増加傾向にあるものの、ガイドラインに定めた時間数等には達していない。
  - ・ 中学校の運動部活動において、競技経験のない教師が指導をせざるを得ない現状があ り、また、部活動の指導が教員の大きな業務負担となっている。
  - ・ 令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を取りまとめ、改革の第 一歩として令和5年度以降、段階的に休日の部活動の運営主体を学校から地域に移行 していく方針を示している。
  - ・ 地域における子供のスポーツ実施の場について、総合型クラブの地方公共団体における設置率は 80.9%<sup>23</sup>となっているが、総合型クラブについては運営体制の強化や行政との連携が課題となっており<sup>24</sup>、スポーツ少年団は年々減少するなど、地域で様々な住民

コンソーシアム。Sport in Life プロジェクトの一環として行われている。

<sup>23</sup> 設置数は令和3年7月現在3,583クラブ。

<sup>24</sup> 令和2年7月現在では、自己財源率が 50%以上のクラブが 68.0%にとどまっている。また、PDCAサイクルが定着

が一人一人のニーズに合わせたスポーツをするための場、プログラム、指導者等の環境の充実が必要である。

- ・ 「学校体育施設の有効活用に関する手引き」の策定やモデル事業を通じて、学校体育 施設の有効活用を推進している。
- ・ こうした状況の下、令和3年10月、学識経験者や学校スポーツ関係者から構成される「運動部活動の地域移行に関する検討会議」をスポーツ庁に設置し、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」で示した方針の具体化に向けて検討に着手し、令和4年7月目途に提言を取りまとめることを予定している。(なお、これまでに議論が終了しない場合は、「第一次提言」として取りまとめ、令和4年度中に最終提言を予定。)

## [今後の施策目標]

✔ 中学生等の青少年にとってふさわしいスポーツ環境の実現を目指し、まずは休日の 部活動の運営主体の学校から地域への移行の着実な実施とともに、地域において子供 のニーズに応じた多種多様なスポーツを安全安心に実施できる環境を新たに構築する ため、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」で提言された改革の方向性・方策に 基づき、運動部活動改革を着実に推進する。

- ア 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、部活動の運営主体の学校から地域への移行について、まずは、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、各地域の実態に応じた様々な課題に対応するための実践研究を行うとともに、得られた事例を効果検証し、情報発信することで取組の全国展開を図る。また、運動が苦手な生徒や障害のある生徒も含めて、どの生徒も地域においてスポーツに親しむ機会が確保されるよう、地域におけるスポーツ環境の整備充実を推進する。
- イ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、総合型クラブやスポーツ少年団、 競技団体、地域スポーツクラブ等の地域における子供のスポーツ実施の場を担う関係 団体において、運動・スポーツ指導者の資質向上や相互派遣、活動の場の調整等につい て連携・協力を促進する。また、幼児期や運動を得意としない子供、障害のある子供等 を含めた多様な子供が参加しやすい環境を整備し、地域における子供のスポーツ実施 を促進する。
- ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、子供のニーズに対応できるよう、 アーバンスポーツや誰もが等しく参加できるスポーツ、レクリエーション志向などの 活動も含めて、多種多様なスポーツの機会の提供を促進する。
- エ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、地域における青少年の武道実践の

しているクラブは32.5%、地域課題解決のための方策等について市区町村行政と連携して事業を実施しているクラブは15.3%であり、いずれも割合の増加が課題となっている。

機会の提供を促進するとともに、安全に配慮した指導が行える指導者の確保を図る。

- オ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、地域スポーツに参加する子供たち の成果発表の機会を確保・充実する観点から、大会の在り方の見直しを図る。
- カ 国は、部活動の運営主体の学校から地域への移行の流れを踏まえ、学習指導要領や地域スポーツ環境の在り方など部活動に関する仕組みについて適切なものとなるよう検討する。
- キ 国は、基本法、学校教育法、社会教育法の趣旨を踏まえて学校体育施設の有効活用を 促進するため、地方公共団体内での十分な連携や、総合型クラブや民間事業者を含む多 様な主体の参画による効率的・効果的な活用、一般開放を前提とした施設整備(社会体 育施設との複合化、耐震化、バリアフリー化等)、デジタル技術を活用した施設の情報 管理等を先進事例の情報提供等により推進する。

# b. 子供・若者の日常的な運動習慣の確立と体力の向上 [現状]

- ・ 第2期計画においては、「自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生の割合」を80%とすることが目標であったが<sup>25</sup>、令和元年度時点で65.3%への増加にとどまり、目標は達成できない見込み。
- ・ 「スポーツが「嫌い」「やや嫌い」である中学生の割合」を計画策定時の16.4%から半減することが目標であったが、令和元年度時点で15.8%への減少にとどまり、目標は達成できない見込み。
- ・ 「子供の体力水準」について、高かった昭和60年頃の水準まで引き上げることを目標としていたが、中学生男子及び高校生男子の50m走を除き、目標に到達しておらず、新型コロナウイルスの影響もあり、体力が低下しており、目標は達成できない見込み。
- ・ 運動時間は小・中学生ともに平成29年度をピークに減少で、運動をする子供としない子供で二極化が続いており、運動やスポーツをすることが好きな子供は中学校で減少する傾向にある。
- ・ 幼児期のスポーツ実施頻度は減少傾向にあり、幼児期の子供については運動習慣等に 係る現状把握や、スポーツ実施に係る保護者・保育者に対する普及啓発が不足している。

## 「今後の施策目標]

- ✔ 体育の授業等を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、 生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことがで きる資質や能力(いわゆる「フィジカルリテラシー」)の育成を図る。 その結果として、
  - ・1週間の総運動時間(体育授業を除く)が60分未満の児童の割合を10%(令和元年

<sup>25</sup> 平成 28 年度の策定時は 58.7%

- 度)から5%以下に、生徒の割合を14%(令和元年度)から7%以下に半減、
- ・<u>卒業後にも運動やスポーツをしたいと思う児童の割合を74%(令和元年度)から90%以上に、生徒の割合を65%(</u>令和元年度)から80%以上に増加、
- ・新体力テスト<sup>26</sup>の総合評価がC以上である児童の割合を 73% (令和元年度) から 80% 以上に、生徒の割合を 79% (令和元年度) から 85%以上に増加 を目指す。

- ア 国は、地方公共団体等と連携し、体力や技能の程度、障害の有無及び性別・年齢等にかかわらず、運動やスポーツなどについての科学的な理解を促し、生涯にわたって健康を保持増進しスポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう、教員研修、指導の手引きやICTの活用も含めて、体育・保健体育の授業の充実を図るとともに、大学スポーツにおいてもそうした環境づくりを推進する。
- イ 国は、地方公共団体等と連携し、障害があることを理由として、体育の授業を見学している児童生徒がいる実態を踏まえ、参加を希望する児童生徒の見学ゼロを目指した障害のある児童生徒が共に学べる学習プログラムの開発を行うとともに、障害児のスポーツ・運動機会を確保するため、個に応じた指導計画・指導内容等の工夫を促進する。
- ウ 国は、地方公共団体等と連携し、児童が運動の楽しさや喜びをより一層味わえるよう、 アスリートのセカンドキャリアや中学校保健体育教員の活用などにより、主に小学校 高学年での体育専科教員の配置を促進する。
- エ 国は、地方公共団体等と連携し、児童生徒の体力・運動能力などの現状を把握・分析 し、国・教育委員会・学校における体力向上の取組の改善に役立てる。
- オ 国は、幼児期の子供のスポーツ実施状況や体力水準等に係る現状の把握・評価の在り 方について検討する。
- カ 国は、地方公共団体や民間事業者等に対し、障害の有無や性別等にかかわらず幼児期からの運動習慣を形成するため、保護者・保育者等に対し、幼児期における運動の重要性や安全にスポーツを実施できる施設等に関する情報発信を行えるよう支援するとともに、幼児期運動指針やアクティブ・チャイルド・プログラム<sup>27</sup>の活用等を通じた運動遊びの機会の充実を促進する。
- キ 国は、地方公共団体及び武道関係団体等と連携し、武道を指導する教員の研修、指導者の派遣、武道場の整備等を通じて、中学校における多様な武道の指導を充実する。

<sup>26</sup> 平成11年度の体力・運動能力調査から導入した実技テスト。小学生は握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げを実施。中学生は、握力、上体起こし、長座体前屈、 反復横とび、持久走又は20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げを実施。各項目の記録を得点化・合計し、総合評価(A^E)をする。

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> JSPOが開発した子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する運動プログラム。

- ③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上 [現状]
  - ・ 女性のスポーツ実施率は男性に比べて低く、若年女性については、スポーツの好き嫌い等の理由により、スポーツ実施時間が短い傾向にある。
  - ・ 女性については、運動不足を一因とする、骨粗しょう症、極端な痩せ、妊娠中や産後 の心身の健康悪化等の健康課題が顕在化している。
  - ・ 成人の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は24.9%(令和2年)と、成人一般の59.9%(令和2年)と比べると大きな隔たりがあり、7~19歳(若年層)の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は平成27年度と比べて低下している28。
  - ・ 障害者で過去1年に1回もスポーツを実施していない者の割合は、成人で53.6%(令和2年)、若年層で49.4%(同)と、約5割を占めている。
  - ・ 年代別のスポーツ実施率は、働く世代・子育て世代の20~50代で落ち込む傾向がある。また、テレワークの浸透等による運動不足やそれを一因とする耐糖能異常、脂質異常、高血圧、肥満等の生活習慣病、外出制限等によるメンタルヘルス不調の課題が増加している。

- ✔ 女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツについて普及啓発を行うとと もに、環境整備を促進し、女性のスポーツ実施率の向上を目指す。
- ✔ 障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、学校体育等以外について、障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度(若年層(7~19歳)は50%程度)、障害者の年1回以上のスポーツ実施率を60%程度(若年層(7~19歳)は65%程度)とすることを目指す。
- ✔ 隙間時間等に気軽にスポーツに取り組める環境づくりの推進や、従業員の健康づくりにスポーツを活用する企業を支援すること等により、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率向上を目指す。

#### 「具体的施策」

- ア 国は、地方公共団体や民間事業者等に対し、女性がスポーツを実施する意欲を向上させるための取組や女性のスポーツと健康との関係、女性がスポーツをしやすい環境の整備について、地域のスポーツクラブや研究機関、医療機関等の関係団体間で情報を共有、連携して普及啓発や環境整備等を行えるよう支援する。
- イ 国、地方公共団体は、障害者が身近な場所でスポーツを実施できるよう、全国障害者 スポーツ大会(都道府県等で行う予選会を含む。)の活用や、総合型クラブとの連携も

<sup>28 7~19</sup>歳 (若年層)の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は、平成27年に31.5%であったのに対し、令和2年は27.9%。

図りながら、引き続き、地域の課題に応じたスポーツ実施環境の整備に取り組む。また、障害者スポーツ用具の整備・利用促進にも取り組む。

- ウ 国は、特に、障害者の半数程度を占める非実施層に対するスポーツの魅力の発信や、 民間事業者や地域におけるスポーツ実施機会の創出等により、非実施層の減少を図る。
- エ 国は、(公財)日本スポーツ施設協会や地方公共団体等の関係者と十分に連携して、 性別、年齢、能力等に関係なく、地域において誰もがスポーツ施設でスポーツを行いや すくするため、ハード面の整備だけでなくソフト面での知恵と工夫による積極的な対 応も含めた施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化等について、東京大会を 契機に整備された施設の取組を含む先進事例の情報提供等により推進する。
- オ 国は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨について周知し、合理 的配慮の取組事例の収集及び関係者に対する共有を進めるとともに、車いす競技の体 育館利用における誤解の解消等により施設の利用を促進する。
- カ 国は、働く世代・子育て世代に対して、通勤時間や休憩時間等を活用して、今までよりもプラス 10 分の運動習慣づくりを促す。
- キ 国は、「スポーツエールカンパニー」認定制度<sup>29</sup>の認知度向上と、認定企業の拡大を図る。また、関係省庁と連携して民間事業者に対する普及啓発活動を行い、民間事業者の「健康経営」におけるスポーツの活用を促進する。その際には、厚生労働省の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」と連携・協力を図り、従業員の健康保持増進活動におけるスポーツの活用を促進する。
- ※本項にも位置付けられる既出施策:(1)「② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上」「b.子供・若者の日常的な運動習慣の確立と体力の向上」イ(P.30)

#### ④ 大学スポーツ振興

#### 「現状」

- ・ 「大学スポーツの振興に関する検討会議最終とりまとめ」(平成 29 年 3 月文部科学 省)の提言等に基づき、以下のような施策を推進・実施してきているところである。
- ・ 大学スポーツアドミニストレーター<sup>30</sup> (SA) の配置に取り組む大学をモデル的に支援し、SAの配置数は増加した。他方で、全国的にみると、大学スポーツに対して全学的に適切に関与する体制が整ったとは言えない状況にある。
- ・ 「大学スポーツによる地域振興」等に取り組む大学をモデル的に支援し、全学的な取組を推進した。他方、事例数がまだ少なく、個々の取組においても深化が必要な状況で

<sup>29</sup> 従業員の健康増進のために、スポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」として認定する制度。従業員がスポーツに親しめる環境づくりを進める企業の社会的評価が向上することで、「働き盛り世代」を始めとして、国民全体のスポーツ実施率の向上につなげていくことを目的とする。

<sup>30</sup> 大学において大学スポーツ分野を戦略的かつ一体的に管理・統括する専門人材

ある。

・ 大学横断的かつ競技横断的な大学スポーツの全国統括団体の創設を推進し、平成 30 年3月に独立した民間団体として(一社)大学スポーツ協会(UNIVAS)が設立され、大学スポーツ振興に向けた国内体制が構築された。新型コロナウイルスの影響により思うように成果を出せない状況が続いていたが、最近具体的な成果<sup>31</sup>を出し始めており、今後さらに、国と連携・協力して、具体的成果を上げていくことが期待されている。

## [今後の施策目標]

✔ UNIVASと一層連携・協力して、「する」「みる」「ささえる」といった面で大学スポーツ自体の競技振興を図るとともに、大学スポーツによる地域振興を促進し、「感動する大学スポーツ」の実現を目指す。その結果として、UNIVASの認知度及び大学スポーツへの関心度の向上を目指す。

#### [具体的施策]

- ア 国は、「大学スポーツの振興に関する検討会議」(平成 28 年設置)などで議論し整理された、(1)大学スポーツの振興(①安全・安心な大学スポーツ環境の確立、②デュアルキャリアの推進、③大学スポーツの価値向上・認知向上)、(2)大学スポーツによる地域振興といった分野(大学スポーツ振興)について、UNIVASと連携・協力して、引き続き着実に取組を進める。
- イ 国は、大学スポーツ振興の土台となる機運の醸成・拡大のため、大学スポーツの重要性について、大学関係者が集まる場等を積極的に活用し、広く大学関係者全体、特に大学トップ層の理解を更に促進する。
- ウ 国は、新型コロナウイルスの影響下での経験などを踏まえ、大学スポーツを振興する 体制を更に全国の大学へ広げていくため、従前推進してきたSAの配置に加え、各大学 の規模やミッションに応じた手法により、大学スポーツへの適切な関与・支援体制の構 築を加速化する。
- エ 国は、大学が地域における重要な存在として役割を担うことができるよう、先進事例 の情報提供等により、大学スポーツが有する資源(施設、人材、知的資源など)を存分 に活用した地方創生を推進する。
- オ UNIVASは、国から独立した民間団体であることを前提とした上で、日本らしい 大学スポーツの全国統括団体として、大学スポーツ振興という目的を共有する国と連 携・協力した取組を進めるよう努める。

#### (2) スポーツ界におけるDXの推進

<sup>31</sup> 安全対策の実施状況の評価等を行い、認証の発行と安全補償を付与する UNIVAS 安全安心認証制度の創設など。

- ① 先進技術・ビッグデータを活用したスポーツ実施の在り方の拡大 「現状]
  - ・ I T化の進展の中、新型コロナウイルスのまん延による外出自粛の影響も受け、デジタル環境・データ環境の整備が急速に進展するとともに、屋内でできる活動に対する需要が高まった。

✔ スポーツの実施において、先進デジタル技術やデータの活用を促進する。

#### [具体的施策]

- ア 民間事業者は、必要に応じて国の支援を受け、VRやAR等のデジタル技術を活用してスポーツを新たな方法で楽しむ機会の創出に係る技術開発や普及啓発を推進する。
- イ 国、地方公共団体は、地域で孤立している人や、健康上の理由や障害等のため外出が 困難な人たちも含め、多様な主体それぞれが平等に地域のスポーツ実施に参画できる よう、リモートによる体操教室や会話などの双方向的な交流を生むスポーツの場の提 供等について支援する。
- ウ 国・(独) 日本スポーツ振興センター(JSC)は、関係機関と連携し、デジタル技術等を活用したアスリート支援の充実を図るため、ハイパフォーマンススポーツ<sup>32</sup>に関する情報収集・データ分析や、AI、VR等の先端技術を活用した支援手法を含むスポーツ医・科学等の研究の推進に取り組む。これらを通じて、感染症等による制約を受ける状況にあっても継続的に選手強化活動を実施できる環境の整備を進める。
- エ 国は、関係機関と連携し、個人情報の保護に十分留意しつつ、東京大会において得られた情報を始めスポーツに係るデータの集約・解析や、様々な課題への活用等を実施するための体制の在り方等について検討を進める。

# ② デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出 [現状]

- ・ デジタル技術及びそれによって得られた各種データを活用することによって、スポーツ観戦を中心とする分野におけるエンターテイメント性の向上、する分野における新たなスポーツの創造、教える分野における教授法の改革等が進展しつつある。
- ・ DXによるスポーツの価値向上、さらには、それによる新たなビジネスモデル展開等 への期待は高まっているが、いまだ大きな進展は見られない。さらに、新型コロナウイ ルスの感染拡大により、関係者による取組が積極的には行われにくい状況が続いてい る。

<sup>32</sup> 国際競技大会等での活躍を目指すアスリートによる、スポーツの卓越性を目指すスポーツ活動

✔ デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出を推進する。

#### [具体的施策]

- ア 国は、スポーツの場におけるデジタル技術を活用したビジネスや機器、サービス等の 国内・海外の優良事例を広く収集し、関係者に展開する。さらに、デジタル技術の活用 に積極的に取り組む事業者等に対する表彰やモデル事業への支援等を行う。
- イ 国は、デジタル技術を活用して身体活動を仮想空間上に投影することや、それを通じて競技者が互いの距離や時間等を気にせずスポーツを楽しむこと等を活用した新たなスポーツづくりを含むビジネスモデル創出への支援も行う。
- ウ 国は、NFT<sup>33</sup>やベッティングなど、デジタル技術の発展により新たに可能となった スポーツ関連ビジネスについて、海外の状況を調査するとともに必要に応じて我が国 での事業化に際しての検討を行う。
- エ 国は、指導の高度化や指導現場から暴力・暴言を無くすためにも、言語化しにくい内 容を映像やデータにより理解できるよう、指導現場におけるデジタル活用を推進する。
- オ 国は、スポーツの場におけるデジタル技術の活用やデータの分析を通じて新たなビ ジネスモデルを創出することができる人材を育て、増やしていくための支援を行う。

## (3) 国際競技力の向上

#### 【政策目標】

我が国のアスリートが国際競技大会等において優れた成績を挙げることを目標としてひたむきに努力し、試合で躍動する姿は、国民の誇りや喜び、感動につながり、国民のスポーツの関心を高めるものであり、これを通じて国に活力をもたらすものであることから、(公財) 日本オリンピック委員会(JOC)及び(公財)日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会(JPC)と連携し、各NFが行う競技力向上を支援する。

そうした取組を通じ、<u>夏季及び冬季それぞれのオリンピック・パラリンピック競技大会</u> 並びに各競技の世界選手権等を含む主要国際大会において、過去最高水準の金メダル獲得 数、メダル獲得総数、入賞数及びメダル獲得競技数等の実現を図る。

- ① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立 [現状]
  - ・ NFが策定する中長期の強化戦略プランの実効化支援等の従前の取組は一定の成果 をあげており、今後も、必要な改善を加えながら取組を継続することが必要。

<sup>33</sup> Non-Fungible Token (非代替性トークン)。ブロックチェーン上で発行される、代替可能性のないデジタルトークンのこと。

- ・ 選手強化活動全体の強化責任者及びワールドクラスのコーチ等の育成・配置がまだ十分に進んでいないNFがあり、コーチ等の育成・配置も更なる充実が求められる。
- ・ 選手強化活動や競技普及などにおいて、オリ・パラのNFが連携した取組が必ずしも 十分にできているとはいえない。
- ・ 女性アスリートが健康にハイパフォーマンススポーツを継続するため、各ライフステージに応じ必要な支援や環境づくり、選手自身や関係者への意識啓発を更に進める必要がある。

✔ NFが策定する中長期の強化戦略プランの実効化を継続的に支援するほか、NFが選手強化活動等を自立して進めていくための組織基盤の強化、これからの選手強化活動に必要な強化責任者や指導者・スタッフ等の人材の育成・配置、女性アスリートの活躍のための環境整備等に取り組み、オリ・パラのNFの更なる連携を促進しながら、国際競技力向上の基盤を確立する。

- ア JSC、JOC及びJPCは、各NFによる中長期の強化戦略プランの実効化を支援するため、引き続き、各NFとの連携による協働コンサルテーション<sup>34</sup>の実施など、PDCAサイクルの各段階での支援等に協働で取り組む。また、国は、この取組における各NFの評価結果については、引き続き、各種事業の資金配分に活用する。
- イ 国は、NFが行う日常的・継続的な選手強化活動に対する支援を行うに当たって、次 回のオリ・パラ大会に向けて重点支援競技を選定し、配分額の加算や、スポーツ医・科 学、情報等による専門的かつ高度な支援を継続的に実施する。
- ウ JOC、JPC及びNFは、従前の取組の成果を踏まえつつ、選手強化活動全体の強 化責任者、海外から招へいした人材を含む優秀な指導者・スタッフ等の育成・配置を進 める。国としても、これらの取組を支援する。
- エ 国は、各NFの実情を踏まえつつ、NFが自立して選手強化活動を始めとした様々な活動を進めていくための組織基盤の確立・強化に向けた取組を支援することで、NFの持続的かつ自立的な運営を促進する。
- オ 国は、選手強化活動や競技大会の開催、競技の普及、企業等との協働などにおいて、 オリ・パラのNFが、連携した取組を進めるよう促す。
- カ 国及び J S C は、女性アスリートが健康に競技を継続できる環境の整備のため、従前の取組により得られた成果や知見を活用し、実践における課題解決に取り組むとともに、相談体制の充実や出産・育児等へのサポートを含めた支援体制の整備を行う。あわ

<sup>34</sup> JSC、JOC 及び JPC により構成される協働チームと各 NF の強化責任者が、強化戦略プランの目標達成に向けた進捗 状況等を確認の上、課題解決のための意見交換や情報提供等を行うもの。

せて、指導者についても、NF等における女性エリートコーチの育成・配置を進めるための取組を実施する。また、女性アスリートの健康課題<sup>55</sup>等に関する指導者やアスリート自身の理解促進や予防及び早期発見に向けた取組等、NFや地域における女性アスリートへの支援体制の充実に取り組む。

- キ JSCは、スポーツ振興基金助成事業においてアスリートに対する助成を行うこと 等により、競技活動に専念した選手生活の継続を奨励し、競技水準の向上を支える環境 を整備する。
- ク 国は、JSC、JOC、JPC、JSPO、NF、民間事業者、大学等と連携して、 クロスアポイントメント制度<sup>36</sup>等の活用も含めた組織間の人材交流の促進や、ナショナ ルコーチ等の設置に係る支援等により、指導者・スタッフ等が選手強化活動に専念し、 又は、研究者がスポーツ医・科学等に関するより実践的な研究を行うことができる環境 の整備を進める。

#### ② アスリート育成パスウェイの構築

#### [現状]

- ・ アスリートの発掘・育成・強化に関しては、国、地方公共団体、競技団体等が様々な 取組を行っている。これらの取組を有機的に連携させ、アスリートが競技開始からトッ プレベルに至るまでの道筋(アスリート育成パスウェイ)の整備を進める必要がある。
- ・ アスリートの発掘については、オリ競技は、育成・強化につながるような発掘となるよう、改善を図ることが必要である。他方、パラ競技においては、これまで実施してきたジャパン・ライジング・スタープロジェクト<sup>37</sup>を通じ、短期間で国際大会等へ出場する選手が発掘されるなど、その効果は高いことから、継続的な改善を図りつつ、引き続き実施していくことが必要である。

## [今後の施策目標]

✔ NFにおけるアスリート育成パスウェイの構築等を通じた、中長期の戦略的な発掘・ 育成・強化の取組により、世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出する。

#### [具体的施策]

ア 国及び J S C は、アスリートの戦略的な発掘・育成・強化に向けて、地方公共団体、 競技団体、 J S P O (各都道府県協会を含む)、(公財)日本パラスポーツ協会(J P S

<sup>35</sup> 代表的なものとして、過度なトレーニングにより引き起こされる、利用可能エネルギー不足、無月経、骨粗しょう症が女性アスリートの三主徴と呼ばれている。

<sup>36</sup> 出向元機関と出向先機関の間で、出向に係る取決め(協定等)の下、当該取決めに基づき労働者が二つ以上の機関と労働契約を締結し、双方の業務について各機関において求められる役割に応じて従事比率に基づき就労することを可能にする制度

<sup>37</sup> 関係団体と連携して、全国から次世代の有望なアスリートを発掘するプロジェクト。

- A)(各都道府県協会を含む)、その他関係機関等による取組の有機的な連携を図る。特に、「日本版FTEM³8」等も活用しながら、各NFが、発掘から育成・強化までを一貫して行うアスリート育成パスウェイを構築することを支援する。その際、トップアスリートの引退後のキャリアにも十分配慮する。
- イ 国及びJSCは、地方公共団体や競技団体が、アスリートの適性や競技特性を考慮した将来有望なアスリートの発掘を行い、これが育成・強化と一貫した取組となるよう、支援する。特に、パラ競技については、タレント発掘のための取組の強化が、競技の裾野を広げ、将来有望な人材がスポーツを実施することにもつながることから、更に幅広い層へのアプローチが可能となるよう取り組む。
- ウ 国及びJSCは、引き続きNFと連携し、将来メダル獲得の可能性が高い競技や有望 アスリートに対して、スポーツ医・科学、情報等の活用や海外派遣などを通じて、集中 的な育成・強化への支援を実施する。
- エ 国、JSPO及び開催地の都道府県は、国民体育大会(国民スポーツ大会)が、将来有望なアスリートの発掘・育成を含め、競技力向上に資するものであることから、三者が一体となって実施するとともに、「3巡目」に向けた大会の在り方等について検討を進める。

# ③ スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実 [現状]

- ・ アスリート支援を充実するため、HPSCの機能を強化し、国際競技力向上を支える 基盤を整備するほか、メダル獲得の可能性が高い競技に対しては、スポーツ医・科学、 情報等の各分野のスタッフによる専門的かつ高度な支援を実施してきたが、国際的に もますます革新的な技術を活用したデータ収集・分析等が進む中で、アスリート支援の 一層の高度化・充実が求められる。
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大によりNFの選手強化活動が制約を受け、これに対応 した経験も踏まえ、安定して継続的に選手強化活動ができる環境整備が必要である。

#### [今後の施策目標]

✓ スポーツ医・科学等の分野の研究を推進し、得られた知見の活用により、HPSCや地域の関係機関におけるアスリートへのスポーツ医・科学、情報等によるサポートの一層の充実を図る。あわせて、デジタル技術の活用等により、感染症等による制約を受ける状況にあっても継続的な選手強化活動を行うことができる環境を整備する。

<sup>38</sup> アスリートの育成過程を「Foundation、Talent、Elite、Mastery」に分けたオーストラリアのフレームワークを基に、日本の競技スポーツの基盤を踏まえたアスリート育成の在り方を根拠に基づいて段階的に見える化した枠組みとしてJSCが開発したもの。39 2022年度よりIOCを中心として多くの国際スポーツ団体の本部が置かれているスイス・ローザンヌにスポーツ界の動向や決定事項の情報を効果的に調査・収集等のため設置する拠点

- ア 国及びJSCは、トップアスリートの育成・強化の観点からスポーツ医・科学、情報等による研究・支援を行う中核的な拠点として、ハイパフォーマンススポーツに関する情報収集・データ分析の充実、パラ競技の用具を始めとした競技用具等に関する研究の実施など、HPSCの機能強化を進める。その際、デジタル技術の活用など、新型コロナウイルスの影響下の経験を踏まえた継続的な選手強化活動を行うことができる環境の整備を進めることに留意する。これらを通じて、NFによるスポーツ医・科学、情報等に基づく選手強化活動を促進する。
- イ 国及びJSCは、強化合宿や競技大会におけるスポーツ医・科学、情報等を活用した トップアスリートへの支援、大規模国際競技大会におけるトップアスリートやコーチ 等の競技直前の準備に必要な機能の提供により、トップアスリートに対して多面的で 専門的かつ高度な支援を実施する。
- ウ 国及びJSCは、アスリートに対する誹謗中傷等に関する昨今の状況を踏まえ、アスリートがメンタルヘルスを向上させ、大舞台で本来の実力を発揮できるよう、メンタルトレーニングの普及啓発を含む、心理面のサポートの充実を図る。
- エ 国は、NTC中核拠点のみでは対応が困難な冬季、海洋・水辺系、屋外系の競技等については、従来の拠点設置の考え方にとどまることなく、海外における活動の在り方を含め、あらゆる可能性の中で検討を進める。あわせて、NTC競技別強化拠点においては、NFが策定する強化戦略プランに基づいた選手強化活動を実施することはもとより、都道府県競技団体(PF)などが行う地域における競技力向上の取組にも資するよう、機能強化ディレクターの配置拡充等を通じ、HPSC、地域のスポーツ医・科学センター、大学等との連携を強化し、スポーツ医・科学、情報等によるサポート等の充実を図る。
- オ 国及びJSCは、大学等とHPSCとの連携による先端的なスポーツ医・科学研究を 推進するとともに、研究で得られた知見を実践において活用(実装化)できるよう取り 組む。あわせて、スポーツ医・科学等の分野の若手研究者の育成を進めるため、連携協 定の締結、クロスアポイントメントの実施、教育プログラムの開発、HPSCの場を活 用した実践機会の提供など大学等とHPSCとの一層の連携強化を図る。
- カ 国は、パラ競技における国際競技力向上に当たって、障害に応じた選手の適性判断や 適切な助言、より公平なクラス分けの国際基準作りへの積極的な参画が重要であることから、クラス分けに係る調査研究や人材育成・配置を支援する。
- ④ 地域における競技力向上を支える体制の構築 [現状]

- ・ ハイパフォーマンススポーツに関するHPSC等の知見を、全国のアスリートの発掘・育成・強化の実践において活用できるよう、地域に還元していくことが必要である。
- ・ 世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出するためには、地域における競技力 向上を支える体制の構築を進め、これをNFによるアスリートの育成・強化につなげる 仕組みづくりが必要である。

✔ HPSC、NTC競技別強化拠点、地域のスポーツ医・科学センターや大学等の連携を更に強化し、HPSC等に蓄積された知見の地域・社会への還元を図るとともに、地域における競技力向上を支える体制を整備する。

## [具体的施策]

- ア 国及びJSCは、地域のアスリート育成において、スポーツ医・科学、情報等による サポートを受けられる体制を整備するため、NTC競技別強化拠点や地域のスポーツ 医・科学センター、大学等とのネットワークを構築し、地域におけるスポーツ医・科学、 情報等によるサポートを担う人材の育成を進める。
- イ 国及びJSCは、持続可能な国際競技力向上に資するよう、PFを含む地域のスポーツ団体、地方公共団体、企業、地域のスポーツ医・科学センター、大学等が連携した、地域における競技力向上を支える体制の構築を進め、これをNFにおける選手強化活動に連続させる、地域と一体となったアスリート育成のための仕組みづくりに取り組む。
- ※本項にも位置付けられる既出施策:(3)「③ スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実」エ(P.39)
- (4) スポーツの国際交流・国際貢献
- ① 国際スポーツ界への意思決定への参画

#### [現状]

・ IF等における日本人役員は、第2期計画の目標の35人を達成し、東京大会に向けて日本に対する関心が高まる中で一定の成果を上げたが、依然としてIF役員ポストを多く有する国々とは差がある。NFとして戦略的なポスト獲得に向けた活動やIFにおいて発言力を発揮できる人材育成の方策を検討する必要がある。

#### [今後の施策目標]

✔ 国際スポーツ界の意思決定や競技発展に積極的に貢献するため、現在のIF等の役員ポスト37人規模の維持・拡大を目指す。その際アジア競技連盟(AF)の役員ポスト

#### トも確保する。

#### [具体的施策]

- ア 国は、IF、AF等の日本人役員の増加及び再選に向けたNFの取組を支援する。また、JSC、JOC、JPC及びNFと連携し、IF等で活躍できる人材の発掘・育成、次世代を担う職員派遣を推進する。その際、民間人材(東京大会の運営で活躍したプロフェッショナル人材、専門スタッフ、スポーツボランティア)やアスリートを含め、人材のすそ野を広げていく。
- イ 国は、NFが国際スポーツ情勢やIFの役割を踏まえ、当該IFにおけるポストの獲得やそれによる競技発展への寄与、また、IFにおけるリーダーシップの発揮、さらに、今後の人材育成などを盛り込み作成する国際戦略に基づき、NF相互の連携の強化を図りつつ、戦略的な支援を行う。
- ウ 国は、JSCのローザンヌ拠点<sup>39</sup>の活用等により、スポーツをとりまく国際的情報を 収集するとともに、我が国の取組について国際的な情報発信をしていく。

## ② スポーツ産業の国際展開

#### [現状]

- ・ スポーツ庁、経済産業省、(独)日本貿易振興機構及びJSCの4者が、我が国のスポーツやスポーツ産業の国際展開を促進するための連携体制を構築した。
- ・ ASEAN等において日本の競技力や健康サービス・製品に対する関心は高いものの、 スポーツ産業の国際展開が不十分である。また、国際展開の意欲が高いスポーツテック 分野のスタートアップ等のベンチャー企業が、国際的に認知される機会が少ない。

#### 「今後の施策目標]

✔ スポーツ産業展開を加速するための人的ネットワークの構築や情報共有のための基盤を構築する。

- ア 国はスポーツ産業の国際展開を促進するためのプラットフォームの検討を行いつつ 先進事例や機運醸成のための情報発信を推進する。
- イ 国は国際的な展示会・商談会等へ、幅広い我が国のスポーツ関連産業の参加を促進する。また、関心のある国内企業やスポーツ団体等に対して情報提供を行い、国内のネットワークを形成する。
- ウ 国はスポーツを核としたオープンイノベーションプラットフォーム(SOIP) <sup>40</sup>と

<sup>39 2022</sup> 年度より I O C を中心として多くの国際スポーツ団体の本部が置かれているスイス・ローザンヌにスポーツ 界の動向や決定事項の情報を効果的に調査・収集等のため設置する拠点

<sup>40</sup> スポーツ分野と他産業の融合による新事業創出を目的とするスポーツオープンイノベーションプラットフォーム

連携し、企業や取組事例の国際展開を図る。

# ③ スポーツ国際交流の促進

## [現状]

- ・ MINEPS<sup>41</sup>への参画や日中韓、日ASEAN間のスポーツ大臣会合の立ち上げ、 開催を通じ、アジア地域等におけるスポーツを通じた国際協力に存在感を発揮してき た。会合の成果を踏まえ、今後も具体的な協力方策を検討していく。
- ・ 令和3年3月末までに 204 か国・地域の約 1,250 万人にスポーツの価値を届けたS FT事業により、NF連携を通じた指導者の招へい・派遣やパラ参加国・地域拡大支援 などオリ・パラ・ムーブメントを推進した。この成果を踏まえ、SFT事業の在り方を 検討することが必要。
- ・ スポーツを通じた国際交流は、国際的な相互理解を図るために有効であり、青少年を 含むスポーツに携わる人材の目を世界に向けさせることが重要。

## [今後の施策目標]

- ✔ 東京大会のレガシーを一環として、スポーツを通じた国際交流・協力により、スポーツ界における日本のプレゼンスの維持、向上を目指す。
- ✓ SFT事業を通じて培われた官民ネットワークを活用し、スポーツを通じた国際協力による存在感の発揮やSDGsへの貢献を目指す。

#### [具体的施策]

- ア スポーツ分野の政府間国際協力を引き続き推進する。また、地域間の相互理解を深めるため、人材交流を支援する。
- イ 国内外においてスポーツを通じた幅広い国際交流活動を実施する。特に、国はパリ 2024 オリンピック・パラリンピック競技大会や第 20 回アジア競技大会 (2026/愛知・名古屋) に向け、東京大会のレガシーを継承し、スポーツを通じた国際交流・協力を推進する。

#### ④ 国際競技大会の招致・開催に対する支援

#### 「現状]

・ 今後我が国では、第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会や第20回アジア競

<sup>(</sup>SOIP)

<sup>41</sup> ユネスコ教育・スポーツ担当大臣等国際会議 (MINEPS)。ユネスコ主催で、ユネスコ加盟国、準加盟国地域のスポーツ担当大臣等が集まり、スポーツにおける国際的重要課題について議論し、実行志向型の提言を発表する会議。

技大会(2026/愛知・名古屋)、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西等の大規模国際 競技大会が開催される予定である。また、札幌市とJOCが 2030 年の札幌冬季五輪の 招致を立候補し、IOCと継続的に対話が行われている。

- ・ 国際競技大会の招致や開催に当たっては、これまでの大会運営のノウハウを活用しつ つ、地域の活性化や世界規模の課題解決への貢献、また、持続可能性の観点でより多く の人々へスポーツの価値を通じたビジョンやコンセプトを国民に届けることが重要。
- ・ また、自治体が持続可能な形で国際大会を開催できるようにしていく必要がある。

#### 「今後の施策目標]

✔ 国際競技大会の開催を支援することで、我が国の国際競技力向上や国際交流・協力 や経済、地域の活性化等に寄与する。

#### [具体的施策]

- ア 国は、2022年の第19回FINA世界水泳選手権福岡大会や2026年の第20回アジア 競技大会(愛知・名古屋)、ワールドマスターズゲームズ2021関西を始めとした国際競 技大会の円滑な開催や新たな招致に向け、大会の開催目的や計画、取組状況等を踏まえ 引き続き支援する。
- イ 国は、開催地及びNFが招致・開催する国際競技大会についてその意義や開催規模の 適正性、SDGsや地域社会・経済への貢献に資する開催計画の状況、開催の効率性に ついて、その意義を勘案しつつ支援する。
- ウ 国は、国際競技大会の招致・開催に取り組む自治体等へ関係団体間の積極的な関係構築やノウハウ共有を促していく。

# ⑤ オリ・パラ教育の知見・経験等をいかした教育活動の展開 「現状」

- ・ 東京大会に向けて作成されたオリ・パラ教育教材が蓄積されている。また、大会に参加したアスリートと児童生徒との国際交流も含む交流活動等が進められるなど、大会のレガシーをいかした特色ある教育活動が進められている。
- ・ スポーツ・デジタル・アーカイブに係るガイドラインを作成し、資料のデジタル化、 アーカイブシステムの運用・検証を実施したものの、デジタル化やネットワーク化が不 十分であり、また一般ユーザーの利用可能なシステムを構築する必要がある。

## [今後の施策目標]

✔ 東京大会における知見・経験をレガシーとしていかしつつ、アスリートと児童生徒との交流など、スポーツを通じて展開される特色ある教育活動を推進する。

✔ アーカイブ化・ネットワーク化を推進し、貴重なスポーツ資料の散逸・劣化を防ぐとともに、アーカイブ化・ネットワーク化を通じて広く二次利用を可能とする。

## [具体的施策]

ア 国は、オリ・パラや国際的なスポーツ大会の意義等について、学習指導要領を踏まえ た指導が継続的になされるよう取り組む。

具体的には、JOC・JPC・大学・地方公共団体等の関係機関と連携を図り、オリ・パラ教育等の様々なスポーツを通じて展開される特色ある教育活動を支援するとともに、多様な事例の収集・情報提供を行う。

- イ 地方公共団体は、スポーツ担当部局と教育委員会との連携を密に図りつつ、必要に応じてJOC・JPCや企業等の取組も活用し、様々な競技のアスリートと児童生徒との 交流活動、体験活動の機会、国際交流活動等を継続的に提供するよう努める。
- ウ JSCは、スポーツ・デジタル・アーカイブに係るガイドラインを踏まえ、国立国会 図書館が運用するデジタル・アーカイブのプラットフォームである「JAPAN SE ARCH」等との連携を視野に入れた形で、スポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化を引き続き推進する。

## (5) スポーツによる健康増進

#### 【政策目標】

地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁で連携しつつ、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指す。また、厚生労働省の策定する「健康日本21」42に掲げる健康寿命の延伸に、スポーツ実施率の向上を通じて貢献する。

- ① 健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進 [現状]
  - ・ スポーツによる健康増進に関するエビデンスは蓄積されてきているが、それらをまとめ、活用するための体制が整備されていない。
  - ・ 健康診断においては有所見でも自己認識としては健康と認識している人も多い現状が見られるが、健康であると自己認識している人については、健康のためにスポーツをしようと思う人は少ないとの指摘がある<sup>43</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> 健康増進法に基づき策定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(平成15年厚生労働省告示第195号)」のこと。国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めている。

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> 自分の健康状態について「健康」「どちらかといえば健康」と回答する人の割合:約80%(令和2年度「スポーツ 実施状況等に関する世論調査」)、

健康診断(職域)における有所見率:約55%(平成30年 労働安全衛生法に基づく定期健康診断結果より)

- ✔ スポーツと健康の関係やスポーツ実施促進の効果的な方法等についての科学的知見を蓄積し、蓄積された科学的知見の普及・活用を通じてスポーツを通した健康増進を図る。
- ✓ 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動 習慣者の割合の増加を目指す。(再掲)

- ア 国は、地方公共団体等に対し、各地域の実態(住民の特性・施設の整備状況等)に応じた効果的なスポーツ実施促進施策について調査・検討を行えるよう支援する。
- イ 国は、関係省庁や研究機関と連携して、心身の健康に資するスポーツや、スポーツ実 施率の向上政策、スポーツを通じた社会課題解決推進のための政策に資する研究を支 援し、これらの科学的根拠をまとめる体制を構築するとともに、地方公共団体やスポー ツ関係団体に対し、まとめた科学的根拠を分かりやすい情報にし、普及啓発する。
- ウ 国は、地方公共団体やスポーツ関係団体、企業、経済団体等に対し、科学的根拠に基づき、スポーツによる健康づくり、コンディショニングの方法、栄養・休養の取り方や厚生労働省の「健康づくりのための身体活動基準・身体活動指針」等の健康に資するスポーツに関する情報を分かりやすく発信する。
- ※本項にも位置付けられる既出施策:(1)「① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出」エ(P. 27)
- ② 医療・介護、企業・保険者との連携を含む、スポーツによる健康増進の促進 [現状]
  - ・ 国民医療費が年間 40 兆円を越える規模となり、高齢化等によりその更なる拡大が予想される中、スポーツによる医療費抑制に係る研究成果は数多く報告されており、スポーツによる健康増進に対する期待が高まっている。
  - ・ スポーツによる健康増進の効果についての各種事業における好事例等の成果物の利 活用や効果的な情報発信、好事例の横展開が不足している。
  - ・ 健康のためのスポーツ促進に当たって、医療・介護現場とスポーツ現場の連携や教 育・福祉関係部局・地方行政との連携に課題がある。
  - ・ 年代別のスポーツ実施率は、働く世代・子育て世代の20~50代で落ち込む傾向がある。また、テレワークの浸透や外出制限等により運動不足やそれを一因とする耐糖能異常、脂質異常、高血圧、肥満等の生活習慣病、メンタルヘルス不調の課題が増加している(再掲)

- ▶ 地域において科学的根拠に基づいた安全かつ効果的なスポーツの習慣化を促進する ことで、住民の健康増進を図る。
- ✔ 教育・福祉関係部局・地方行政との連携や医療・介護現場とスポーツ現場の連携を促進し、医療・介護の場からスポーツの場へ誘導する仕組みを構築する。
- ✔ 従業員の健康づくりのためにスポーツの実施に積極的に取り組む企業の増加により、 働く世代・子育て世代のスポーツを通じた健康増進を図る。

- ア 国は、地方公共団体、学校、地域のスポーツクラブ、医療関係団体、企業等に対し、これまで運動が禁忌とされていた患者でもスポーツの実施により予後が良好になると認められる場合が増えてきたことも踏まえ、スポーツによる幅広い健康増進効果やスポーツ実施促進の効果的な取組方法等についての情報を共有し、普及啓発活動を行えるよう、支援する。
- イ 国は、科学的根拠に基づき、健康づくりに資するスポーツに関する情報の周知や、地域住民の健康状態に応じた安全かつ効果的な運動・スポーツプログラムの提供を支援する。
- ウ 国は、地方公共団体や企業が行った健康増進に資する取組をまとめ、好事例の横展開 を図るとともに、地方公共団体や企業が施策の助言を受けられる機会を提供する。
- エ 国は、医師会の協力を得て、医師が作成する運動処方の情報に基づき、地域の運動・スポーツ教室、スポーツクラブ等において適切なプログラムが提供され、安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践できる環境の整備を支援する。また、医師が安心して高齢者に運動・スポーツを推奨できるよう、運動・スポーツ施設の特徴等の見える化44を促進する。
- オ 国は、地方公共団体が行う介護現場とスポーツ現場の連携を促進する事例の創出を 支援するとともに、運動処方の情報から安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実 践するためのプログラム作成ができる指導者等の専門家の養成を支援する。
- カ 民間事業者は、職域健診の結果に基づく事後措置や特定保健指導等において、医師、保健師等から従業員やその家族に対し、スポーツの実施を通じた健康保持増進について必要な指導を行う。国は、民間事業者や保険者等と連携し、従業員に自らの体力の現状を把握させ、スポーツ実施を通じた健康保持増進の必要性に関する気づきを与えられるよう、健康診断等の際に体力テストを併せて行う等の取組を検討する。
- キ 国は、地方公共団体に対して、スポーツを通じて地域住民の健康増進を推進するため、「スポーツ健康都市宣言」やそれに類する宣言を行うよう働きかける。

<sup>44</sup> 例えば、各運動・スポーツ施設にはどのような指導者が在籍していて、またどのようなプログラムや設備が整っているのかを情報として見える化することが考えられる。

※本項にも位置付けられる既述施策: (1)「① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出」イ(P.27)、「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」キ(P.32)

# (6) スポーツの成長産業化

#### 【政策目標】

スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の 拡大につなげるという好循環を生み出すことにより、スポーツ市場規模 5.5 兆円を 2025 年 までに 15 兆円に拡大することを目指す。

#### [現状]

- ・ 日本プロサッカーリーグ (Jリーグ) やジャパン・プロフェッショナル・バスケット ボールリーグ (Bリーグ) などの地域密着型のプロスポーツリーグ等において、地域と ともに成長しようとする活動が拡大しつつある。
- ・ 第2期計画でスポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円とする目標を掲げており、統計数値がそろう直近のデータである2018年までは約9兆円と順調に推移。しかし、その後は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を大きく受けている可能性がある。

#### [今後の施策目標]

✔ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けたスポーツ産業を再び活性化させると ともに、成長産業化への道筋を明確なものとする。

- ア 国は、地方公共団体が中心となって取り組むスタジアム・アリーナ整備について、民間活力も活用し、スポーツの成長産業化及び地域活性化を実現する基盤として着実に推進する。具体的には、目標とする 2025 年までの 20 拠点選定に向けて地方公共団体及び民間事業者に対する専門的知見 ・国内外の先進事例情報等の提供や地域における関係者間での協議を促進するとともに、選定拠点を核にした情報集約の場を設け、拠点それぞれが蓄積した経験・ノウハウを集約し、その展開を図る。
- イ 国は、プロスポーツを含めた各種スポーツ団体と他産業とのオープンイノベーションを通じた新たなビジネスモデル開発を支援すべく、対象競技の拡大や地域のスポーツチームや企業等の参画を促進しつつ、セミナー等での機運醸成、先進事例の創出や優良事例の収集・表彰等を引き続き実施する。
- ウ 国は、スポーツ団体の収益力を向上させるため、スポーツ経営人材の育成やスポーツ

団体の経営力強化等を支援する。

- エ 国は、スポーツ団体・自治体・民間事業者等が連携・共創のもと行う最新テクノロジーを活用した取組、データを利用した取組、地域貢献等の社会的価値創出に資する取組等の動向調査を行い、スポーツが他産業や社会一般にもたらす多様な価値の発信を通じて、スポーツ界への投資を促進する。
- オ 国は、スポーツ市場規模の算定手法を改善することにより、スポーツ市場の分析を的確に実施するとともに、関係省庁・スポーツ団体・民間事業者等との継続的な議論の場を設け、先進事例となる新たな取組の共有やニーズ・課題の抽出等を行い、民間事業者と国及び地方公共団体との連携を促進する。
- カ 国は、スポーツ団体が、アジア等の国際市場に対して、スポーツコンテンツの輸出や デジタル技術活用による新たなスポーツ観戦等の提供、インバウンド等の取り込みと いった我が国のスポーツ市場拡大につながる魅力的な活動を行うことを支援する。

# (7) スポーツによる地方創生、まちづくり

## 【政策目標】

全国各地で特色ある「スポーツによる地方創生、まちづくり」の取組を創出させ、スポーツを活用した地域の社会課題の解決を促進することで、スポーツが地域・社会に貢献し、競技振興への住民・国民の理解と支持を更に広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現する。

# ① スポーツによる地方創生、まちづくり

#### [現状]

- ・ これまで国のスポーツによる地域振興政策の中心であった「スポーツツーリズム」については、その普及・実践を推進した結果、各地でほう芽が見えつつあるが、この数年は、新型コロナウイルスの影響によるインバウンドの消失や国内人流の抑制のため、苦戦してきた。今後は、ウィズコロナ、ポストコロナの両面から、将来も見据えた更なるコンテンツ開発の促進等が課題である。
- ・ 「地域スポーツコミッション<sup>45</sup>」は、数の上では一定水準に達しつつあるが、そのほとんどが東京大会等を前にしたこの数年間に創設されたものであり、依然零細な組織が多数の状況にある。今後は、地域から期待される役割を果たし、かつ、将来にわたって安定した組織へと発展させていくために、経営の安定や特に運営を担う基盤人材の育成・確保(「質的な向上」)が課題である。
- ・ さらに、国は、第2期計画の期中から、東京大会等の「スポーツ・レガシー」として 各地に残すため、従来の「スポーツツーリズム」だけでなく、広くスポーツによる地方

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 地方公共団体、スポーツ団体、観光団体、商工団体、大学、企業等が一体となり、スポーツツーリズムを中心にスポーツによる地域振興に取り組む組織

創生、すなわち、各地の「スポーツ・健康まちづくり」の創出の促進に取り組み始めた。 今後は、東京大会が終了したことも踏まえ、全国各地での創出を本格的に加速化させ、 スポーツが地域・社会に貢献し、ひいては、スポーツの競技振興への住民・国民の理解 と支持を更に広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現させていくことが課題である。

## [今後の施策目標]

✔ 全国各地域がスポーツによる「地方創生」に取り組み、それらを将来にわたって継続 させ、各地に定着させるよう、促進する。

その結果として、スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合を 2026 年度末に 15.6% (令和 3 年度) から 40%とする。

#### [具体的施策]

(スポーツによる「地方創生」の加速化)

- ア 国は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」<sup>46</sup>に従い、東京大会等の「スポーツ・レガシー」としてのスポーツによる地方創生、まちづくり<sup>47</sup>の各地の更なる取組を促進するための推進体制を強化するとともに、全国で活用がされている地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、地域おこし協力隊など国の施策の活用事例の周知を図りながら、スポーツ庁の主導の下、関係府省庁と連携・協力して、地域により特色ある「スポーツ・健康まちづくり」の創出を全国で加速化させる。
- イ 国は、日々の具体業務の中で全国各地におけるスポーツによる地方創生、まちづくり を促進していくに当たって、以下のように「発想を転換」して進めていく。
  - ・ スポーツによる地方創生とは「まちづくり」であり、例えば、地方公共団体の推進体制についても、スポーツ部局はもちろん、首長・企画部局の関与とリーダーシップの下、まちづくり部局、医療・介護・福祉部局、経済振興部局など、幅広い部局が連携して取組を進める必要があり、また、地域住民や企業などの多様な主体とも連携・協力して、「地域をあげて取り組む」ことが不可欠であること。
  - ・ スポーツによる「地方創生」においては、従来のスポーツツーリズムなどのアウター施策<sup>48</sup>に加え、インナー施策<sup>49</sup>も含めて、総合的に進めることが重要であること。
  - ・ スポーツによる「地方創生」を促す触媒には、地元プロスポーツ、地域スポーツ、 障害者スポーツ、地元アスリート、スポーツ国際交流、スポーツ産業、部活動、地元 大学スポーツ、地元スポーツボランティア、地元スポーツ施設など様々な地域のスポーツ資源の全てがなりうること。また、地域振興における「スポーツ」とは、「競技 スポーツ」だけでなく、散歩やゴミ拾い活動、地域の祭りなど広く身体活動と捉えて

<sup>46</sup> 令和元年 12 月 20 日閣議決定

<sup>47</sup> まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、「スポーツ・健康まちづくり」と呼称

<sup>48</sup> スポーツを活用した海外・国内他地域といった地域外からの交流人口の拡大の推進施策

<sup>49</sup> スポーツを活用した地域内住民向けの健康の維持増進・共生社会の実現などの推進施策

いくことが可能であること。

- ・ スポーツによる「地方創生」に当たっては、従来のスポーツから地域振興へのアプローチを一歩進めて、むしろ、地域振興からスポーツへアプローチする逆転の発想に立ち、スポーツを地方創生に積極的に活用していくことが重要であること。
- ・ スポーツによる「まちづくり」の形として、日々の生活の中にスポーツを取り入れ た革新的ライフスタイル<sup>50</sup>も促進すべきこと。

(スポーツツーリズムの更なる推進(コンテンツ開発の促進))

ウ 国は、スポーツによる地方創生においても重要な要素の一つであるスポーツツーリズムについて、各地域や関連事業者と連携し、ウィズコロナの中でも三密を避けて楽しむことができる、各地域の自然資源を活用した「アウトドアスポーツツーリズム」や、ポストコロナを見据えてインバウンドニーズの高い日本発祥の武道を活用した「武道ツーリズム」について、コンテンツ開発を積極的に推進する。

また、アーバンスポーツ、ワーケーション等の地域資源をいかした新たなコンテンツの開発や、DXの活用等新たな分野の開拓・チャレンジを積極的に推進する。

エ スポーツ庁、文化庁、観光庁は、引き続き、スポーツと文化芸術を融合させて観光地域の魅力を向上させるツーリズムを表彰・奨励し、優良な取組をモデルケースとして広めていくことで、外国人旅行者の関心も高いスポーツ体験機会の創出に向けた全国の取組を促進する。

(スポーツツーリズムの更なる推進(担い手の「質の向上」へのサポート))

オ 国は、地域スポーツコミッションの更なる「質の向上」のため、従前の地域外からの 誘客を図る活動に加え、地域向け住民サービスの充実など地域から求められる役割を 果たすとともに、その経営の安定性を高める活動を推進する。

また、地域スポーツコミッションにおける「地域おこし協力隊」などの活用のほか、 その経営において基盤となる人材の育成・確保の取組を推進する。

カ 国は、東京大会等を契機としたスポーツへの関心の高まりを、大会後も、「スポーツ・ レガシー」として、各地域がスポーツによる地方創生の取組に転化させ、継続していく ため、ホストタウンの組織体制も活用して地域スポーツコミッションへと発展させる 活動を推進する。

(大学スポーツによる地域振興)

※本項にも位置付けられる既出施策:(1)「④ 大学スポーツ振興」エ(P.33)

② 周辺地域の整備と調和のとれた国立スポーツ施設の民間事業化の推進 [現状]

<sup>50</sup> 例えば、従来からの都心近郊の海辺に移住し朝はマリンスポーツをしつつ日中は都心で仕事するといった 2 拠点生活などに加えて、新型コロナウイルスの影響下で新たに注目を浴びた、地方でスポーツに取り組みつつオンラインで仕事をするといった新たなライフスタイル。

- ・ 国立競技場の運営管理については、「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚 会議」において、東京大会後は、「民間事業への移行を図ること」とされており、新型 コロナウイルスの影響も含めて民間事業者等の感触や反応等を丁寧に確認しながら民 間事業への移行を着実かつ円滑に進めることが必要。
- ・ 新秩父宮ラグビー場(仮称)については、現在のラグビー場の歴史的経緯や東京都が 策定した「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針<sup>51</sup>」等を踏まえ、神宮外苑 地区のにぎわい創出に寄与する施設となるよう整備・運営していくことが必要。

#### [今後の施策目標]

✓ 国立競技場等の国立スポーツ施設を、スポーツ大会への活用に加え、地域におけるスポーツの拠点・まちづくりの中核的な存在の一つとなり、東京大会のレガシーとして、長く、国民の皆様に親しまれる場となるよう、積極的な利活用の在り方等について検討を進める。

#### [具体的施策]

- ア 国は、JSCが民間事業への移行に向けた業務を着実かつ円滑に進めることができるよう、国立競技場の運営管理に関する民間事業化の事業スキームを構築するなど必要な取組を行う。
- イ JSCは、国立競技場の運営管理について、関係閣僚会議の方針を踏まえて、スタジアムを核として、周辺地域の整備と調和のとれた民間事業への移行を図るとともに、新秩父宮ラグビー場(仮称)の整備・運営について、「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」等を踏まえて、国、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、民間のノウハウと創意工夫を最大限活用できるよう施設整備及び運営に民間活力を活用した事業方式(PFI事業/BT+コンセッション方式52)により実施する。
- (8) スポーツを通じた共生社会の実現

#### 【政策目標】

誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツを軸とした共生社会を実現する。

① 障害者スポーツの推進

<sup>51</sup> 東京 2020 大会後を見据えた、まちづくりの目標や誘導方針、公園まちづくり制度の活用要件等、民間が事業主体となって進める神宮外苑地区のまちづくりを適切に誘導するために平成 30 年 11 月に策定されたもの。

<sup>52</sup> PFI 法に基づき、事業者が施設の設計・建設を行った後、所有権を移転(BT (Build Transfer) 方式) する方式 と、所有者が事業者に対して、運営・維持管理の運営権を設定する公共施設等運営権方式 (コンセッション) を組み合わせた事業方式をいう。

#### [現状]

- ・ 成人の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は24.9%(令和2年)と、平成29年の20.8%から4.1ポイント増加したが、成人一般の59.9%(令和2年)と比べると依然として大きな隔たりがあり、7~19歳(若年層)の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は平成27年度と比べて低下している。
- ・ 小中高等学校に在籍している障害児の体育の授業が見学にとどまることもあるなど、 学校における障害児のスポーツ環境は十分でない。
- ・ 車いす競技は他の利用よりも著しく体育館の床を傷つけるという理由や障害がある という理由などにより、障害者スポーツについて施設の利用が断られる事例がある。
- ・ 障害者で過去1年に1回もスポーツを実施していない者の割合は、成人で53.6%(令和2年)、若年層で49.4%(同)と、約5割を占めている。(再掲)
- ・ 障害者スポーツ指導者を含む障害者スポーツに係るスタッフ(審判、クラシファイア <sup>53</sup>、ボランティアを含む。)の確保が難しい状況がみられる。
- ・ 地方公共団体において、一般のスポーツの推進と障害者スポーツを異なる部局が担当 している場合に、両者の連携が十分でないことがあるなど、障害者スポーツの推進体制 は十分ではない。また、地方公共団体における障害者スポーツ協会も、都道府県及び政 令市の一部にとどまっており、市区町村における推進体制も十分でない。さらに、障害 者スポーツ団体は、事務局体制や運営資金等、活動の基盤が極めてぜい弱である。
- ・ 東京大会のパラのテレビ放送時間が過去最長となり、また、多くの競技についてオンラインで動画が配信されたことなどにより、多様なアスリートによる多様な競技での活躍が国民の目に触れた。今後、パラにおいて実施された競技以外のスポーツも含めたスポーツ実施につなげる必要がある。その際、東京大会に向けて培ってきた指導のノウハウのうち、普及に役立てられるものを取りまとめることが必要である。

#### [今後の施策目標]

✔ 障害者がスポーツを通じて社会参画することができるよう、障害者スポーツの実施 環境を整備するとともに、一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、人々の意識が変わり、共生社会が実現されることを目指す。

このため、学校体育等以外について、<u>障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度</u>(若年層(7~19歳)は50%程度)、障害者の年1回以上のスポーツ実施率を60%程度(若年層(7~19歳)は65%程度)とすることを目指す。

#### [具体的施策]

ア 国は、JPSAが行っている障がい者スポーツ指導員養成研修等に対する支援等により、障害者スポーツに係る指導者やその他障害者スポーツ関連スタッフの数を増加

<sup>53</sup> 国際競技大会等で、選手の障害度合いに応じてクラス分けを実施する人。

させる。また、様々な場における障害者に対するフォロー等が行えるよう、障害者を含む一般競技団体の指導者、スポーツ推進委員、現役の教員等に対する障害者スポーツ指導員資格の取得を促す。

- イ 国は、障害者スポーツに係る情報発信の充実、ボランティア参加の促進等を通じ、一般社会における障害者スポーツの理解促進を図るとともに、障害者スポーツを体験する機会の創出を図る。
- ウ 国は、障害のある人とない人が一緒にスポーツを行えるよう、パラ教育の事例の収集 や情報提供を行うとともに、地域スポーツ環境の基盤強化や一般と障害者の連携を推 進する。
- エ 国は、一般のスポーツ推進と障害者スポーツの推進をあいまって行う観点から、地方 公共団体、障害者スポーツ協会及び障害者スポーツ競技団体において、一般のスポーツ 推進体制との連携等による障害者スポーツの推進体制の整備等を図る。
- オ 国は、障害者スポーツ競技団体等がこれまで培ってきた指導のノウハウの普及に向けて取りまとめることを促進する。
- ※本項にも位置付けられる既出施策:(1)「② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上」「b 子供・若者の日常的な運動習慣の確立と体力の向上」イ(P.30)、「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」イ・ウ・エ・オ(P.31~P.32)

#### ② スポーツを通じた女性の活躍促進

#### [現状]

- ・ 女性のスポーツ実施率は男性に比べて低く、若年女性については、スポーツの好き嫌い等の理由によりスポーツ実施時間が短い傾向にある。(再掲)
- ・ NFに登録されているスポーツ指導者における女性の割合は、令和2年度時点で約 22%にとどまっており、男性と比較して低い現状にある。
- ・ スポーツ団体における女性理事の割合は、ガバナンスコード (NF向け) において目標値が 40%のところ、平成 30 年度時点で約 15.7%にとどまっている。

## [今後の施策目標]

- ✔ 女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツ実施について、個人や関係団体への普及啓発を行うとともに、女性がスポーツをしやすい環境整備等を促進し、女性のスポーツ実施率を向上させる。
- ✔ ガバナンスコード (NF向け)及び「第5次男女共同参画基本計画」<sup>64</sup>を踏まえ、<u>ス</u>ポーツ団体における女性理事の割合を、目標値である 40%に近づけるよう促す。

<sup>64</sup> 令和2年12月25日閣議決定

✔ 主にASEAN諸国を対象として、スポーツ実施率向上を含めた女性のスポーツに対する持続的協力を推進するとともに、その成果の国内還元により、人材育成を含めた国内の女性スポーツの発展につなげる。

#### [具体的施策]

- ア 国は、スポーツ団体に対し、女性役員採用に積極的なスポーツ団体と女性役員候補者 のマッチングモデルの形成やスポーツ団体内部における女性役員候補者の育成支援等 により、女性役員の登用・育成を支援する。
- イ 国は、女性スポーツに関し、ASEAN諸国等における持続的な協力体制を構築する中で、国際的な視野をもった国内人材の質を高め、国内における女性スポーツの更なる発展を図る。
- ウ 国は、スポーツを実施する者に対するインターネット上の誹謗中傷や、性的な意図を持った写真や動画の撮影・流布による被害を防止するため、統括団体55を始めとする関係団体等と連携してこれらの問題に関する意識啓発及び被害防止のための関係団体の取組事例の共有等に取り組むとともに、スポーツを実施する者に限らないこれらの問題に関する法制上の課題や対応等について検討を進める。
- ※本項にも位置付けられる既出施策:(1)「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」ア(P.31)、(3)「① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立」カ(P.36)
- (9) 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化

## [現状]

- ・ JSCや統括団体により、スポーツ団体に対するガバナンス・コンプライアンス研修 等が実施されてきたが、団体が自主的・自律的なガバナンス改革を実行するために、引 き続き研修等を実施する必要がある。
- ・ 団体の経営力強化について、戦略的な経営を行うための人的資源と知見を補充する組織体制の拡充や、経営力強化に係るノウハウが競技を超えて共有蓄積されていくような仕組みを構築する必要がある。

#### [今後の施策目標]

✔ ガバナンス・コンプライアンス研修等を通じてスポーツ団体の組織運営の透明化を図りつつ、収益拡大に向けた団体間での情報共有の場の仕組みをつくり、外部人材の雇用創出等を支援していくことで、戦略的な経営を行うための組織体制の拡充を図る。

<sup>&</sup>lt;sup>55</sup> JSPO、JOC、JPSAの3団体

#### [具体的施策]

- ア 国は、JSCや統括団体と連携し、スポーツ団体に対し、自主的・自律的なガバナンス改革を実行できるよう、ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等を実施する。
- イ 国は、スポーツ団体が横断的に情報交換をできるような連絡会議の開催を通じて情報連携を促進するとともに、スポーツ団体に所属して戦略的な経営を行う人材の雇用 創出を支援する。
- ※本項にも位置付けられる既出施策:(3)「① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を 支援するシステムの確立」エ・オ(P.36)
- (10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」
- ① 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」の実現 [現状]
  - ・ 全国の公立スポーツ施設について、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」 56や先進事例の情報提供等を通じて、政府全体の計画の下で地方公共団体が行う個別施 設ごとの老朽化対策や再整備等に関する個別施設計画の策定を促進し、一定程度策定 を完了させた<sup>57</sup>。
  - ・ 学校体育施設の有効活用について、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」の策 定やモデル事業の実施等を通じて地方公共団体の取組を推進した。
  - ・ オープンスペースなどを活用したスポーツの場の創出やスポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン、PPP<sup>58</sup>等による民間活用等について、各種の講習会の開催等による情報提供を通じて各分野での地方公共団体の取組を推進した。
  - ・ 一方で、社会経済の変化に伴う住民ニーズ(量・質)の変化に応じた計画的なストックマネジメント<sup>59</sup>の下で、地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場の量的、質的な充実がなお一層求められている。

#### [今後の施策目標]

✓ ストック適正化の下、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、性別、年齢、能力等にかかわらず誰もがスポーツを行いやすくするユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る。

<sup>56 「</sup>インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)等を踏まえ、公立スポーツ施設に関する個別施設計画の策定のための指針等として策定したもの。

<sup>57</sup> 公立スポーツ施設に関する個別施設計画の策定率は令和3年4月時点で76%。

<sup>58</sup> PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

<sup>59</sup> 施設の集約・複合化を含めた戦略的な維持管理・更新や既存施設の有効活用等を総合的に進めるもの。

その結果として、<u>対策の優先順位の考え方等を記載した質の高い個別施設計画の策</u> 定率を令和8年度末に11%(令和元年度末)から50%とする。

#### [具体的施策]

(スポーツ施設の全体最適化)

ア 国は、公立や民間のスポーツ施設の実態を3年に1回把握・公表するとともに、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に基づく地方公共団体の取組状況を把握・公表し、公表データ等に基づく地方公共団体によるスポーツ施設全体に関する計画の更なる内容充実、計画に基づく施設の集約・複合化や既存施設の有効活用等の着実な実行を推進する。

### (「量」的充実)

- イ 国は、民間スポーツ施設や大学スポーツ施設も含め、地域に存在する多様なスポーツ 施設の有効活用を推進する。
- ウ 国は、スポーツはいわゆる「スポーツ施設」以外でも広くできるという発想の転換を 地方公共団体等に促すとともに、スポーツが気軽にできる場としての公園、広場、緑道 等のオープンスペース、庁舎施設や商業施設等の空きスペース等の多様な空間の積極 的な有効活用、自然と歩きたくなるまちづくり、障害者も自然と出歩きたくなるまちづ くりの推進等、施設以外にもスポーツができる場を住民ニーズに応じて知恵と工夫に より創出する取組を先進事例の情報提供等により推進する。
- エ 国は、JSPO・JPSA等と連携して、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会など各種競技大会等を開催するための施設について先進事例の情報提供等を行い、これを参考にNF・PF等が地方公共団体の負担等に十分配慮した基準等の設定や弾力的な運用を行うことにより、地方公共団体による仮設施設や広域ブロック内の既存施設の活用を含めた効率的・効果的な整備や、大会後にそのレガシーとして広く地域住民がスポーツに親しむ場としての積極的な活用を促進する。
- ※本項にも位置付けられる既出施策:(1)「② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上」「a.運動部活動改革の推進と地域における子供・若者のスポーツ機会の充実」キ(P.29)

#### (「質」的充実)

- オ 国は、指定管理者制度の柔軟な運用や成果連動型民間委託契約方式 (PFS/SIB) 60の導入等の多様なPPP等により民間の資金・ノウハウを活用したスポーツ施設の収益性や魅力を向上させる取組について、先進事例の情報提供等により推進する。
- カ 国は、デジタル技術を活用した施設情報のオープン化等による施設の収益性、利用や

<sup>60</sup> 成果連動型民間委託契約方式 (PFS (Pay For Success)) とは、国又は地方公共団体等が、民間事業者に委託等する事業であり、解決すべき行政課題に対応した成果指標を設定し、支払額等を当該成果指標の改善状況に連動させる もの。SIB (Social Impact Bond) とは、PFSによる事業のうち、民間事業者が資金提供者から資金を調達し、地方公共団体等から受けた支払に応じて返済等を行うもの。

観戦のしやすさを向上させる取組について、先進事例の情報提供等により推進する。

- キ 国は、地球環境に配慮した持続可能なスポーツ施設の整備・運営に関する取組について、先進事例の情報提供等により推進する。
- ク 国は、(公財) 日本スポーツ施設協会や地方公共団体等の関係者と十分に連携して、スポーツ施設の事故や老朽化に関する情報提供や、施設の維持管理・運営に関する人材育成、保険制度の普及を図るとともに、施設の構造体・非構造部材の耐震化など自然災害へのハード・ソフト両面での対応を行い、施設の安全確保を推進する。
- ※本項にも位置付けられる既出施策:(1)「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上|エ・オ(P.32)

#### ② 地域のスポーツ環境の構築

#### [現状]

- ・ 地域のスポーツ環境の担い手となる行政、体育協会、競技団体、学校、スポーツクラ ブ等の関係団体の連携や、教育、医療、介護、福祉等スポーツに関係する行政の各部局 同士の連携を図る必要がある。
- ・ 地域スポーツコミッションなど既存の地域連携組織の活用を図る必要がある。
- ・ 総合型クラブについては運営体制の強化や行政との連携が課題となっており<sup>61</sup>、スポーツ少年団は年々減少するなど、地域で様々な住民が一人一人のニーズに合わせたスポーツをするための場、プログラム、指導者等の環境の充実が必要である。

### [今後の施策目標]

- ✔ スポーツに係る地域の団体や人材の連携促進により、地域の資源を最大限活用し、 スポーツの場、プログラム、指導者等の充実を図る。
- ✔ 総合型クラブやスポーツ少年団の体制強化や役割の拡大により、より幅広いニーズ に応えられる地域スポーツ環境を構築する。
- ✓ 地域のスポーツ環境に係る施設の活用促進や情報の見える化により、住民と各自の ニーズに合ったスポーツの場とのマッチングを促進する。

## [具体的施策]

ア 国、地方公共団体、スポーツ団体等は、各組織内でスポーツに関する施策立案に携わる人材の育成、地域のスポーツ環境整備の核となるコーディネーター人材や組織の育成、地域スポーツコミッションなど既存の地域連携組織の活用等を通じ、障害者スポーツを含め、体育協会、競技団体、学校、スポーツクラブ等の関係団体の連携体制を構築

<sup>61</sup> 令和2年7月現在では、自己財源率が50%以上のクラブが68.0%にとどまっている。また、PDCAサイクルが定着しているクラブは32.5%、地域課題解決のための方策等について市区町村行政と連携して事業を実施しているクラブは15.3%であり、いずれも割合の増加が課題となっている。

できるよう支援するとともに、地方公共団体内部におけるスポーツに関係する部局の 連携を促進する。

- イ 国、地方公共団体等は、専門性を有する運動・スポーツ指導者を有するスポーツ施設 と、医師・保健師等を有する医療・介護施設の連携を促進するため、安心・安全かつ健 康に対する効果が得られるスポーツの場・プログラム・指導者に係る情報の一元化・周 知について支援する。
- ウ 国、JSPO及び地方公共団体は、中間支援組織<sup>62</sup>が取り組む総合型クラブの自立的 な運営を含む質的充実や地域課題の解決に向けた取組を支援する。
- エ 国及びJSPOは、<u>総合型クラブの登録・認証制度を47都道府県で運用開始</u>し、当該制度を通じて、総合型クラブの質的な向上を図るとともに、総合型クラブと地方公共 団体等との連携による地域課題の解決に向けた取組を促進する。
- オ JSPOは、国、地方公共団体及び都道府県体育・スポーツ協会と連携し、スポーツ 少年団への幼児や中学生等の受入れ拡大のための指導者の確保や多種目型のスポーツ 少年団の増加を図る。また、スポーツ少年団を新たなジュニア・ユーススポーツ統括組 織として体制を強化すること等により、スポーツの楽しさを基盤としたスポーツ機会 の多様化を図ることを通じ、スポーツ少年団の団員数を拡大させる。
- カ JSPOは、地域スポーツクラブ(仮称)の枠組み<sup>63</sup>の下に総合型クラブとスポーツ 少年団を位置づけるとともに、国、地方公共団体及び都道府県体育・スポーツ協会と連 携し、地域で活動するその他のスポーツ団体を含めた地域スポーツ団体の活動充実を 図り、地域のスポーツ環境整備を支援する。
- キ 国は、地方公共団体等と連携し、学校体育施設の活用を促進するとともに、利用者と スポーツ施設のマッチング体制や予約システムの整備・利便性の向上を図る。
- ③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保
- a. 人材育成及び活用に関する方針・計画の策定

#### [現状]

- ・ スポーツ競技・団体ごとに、必要とされる人材の種類、その規模、育成・確保の進捗 等は大きく異なり、その方針は各NFの策定する計画等に一部記載されている。
- ・ このうち、団体の組織運営に関する人材については、ガバナンスコードにおいて各N Fは採用及び育成に関する計画を策定し公表しなければならないこととしている。

#### [今後の施策目標]

✔ 各スポーツ団体等において人材育成及び活用に関する方針・計画を自ら定め、実行

総合型クラブ登録・認証制度の運用を通じて総合型クラブの支援を担う都道府県体育・スポーツ協会を指す。JSPOにおいて、総合型クラブの登録・認証制度とスポーツ少年団の登録制度の統合を視野に入れた上、地域において、総合型クラブとスポーツ少年団が連携・協働する新たな枠組みのこと

していくことを推進する。

#### [具体的施策]

- ア 国は、ガバナンスコードにおいて、各NFに対して組織運営に関する人材の採用及び 育成に関する計画の策定・公表を求めていることを踏まえ、ガバナンスコードに関する 普及啓発等を通じて全てのNFが人材育成及び活用に関する計画を策定できるよう後 押しする。
- イ 国は、スポーツ競技・団体ごとに指導者の数等の状況を踏まえた人材育成及び活用に 関する計画(競技団体横断的な計画を含む)策定が統括団体によるコンサルティング等 によって着実に進捗するよう注視し、必要な支援を行う。

#### b. アスリートのキャリア形成

#### [現状]

- ・ スポーツ界、教育界、経済界等が連携した「スポーツキャリアサポートコンソーシアム」の運営等、一定の取組が進展。
- ・ 公費による支援を受けた優秀なアスリートの能力は社会の財産であり、その能力が社会に還元されるよう、中央競技団体等は、競技力向上と並行して、アスリートのキャリア形成支援に取り組むことが求められている。
- ・ 一方で、こうしたアスリートのデュアルキャリア形成支援<sup>64</sup>に積極的に取り組むNF はいまだ多勢とはなっておらず、現役時のアスリートへ効果的にキャリア形成支援を 行う支援者が不足している。
- ・ また、各スポーツ団体、企業、チーム等によるアスリートのキャリア形成支援についての取組の好事例がスポーツ界全体に幅広く浸透しておらず、アスリートが地域や職場での運動指導、スポーツの価値を伝える活動に関わる機会も不足している。

#### [今後の施策目標]

✔ 現役時のアスリートへ効果的にキャリア形成支援を行う支援者の不足等の課題を踏まえ、新たな取組を含め、アスリートのキャリア形成支援を着実に促進する。

- ア 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、NF等が実施する現役時のアスリートのデュアルキャリア形成支援が円滑に行われることを促す。
- イ 国は、スポーツ団体及び民間事業者と連携し、スポーツ界におけるDXの進展等を踏まえ、新たな産業領域等におけるアスリートの活躍事例を収集・調査分析し、現役アスリートに対して、セミナー等を通じて情報提供を行う。

<sup>64</sup> 現役選手としてのキャリアと引退後のセカンドキャリアという2つのキャリアを含む人生設計全体を、アスリートが主体的に考え、現役時から2つのキャリアを形成することができるよう支援するもの。

ウ 国は、オリンピアン・パラリンピアン等のアスリートが、現役時代の活躍の先にある セカンドキャリアも見据えたキャリア形成を現役時から行い、引退時に現役時代に培 った能力を社会に還元することができるよう、企業、地域団体、学校での運動指導やス ポーツの価値・楽しさを伝える活動、教育活動等に関わる機会を、JOCが実施するア スリート派遣事業等を通して拡大する。

#### c. スポーツ指導者の育成

#### [現状]

- ・ 資格を保有しない指導者が多く、公認スポーツ指導者資格も十分に普及していない。
- ・ 障がい者スポーツ指導員養成のための講習会等を通して、公認障がい者スポーツ指導 者資格取得の促進を図ったが、更なる資格取得者の増加と活用が必要。

### [今後の施策目標]

- ✔ 多様なスポーツニーズに対応した質の高い指導者の養成を支援する。
- ✔ スポーツ分野における暴力・不適切指導等の根絶を図る。

- ア 国は、JSPO、JPSA、JOC、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、JSPOが実施する公認スポーツ指導者制度及びJPSAが実施する公認障がい者スポーツ指導者制度並びにJOCナショナルコーチアカデミー事業65の理念の理解増進や連携等を進めるとともに、質の高い指導者の養成を支援する。
- イ JSPOは、国の支援を受けつつ、NF等が主催する大会において、監督・コーチの 公認スポーツ指導者資格の取得を義務付けるとともに、その他の大会や日常的な指導 等の場においても、できる限り公認スポーツ指導者資格を有する指導者が指導に当た ることを求めるなど、指導者が公認資格を取得することの意義を高めることにより、よ り多くの指導者が自ら資格取得を目指すような制度設計に取り組む。
- ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、障害の有無にかかわらず全ての人がスポーツを実施できる環境整備を進めるとともに、年齢、障害の有無にかかわらず指導できる多様なニーズに対応した質の高い指導者の養成を図る。
- エ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、スポーツ分野における暴力等の根 絶に向けて、相談窓口のより一層の周知とその活用等を図る。
- オ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、障がい者スポーツ指導者資格を取得した指導者が十分に活用される環境の整備を行う。JPSAは、障害者スポーツの理解・普及の促進のための新しい資格の創設に向けた検討を行う。

<sup>65</sup> 各競技種目のトップコーチ等を対象とした演習・講義等により、「コーチング」「マネジメント」「コミュニケーション」等のカリキュラムやケースメソッドを通して経験や知見を交換し合える環境を作ることで、オリンピックを始めとする大規模国際競技大会に派遣するコーチ・スタッフの更なる資質向上を図る事業。

- カ 国は、NF等における女性エリートコーチの育成・配置を進めるための取組を実施するとともに、女性アスリートの健康課題等に関する指導者への理解促進等に取り組む。
- d. 専門スタッフ、スポーツボランティア等

#### [現状]

- ・ メガスポーツイベントの開催など、ボランティアとして参加する機会の拡大等により、スポーツボランティアへの関心は高まりつつある。
- ・ 選手強化活動全体の強化責任者及びワールドクラスのコーチ等の育成・配置がまだ十分に進んでいないNFがある。また、ナショナルコーチの育成・配置も更なる充実が必要である。(再掲)
- 東京大会後のレガシーとして育成したドーピング検査員の活躍の推進が必要。

#### 「今後の施策目標]

- ✔ 各団体同士の連携促進を図り、専門スタッフ、スポーツボランティア等の活躍の場を拡充する。
- ✔ (公財)日本アンチ・ドーピング機構(JADA)等と連携し、東京大会を通じて獲得した知見・成果を活用し、国際的な対応ができる検査員の資質能力向上を始め、国際基準等に基づく必要な体制を構築する。

- ア 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、JSPOと(公財)笹川スポーツ 財団及び特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワークのスポーツボラ ンティア活動の推進に関する連携協定<sup>66</sup>のような取組を促進することにより、スポーツ に関わる人材の拡充を支援する。
- イ 国は、国内外で開催される国際競技大会への我が国のドーピング検査員の派遣を支援するとともに、最新の国際的なルールに対応できるよう、引き続きドーピング検査員への定期的な研修を実施する。
- ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、プレーヤーを安全・健康管理等の メディカル・コンディショニング<sup>67</sup>面で支える専門スタッフの養成やその活用を拡大す る。
- ※本項にも位置付けられる既出施策:(3)「① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を 支援するシステムの確立」ウ・ク(P.36、37)

<sup>66</sup> スポーツボランティア活動に参加する人と場の拡充を図り、スポーツボランティア文化の醸成を目指すことを目的として、令和元年 12 月にJSPO、笹川スポーツ財団、日本スポーツボランティアネットワークの三者間で締結された協定。

<sup>67</sup> スポーツ現場における健康管理、傷害予防、スポーツ外傷・障害の応急措置、リハビリテーション及び体力トレーニング等に関連する分野。

e. スポーツ推進委員の有効活用

#### [現状]

・ 地方公共団体と住民との間で、連絡調整を遂行しているスポーツ推進委員が少ない<sup>68</sup>。 また、スポーツ推進委員の認知度が低く、成り手が不足している<sup>69</sup>。

#### [今後の施策目標]

- ✔ スポーツ推進委員と地方公共団体等との連携体制を強化・構築して、連絡調整業務を遂行しやすい体制を作り出すとともに、スポーツ推進委員の質の向上を目指す。
- ✔ 広報活動を実施しつつ、各地域においてどのような人材が必要かを見定め、その地域におけるスポーツ推進委員として適切な人材のリクルートを実施する。

### [具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体に対し、スポーツ推進委員と地方公共団体のスポーツ部局や総合型クラブ等のスポーツ団体、都道府県や市町村の体育・スポーツ協会等の関連団体との、合同の連絡会議設立を促し、会議の場で研修、意見交換等を実施し、関係者が連携して地域スポーツの課題解決に取り組む体制を構築できるよう支援する。
- イ 国は、地方公共団体に対し、スポーツ推進委員が参加する研修制度の充実や、行政担当者の研修への参加、スポーツ推進委員とスポーツ担当部署以外との連携等を通して、スポーツ推進委員の資質能力向上を図ることができるよう、支援する。
- ウ 国は、地方公共団体と連携し、スポーツ推進委員の活動状況を把握するとともに積極的な広報活動を実施してスポーツ推進委員の活動の「見える化」を促進することで、スポーツ推進委員に対する認識・理解を促進し、地域にふさわしい成り手の確保を図る。
- (11) スポーツを実施する者の安全・安心の確保
- ① スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶

#### [現状]

- ・ 各スポーツ団体で暴力・虐待等の根絶に向けた取組が行われているが、その内容において団体ごとの差が大きい。
- ・ 無資格の指導者によって不適切な指導が行われたときに処分ができない等、十分な対 応ができなくなる場合がある。
- ・ 資格を保有せずスポーツ指導を行う指導者が多く、公認スポーツ指導者資格も十分に

<sup>&</sup>lt;sup>68</sup> スポーツ推進委員の活動のうち、「地域スポーツ活動全般にわたる連絡調整 (コーディネーター)」の割合は 48.8% にとどまっている。

<sup>&</sup>lt;sup>69</sup> スポーツ推進委員の「地域住民への認知度が低い」が 63.8%と高く、認知度が低いがゆえに「引き受けてくれる人がいない(成り手不足)」が 71.0%となっている。

普及していない。

### [今後の施策目標]

✔ スポーツ分野における暴力・不適切指導等の根絶を図る。(再掲)

#### [具体的施策]

- ア 国及びJSPOは、スポーツの価値を脅かす暴力、ドーピング、不法行為等をせず、 また、行わないように倫理観や規範意識を含めたアスリート等の人間的成長を促すこ とのできるスポーツ指導者を養成する。
- ※本項にも位置付けられる既出施策: (10)「③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保」「c. スポーツ指導者の育成」x(P,60)
- ② アスリートに対する誹謗中傷・写真や動画による性的ハラスメントの防止 [現状]
  - ・ アスリートに対する SNS 等での誹謗中傷や写真・動画による性的ハラスメントが、スポーツ界全体として問題となっている。

#### 「今後の施策目標]

✔ 関係省庁や団体等と連携して対処し、アスリートが安心してスポーツに取り組める 環境づくりを進める。

#### [具体的施策]

※本項にも位置付けられる既出施策: (8)「② スポーツを通じた女性の活躍促進」ウ(P.54)

③ スポーツ事故・スポーツ障害の防止

## [現状]

- ・ 体育活動中の死亡事故を含む重大事故は、減少傾向にあるものの、依然として一定程 度発生している状況にある。
- ・ 学校における熱中症の発生状況としては、中学校・高等学校での発生割合が 85%を 超えており、その 70%以上が運動部活動中での発生となっている。

#### [今後の施策目標]

✔ 多様な国民一人一人が安心・安全に、楽しくスポーツを実施できるような環境を整備する。

#### [具体的施策]

- ア 国は、競技団体、地域スポーツクラブ等に対し、スポーツ安全に係る情報を発信し安全対策を促す仕組みを整備し、定期的に普及啓発を行う。
- イ 国は、JSC及び地方公共団体と連携し、災害共済給付業務等から得られる学校体育 活動中の死亡事故等の情報提供や事故防止に関する研修等を充実する。
- ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、今後の気候変動の状況や競技の特性を踏まえ、スポーツ大会の開催時期等の見直しを図る。

## (12) スポーツ・インテグリティの確保

① スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底

#### [現状]

- ・ ガバナンスコードに基づき、統括団体がNFに対して行う適合性審査が令和2年度から開始された。
- ・ スポーツ団体におけるガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識は一定程 度醸成されたものの団体間で意識に差があり、特に適合性審査の仕組みがない一般団 体の意識づけが弱い。
- ・ 令和6年度に全NFに対する初回の適合性審査が完了する計画となっているが、随時、 適合性審査の在り方を含め、審査の実施において浮き彫りとなった課題に対する対応 を検討する必要がある。
- ・ その際、諸外国の中央競技団体のガバナンスコードの遵守状況や取組等の知見を国や JSCが蓄積しておく必要がある。

### [今後の施策目標]

✓ スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、 スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織経営の透明化を図る。

- ア 国は、初回のガバナンスコードの適合性審査の実施により得られた課題を踏まえ、ガバナンスコードの改訂や適合性審査の運用の在り方の再検討を含め、各団体にガバナンスを強化させるための仕組みについて見直しを行う。
- イ 国は、一般スポーツ団体<sup>70</sup>に対するガバナンスコードの普及に努めつつ、JSCスポーツガバナンスウェブサイト等にガバナンスコードに基づいた自己点検結果を自主的に公表することとなっている制度運用の在り方等について必要な見直しを行う。
- ウ 国は、暴力等の根絶に向けて、団体と連携し、暴力等事案の発生防止のための相談窓

<sup>70</sup> NFに該当しないスポーツ団体。

口の設置拡大を含めた普及・啓発活動を行う。

※本項にも位置付けられる既出施策: (11)「① スポーツ指導における暴力・虐待等の 根絶」ア(P.63)

#### ② 紛争解決制度の整備

#### [現状]

- ・ スポーツ仲裁自動応諾条項<sup>71</sup>の採択について、JPSAや都道府県スポーツ・体育協会における採択率が伸び悩んでいる。
- ・ スポーツ仲裁自動応諾条項に関する周知・啓発が十分でないことや、そもそも団体に おけるガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識が低いこと等が原因とし て考えられる。

#### [今後の施策目標]

✔ スポーツ仲裁・調停制度の理解増進を図るとともに、紛争解決制度の整備を行う。

#### [具体的施策]

ア 国は、スポーツ団体やアスリート等に対するスポーツ仲裁・調停制度の理解増進等を 推進し、<u>NFに加えより多くのスポーツ団体がスポーツ仲裁の自動応諾条項を採択すること等で適切な紛争解決制度が構築</u>され、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な 解決が促進されることを目指す。

#### ③ドーピング防止活動の推進

#### a. 検査体制等の整備

#### [現状]

- ・ 国際基準に基づく国内の検査分析体制を適切に整備し、ラグビーワールドカップや東京大会等をクリーンな大会として実現し、スポーツの公平性・公正性を確保した。その一環として(一社)日本スポーツフェアネス推進機構が設立された。
- ・ ドーピング防止活動推進法の成立 (平成30年10月)を踏まえ、東京大会に向けドーピング検査だけでは捕捉しきれないドーピングの防止を図るため、ドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みを構築した。
- ・ 東京大会等に向けて育成したドーピング検査員や、構築した国内外の人的・組織的ネットワーク等を東京大会のレガシーとして、国内外の活動において有効活用していく

<sup>&</sup>lt;sup>71</sup> スポーツ紛争を迅速かつ適正に解決するため、(公財) 日本スポーツ仲裁機構 (JSAA) によるスポーツ仲裁を活用することを定めるもの。

ことが必要。

- ・ 分析の質的向上を目指す国際的な潮流を踏まえ、ドーピング検査における血液検査を 適切に実施するなど、引き続き、フェアプレーに徹するアスリートを守り、スポーツに おける公平性・公正性を確保していくことが必要。
- ・ 東京大会の成果や知見を踏まえ、血液ドーピングや遺伝子ドーピング<sup>72</sup>等の巧妙で高度化するドーピングに対応した情報共有体制や分析体制を継続的に検討していくことが必要。

#### [今後の施策目標]

▼ 東京大会を通じて得られた知見・成果を活用し、国際的な対応ができる検査員の資質向上を始め、国際基準等に基づく必要な体制を構築し、スポーツにおける公平性・公正性を確保する。

### [具体的施策]

- ア 国は、JADA等と連携し、国際検査機関(ITA)が実施する国際的な検査員の育成プログラム等にJADAの職員等を派遣するなど、引き続き国内の持続可能で適切な検査分析体制を整備する。
- イ 国は、JSC、JADA等と連携し、血液ドーピングや遺伝子ドーピング等の高度化するドーピングについて問題意識を関係者に共有しつつ、適切なドーピング防止体制を検討していく。
- ※本項にも位置付けられる既出施策:(10)「③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保 d.専門スタッフ、スポーツボランティア等」イ(P.61)

#### b. 国際的なドーピング防止活動

#### [現状]

- ・ 我が国におけるドーピング防止規則違反確定率は国際的にみて低い。世界ドーピング 防止機構(WADA)の規程等を遵守するため、WADAの監査等にも対応して必要な 改善を行いつつドーピング防止活動を着実に実施している。
- ・ 我が国はWADA創設以来の常任理事国として国際的なドーピング防止活動の意思 決定等に人的な貢献を果たし、特にアジア地域においてリーダーシップを発揮してい る。
- ・ WADAやUNESCOにおける国際的なドーピング防止体制の不断の改善のための議論に、JSC、JADA等と緊密に連携し積極的に参画することは重要。また、ITA等の関係機関と連携を深め、国際的なドーピング防止活動に貢献する必要がある。

<sup>&</sup>lt;sup>72</sup> 遺伝子治療の技術を転用して競技能力を高めるために遺伝子編集等を行うこと。

#### [今後の施策目標]

- ✔ WADAへの参画による国際的なドーピング防止活動に貢献する。
- ▼ 東京大会に向けて育成してきたドーピング検査員について、アジア競技大会(2022年中国)、世界水泳選手権(2022年日本)、2024年オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際大会における活躍を推進するほか、SFT事業を通じて得られたネットワーク、知見、成果を活用し、諸外国のドーピング防止体制の整備を支援する。

#### [具体的施策]

- ア 国、JSC及びJADAは、WADAやUNESCO等における国際的なドーピング 防止体制の不断の改善のための議論に参加。
- イ 国は、WADA等と連携し、ドーピング防止教育の国際展開やアジア地域における人 材育成など、国際的なドーピング防止活動に貢献する。
- ※本項にも位置付けられる既出施策: (10)「③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保 d. 専門スタッフ、スポーツボランティア等」イ(P.61)

#### c. 教育研修活動

#### 「現状]

- ・ 令和3年1月に発効したWADAの「教育に関する国際基準」に沿った教育プログラムを実施する必要がある。また、教材の内容や提供方法等について、アスリートの意見を反映した教育プログラムにする必要がある。
- ・ スポーツに関わる機会が少ない専門分野の医師・歯科医師・薬剤師に対する情報提供を充実させる必要がある。
- ・ サプリメントに対する理解が不十分であることに起因するドーピング防止規則違反 や居場所情報の提出不備が発生している。
- ・ 対象者に応じた教育プログラムや、大学生のアスリートに対するドーピング防止教育 をより一層推進する必要がある。

## [今後の施策目標]

✓ 国内の関係機関と協力・連携を図り、国際基準を踏まえた Educator<sup>73</sup>による教育の確立等、国内関係者のドーピング防止活動に対する知識水準を維持・向上させる。

#### [具体的施策]

ア 国は、JADA・JOC・JPC等の関係機関と連携し、幅広いアスリート等に教育を提供する Educator の養成を支援する。

<sup>73</sup> WADAが示す教育に関する国際基準や「スポーツの価値を基盤とした教育」等の内容に堪能であり、教育を提供するための研修を受けた者であって、署名当事者である JADA により認定された者をいう。

- イ 国は、JADA等と連携し、アスリート、サポートスタッフや、医師・歯科医師・薬 剤師等の幅広い層に対する教育研修活動を推進することにより治療使用特例 (TUE) 不備等によるドーピング防止規則違反の発生を抑止する。
- ウ 国は、JADA等と連携し、学校における「スポーツの価値を基盤とした教育」を含む指導を推進し、ドーピング防止の基盤となる学習機会の充実を図る。

### d. 研究活動

### [現状]

・ ドーピング防止に貢献する新たな研究ニーズに対応した研究開発を計画的に実施し、 成果創出できるように支援する必要がある。

#### [今後の施策目標]

✔ ドーピングの防止に関する最先端研究を推進し、巧妙化・高度化するドーピングの 検出やアスリートの負担軽減の実現を図る。

#### [具体的施策]

ア 国は、JADA、大学・研究機関及び民間事業者等と連携し、最新の検査方法等の開発について研究活動を計画的に推進する。

## 第6章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

## 1 第3期計画における取組・施策の実効性を高めるためのEBPMの推進

(数値目標を含めた成果指標の考え方)

第2期計画では、第1期スポーツ基本計画(以下「第1期計画」という。)の数値目標等をベースに、達成状況の検証が事後に適切に行えるよう、具体的施策の実施主体と取組内容を明示しつつ、できる限り成果指標を設定することとし、特に数値を用いた成果指標は、第1期計画の8から20に増加させることとした。

こうした成果指標を増やして設定することによって、当該施策の目的をどの程度実現できたかどうかを、客観的な数値の達成状況と照らし合わせることで評価しやすくなったという効果が生まれてきている。

しかしながら、現行の指標は、当該施策の達成状況を個々に評価するにとどまっているものも多く、様々な施策群が相互に関係し合いながら、スポーツの推進における中長期的な基本方針を進める上でどのような効果を挙げているのか、といった総合的な評価を行っていく際には、なお工夫の余地があると考える。

加えて、当該指標の位置付けについて、我が国のスポーツを推進するための個別具体の事業活動やそれらに要する経費として投入された予算等を踏まえながら、実際の活動を通じて達成された実績を評価するアウトプット指標と、それらの活動実績を通じて達成された成果を示すアウトカム指標との仕分を更に精査していく必要があると考える。

#### (スポーツ行政分野におけるEBPMの推進)

こうした課題を改善していくため、現在政府全体で進められているEBPM(Evidence-based Policymaking/エビデンスに基づく政策立案)に、スポーツ行政分野においても取り組んでいく必要がある。具体的には、

- (1) 政策目的を明確化させ、
- (2) その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何か

など、当該政策の拠って立つ論理を明確にし、これに即してデータ等のエビデンス(根拠、 証拠)を可能な限り収集し、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組・限られた資源を 有効に活用し、国民により信頼される行政を展開することを目指すべきである<sup>14</sup>。

<sup>74 「</sup>EBPM推進に係るこれまでの取組等」(令和2年10月27日、経済財政一体改革推進委員会EBPMアドバイザリーボード 内閣官房行政改革推進本部事務局 配布資料)

#### (第3期計画におけるロジックモデルの構築)

このため、第3期計画においては、第2章1.で示したような方向性が賞に実効性がある形で遂行されるよう担保することを目指し、数値を含む成果指標とスポーツの推進等のために実施していくべき各種施策との関係性を整理し、その精緻化を図るべく、ロジックモデルを構築することが重要である。なお、その具体的な構築に当たっては、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(令和3年6月18日閣議決定)などの方針に従い、政府の関係会議やEBPM担当部局と緊密に連携・調整しながら具体化することとする。

#### (第3期計画中における評価の実施)

また、当該ロジックモデルに基づき、第3期計画の取組状況の進捗を毎年定期的にフォローアップすることに加え、第3期計画の前半期の取組状況を評価し、その成果指標の進捗状況や社会状況の変化等を踏まえて新たに実施すべき取組や改善すべき取組等を、第3期計画の後半期に向けて示すことで、第3期計画の実効性をより強固に担保する必要がある。さらに、第4期スポーツ基本計画の策定に向けた検討にも活用していくべきである。

こうしたスポーツ政策のロジックモデル等の整理・分析に加え、各政策目標を達成するための各施策について、その効果がどのような成果を挙げているのか、効果の測定を行う他、 実施事業の検証を行い、事業改善を図るといった、科学的知見を踏まえた政策立案を進める ことも重要である。

このように、第3期計画において、その取組や施策の実効性を高めるために、EBPMを 積極的に進めていくことも必要である。なお、こうしたEBPMの推進に当たっては、研究 機関や大学等と緊密な連携による、スポーツに関する研究の推進やデータの収集等の取組、 これに向けた体制の確立が求められる。

#### 2. 第3期計画の広報活動の推進

人々が、様々な楽しみや喜びを感じながら、自ら進んでスポーツに取り組んでいくことができる社会を目指すためにも、第3期計画で示した基本的な考え方や具体的な内容が一部の関係者間で共有されるだけでなく、国民を始めとする社会全体に対して、その趣旨や内容等を分かりやすい形にして、広く伝えていく広報活動を積極的かつ継続的に推進することが不可欠である。こうした広報活動を通じて、多くの人々がスポーツの価値や効用等を理解して、自ら興味・関心を持ってスポーツに関する情報を収集したり、実際にスポーツに親しんだりすることにつなげていく必要がある。

そのため、広報すべき内容に応じて、情報発信のタイミングや、対象となる国民層、国民 のニーズや社会の動向等を意識した広報ツール (SNS、動画配信サービス等)を適宜活用 していくとともに、広報の対象となる層に応じて、第3期計画の中で理解してもらいたい考え方や、関心が高いと思われる施策等を取り出して、分野別に情報提供をするなど工夫する ことが求められる。また、スポーツを、多くの人々に親しみを持って受け止めてもらえるよう、トップアスリートやスポーツ団体など、日本スポーツ界の関係者の協力も得ながら取り組んでいくことも重要である。

さらに、単に情報を発信するだけでなく、広報した内容が、国民や社会全体でどのように受け止められたのか、規模感や具体的な反応等にも留意しながら、具体的な活動内容を不断に検証していくことを通じ、今後の広報活動の改善・充実につなげることを目指すべきである。

## 3. 第3期計画実施のための財源の確保と効率的・効果的な活用

基本法第8条は、「政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上 又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない」と規定している。

スポーツ関連予算については、東京大会等の大規模国際競技大会の開催でのスポーツへの関心や熱意の高まりが一過性のものに終わらないよう、引き続き安定的なスポーツ関係の予算の確保を図っていく必要がある。また、その前提として、予算の効率的・効果的な活用に努めるとともに、スポーツ団体等における公的資金の適正使用を徹底することも重要である。

また、スポーツ振興投票制度については、令和2年12月にスポーツ振興投票の実施等に関する法律が改正された75ことを踏まえ、JSCにおいて令和4年度の販売開始に向けて検討をしている新商品等による売上げの向上や、業務運営の更なる適正化や広報活動の展開による収益の拡大に努め、スポーツの推進のための貴重な財源として有効に活用する。

加えて、スポーツに対する寄附や投資の一層の活性化を図るとともに、クラウドファンディングやスポーツデータの活用による新たなビジネスモデルの展開等、スポーツの推進に要する財源に関して様々な議論があることも踏まえつつ、引き続き多様な財源の在り方について検討することが重要である。

こうした取組を通じてスポーツを推進することが、人々の健康を増進したり、地域の活性 化や課題解決に寄与したりすることとなり、人々の生活や心を豊かにできることを明らか にして、国民からの期待や支持を受けて更なる財源の確保につながる好循環を作り出すと

<sup>75</sup> 主な改正内容は、以下の通り。

<sup>(1)</sup>スポーツ振興投票の収益の使途の拡大を図り、スポーツを行う者の安全の確保に資するために必要な設備の整備 (プレイヤーズファーストの徹底)、地域におけるスポーツ活動、医療従事者等の派遣、スポーツ団体の運営基盤の 強化、感染症等が発生した場合における選手の支援事業等に収益を充てられることを定める。

<sup>(2)(1)</sup>の収益の使途の拡大に対応できるよう、スポーツ振興投票の売上向上を図る観点から、①バスケットボールの対象競技への追加、②単一の試合の結果・スコアを予想する新商品(単一試合投票)及びリーグ戦やトーナメント戦の順位を予想する新商品(順位予想投票)の導入に、投票対象を広げる。

いう「スポーツを通じた人への投資」を充実させていく視点を持つことも重要である。

## 4. 第3期計画を支える様々な主体に期待される役割とそれに対する支援

第2期計画でも示したように、基本計画は、国の施策を中心に国が定めるものであるが、 飽くまでも「スポーツの主役は国民」であり、また、国民にその機会を提供する地方公共団 体やスポーツ団体、民間事業者等が主役である。国としては、各主体が「主役」としてスポ ーツに参画し、そして最大限その価値を体感できるよう、様々な取組・施策を図っていく必 要がある。

#### (スポーツの「主役」としての国民)

国民一人一人が、それぞれのライフステージ等に応じて適切なスポーツの実施方法を見いだせるような機会の提供や実施方法の広報が必要となる。また、その担い手となるスポーツ団体や地域の活動等に参加・貢献するなど、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず多様な方々が参画し、国民全員でスポーツをする環境を育むようなムーブメントを啓発することが必要である。

加えて、その前提として、スポーツを実施する者の心身の健康や安全を脅かすなど、スポーツそのものの価値を毀損したり、制限したり、おろそかにするような指導方法や実施環境等は一切否定すべきであり、そのような事態を生じさせないような対応を取っていくことが不可欠である。

また、特にアスリートについては、競技する上で自らの心身の健康状態を意識的に管理できる知識、自らのアスリートキャリアに係る考え等をより一層深めるとともに、高い倫理観を持つことが重要である。また、スポーツ活動を通じて得た知見をスポーツ活動に携わる次の世代や地域社会につなげていくことが望まれており、その契機となるプログラムや機会の提供を図ることが必要である。

## (「スポーツ団体」「民間事業者」等に期待される役割)

スポーツ団体や民間事業者等については、アスリートを含むスポーツを実施する者やスポーツに対する意欲はあるものの実施できていない層のニーズを受け止め、オンライン、AI、VR・AR等の最先端の技術等を活用して新たなスポーツの「する」「みる」「ささえる」機会を創出し提供できるよう、国は、その取組を支援することが必要である。また、国は、民間事業者の活動の現状や課題等を整理することが必要である。

さらに、国民にスポーツの活動機会を提供する担い手としての役割を十分に果たせるよ

う、スポーツ団体は、ガバナンス・経営力の強化に向けた取組を図ることが必要である。<sup>76</sup>

特に、NFは、ガバナンスコード(NF向け)に示されているように、国内において特定のスポーツを統括して広範な役割を担い、そのスポーツに関わる人々のよりどころとなる団体である。その役割は「競技力の向上」にとどまらず、当該スポーツに親しむ人々を一人でも多く増やしていくための「普及啓発」に広く取り組むことも期待されている。(1)トップレベルの選手や指導者以外にも、対象スポーツに「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で関わる全国の愛好者、都道府県協会や都道府県連盟といった地方組織、スポンサー、メディア、地域社会など多くのステークホルダー(利害関係者)が存在する、(2)唯一の国内統括組織として、対象スポーツの普及・振興、代表選手の選考、選手強化予算の配分、各種大会の主催、審判員等の資格制度や競技者・団体登録制度の運用等の業務を独占的に行っているという、大きく2つの総括的な特徴を有することを鑑み、各種の公的支援の対象ともなっている。そのため、その業務運営が大きな社会的影響力を有するとともに国民・社会に対しても適切な説明責任を果たしていくことが求められる公共性の高い団体として、NFは特に高いレベルのガバナンスの確保が求められていることを自覚しなければならない。

他方、一般スポーツ団体も、地域においてスポーツの普及・振興等の重要な担い手となっており、スポーツの果たす公共的役割の重要性も鑑みつつ、自らの主体的な努力により適切な組織運営を図っていくことが求められる。

#### (「地方公共団体」に期待される役割)

地方公共団体は、国民に対してスポーツの機会を提供するとともに、スポーツを通じて様々な社会の活性化や課題解決を図る観点からも、スポーツ施策の展開に当たって、「場づくり」の担い手や様々な関係者が集まる地方公共団体は極めて重要な役割を果たすものと考える。国民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援するため、第3期計画を参酌してできる限り速やかに地方スポーツ推進計画を改定・策定することが期待され、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を主体的に実施することができるよう、国としても必要な情報提供等を実施する必要がある。なお、地方スポーツ推進計画を改定・策定するに当たっては、第3期計画の記載事項を形式的に全て踏まえる必要はなく、各地域が有するスポーツ資源等を十分に踏まえた上で、各地域における課題解決等に「スポーツの力」がどのように寄与できるのかを検討した上で、各地域の実情に応じた地方スポーツ推進計画となることが望ましい。その際には、各地域の実情等を踏まえつつ、性別、年齢、障害の有無など多

<sup>&</sup>lt;sup>76</sup> 基本法第5条第1項「スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。」、同条第2項「スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。」

様な背景・立場等を有する方々の声を広く取り入れるため、計画を検討するための会議の委員構成を配慮したり、ヒアリングの機会を設けたりするなどの工夫を行うことが望まれる。

また、スポーツの力を活用した地域の諸課題の解決のための継続的な取組に関係部局・団体が一体となって取り組めるよう、国としても必要な支援や情報提供等を実施することも重要である。また、地方公共団体内においてもスポーツ部局に限らず、様々な部局が連携して施策に取り組むことが望まれる。

なお、スポーツ政策の実施に当たり、都道府県の役割が重要であることはもちろんのこと、より住民に近い立場にある市区町村といった基礎自治体の役割は極めて大きいところである。また、こうした市区町村が地方スポーツ推進計画を策定する際には、近隣の地方公共団体と協力しながら策定することも含めて、各地域の実情に応じて適切に判断されることが望ましい。

以上のように、様々な主体と連携・協力することで、スポーツが持つ無限の可能性を発揮 できるように取組を進める必要がある。

# おわりに

(※今後、審議を踏まえて作成予定)

## 別添資料⑤

## (1) 市民一人ひとりのライフステージや目的に応じたスポーツ活動の推進(基本目標)

## ①幼児期における体力づくりの促進

## (令和2年度取組内容)

## (令和3年度取組内容)

	・運動や体力向上に関する資料を幼稚園に配布し、幼稚園における体力づく りの啓発。(指導課) ・運動や体力向上に関する りの啓発。(指導課) りの啓発。(指導課)	資料を幼稚園に配布し、幼稚園における体力づく	指導課
幼児期における運動の重要性の啓発	り、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代え ┃り、子どもにとって認識や	ことから、指導員は遊び(運動)の重要性を理解	児童家庭課
		に遊ぶ活動を充実させることで、様々な活動に親 がら運動機能の向上を図っている。(保育課)	保育課
	・幼稚園、保育園向け情報等があれば、情報を提供。(指導課)・幼稚園、保育園向け情報	等があれば、情報を提供。(指導課)	指導課
幼稚園、保育所における遊びの指導	険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的 険を回避できるようにして	(運動) は、安全面に配慮しながら子どもが自ら危いくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的 消導に努めている。 (児童家庭課)	児童家庭課
公園等の維持管理			みどりと水のi ちづくり課
	崎)、ダブルダッチ(山崎)を開催。(児童家庭課) 宿)、キッズタイム(中央	・グラウンドゴルフ)を実施。(児童家庭課) 教室(中央・山崎・うめさと・七光台・谷吉・関 ・)、サーキット(中央)、ビーチボールバレー (七光台)、シュートゲーム(谷吉)、とんでぴょ	児童家庭課
親子参加、世代間交流イベントの開催、支援	(中央 参加人数20人)、		生涯学習課(公民館)
	・新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。(青少年課) ・青少年柔剣道大会の開催大防止のため中止。(青少	を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡 年課)	青少年課
	(魅力推進課) 6 才対象の親子で楽しむボ	補助金交付対象事業として採択された「1才から ール遊び運動教室」を、10月30日に野田市総合公 0人の子どもが参加した。(魅力推進課)	魅力推進課
	・地区運動会開催地区への補助金の交付、野田むらさきの里ふれあいウオーク(ウオーキング大会)の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染 症拡大防止のため中止。(スポーツ推進課) ・地区運動会開催地区への ク (ウオーキング大会)の 症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)	補助金の交付、野田むらさきの里ふれあいウオー 開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染 (スポーツ推進課)	スポーツ推進記

## ②学校体育及び学齢期におけるスポーツ活動の充実

## (令和2年度取組内容)

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」への参加	小学校の5年生と全中学校の2年生を対象として、4月~7月に実施されているが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止になった。各学校	・スポーツ庁による「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」は、全小学校 の5年生と全中学校の2年生を対象として、4月~7月に実施した。今後、 文部科学省のホームページに結果が掲載され、野田市小中体連の会議の場で 各校に野田市の現状を伝達する予定である。(指導課)
運動能力証の交付を受けることの奨励		・中学校は7月、小学校は12月までに新体力テストを実施した。今後、運動能力証を該当児童生徒に配布予定である。(指導課) 指導課

,				
	小中学校体育連盟主催各種大会の活性化		6月 ・中学校運動部市内大会(11種目) ・市内小学校陸上競技大会 (男子優勝:清水台小 女子優勝:東部小 総合優勝:清水台小) ・市内中学校陸上競技大会 (男子優勝:岩名中 女子優勝:南部中 総合優勝:南部中)	指導課
(具体的施策	教員の指導力の向上	・例年行われている研修等は新型コロナウイルス感染症の影響で中止になった。代替として野田市武道指導者講習会等の研修会は資料を送付し、授業を行う上での注意事項を周知した。(指導課) ・小中学校体育連盟が主催する各専門部長会議に参加し、熱中症や新型コロナウイルス感染症の予防、対策等の助言を行った。(指導課)	インで行い、授業を行う上での注意事項を周知した。(指導課) ・小中学校体育連盟が主催する各専門部長会議に参加し、新型コロナウイル	指導課
	教員の障がい者スポーツに関する理解の向上	・障害者スポーツに関する講習会、オリンピック・パラリンピック等、情報 があれば提供(指導課)	・障害者スポーツに関する講習会、オリンピック・パラリンピック等、情報 があれば提供(指導課)	指導課
	武道指導への対応	・柔道講師3名、剣道講師2名を各校の武道の授業に派遣した。(指導課) ・各種資料を配布した。(指導の方向性・安全面の確認) ・例年行っていた武道指導者講習会は新型コロナウイルス感染症の影響で中止し、資料を送付し、授業を行う上での注意事項を周知した。(指導課)	・柔道講師2名、剣道講師2名を各校の武道の授業に派遣した。(指導課) ・各種資料を配布した。(指導の方向性・安全面の確認) ・武道指導者講習会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンラインで実施し、授業を行う上での注意事項を周知した。(指導課)【再掲】	指導課
	社会体育指導員及び地域人材の活用	<ul> <li>・武道講師5名を採用した。</li> <li>・剣道講師2名を4校に派遣</li> <li>・柔道講師3名を7校に派遣</li> <li>・外部指導者を活用した。(市内小中学校で8名活用)(指導課)</li> </ul>	<ul> <li>・武道講師4名を採用した。</li> <li>・剣道講師2名を4校に派遣</li> <li>・柔道講師2名を7校に派遣</li> <li>・部活動指導員を活用した。(市内小中学校で4名活用)(指導課)</li> </ul>	指導課
	技術講習会の開催	・例年行われている研修、技術講習会等は新型コロナウイルス感染症の影響で中止になった。代替として野田市武道指導者講習会等の研修会は資料を送付し、授業を行う上での注意事項を周知した。(指導課)・小中学校体育連盟が主催する各専門部長会議に参加し、熱中症や新型コロナウイルス感染症の予防、対策等の助言を行った。・野田市教育研究会(授業参観)・野田市小中体連専門部長会議(各部活動専門部長参加)(指導課)	・小中学校体育主任等研修会(中止し、資料配付のみ。) ・野田市武道指導者講習会(中止し、資料配付のみ。) ・野田市教育研究会(市内小中学校体育主任参加 授業参観) ・野田市小中体連研修会(市内小中学校体育主任参加 研究授業) ・中学校体育実技(柔道)指導者講習会、教育事務所別体育実技講習会技術 講習会等は新型コロナウイルス感染症の影響で中止になった。(指導課)	指導課
	多様なニーズに応える運動部活動	・各学校の実情により実施。 (指導課)	・各学校の実情により実施。(指導課)	指導課
	学校体育における安全性の確保	・体育的活動や部活動中の事故防止についての注意喚起文書を配布。 (指導課)	・体育的活動や部活動中の事故防止についての注意喚起文書を配布。 (指導課)	指導課
	障がいのある児童生徒への取組	・学校の実情に応じて、授業や体育活動等に個別に対応。(指導課)	・学校の実情に応じて、授業や体育活動等に個別に対応。(指導課)	指導課
	学校体育施設の充実	第二中学校防球ネット設置工事を実施。 (教育総務課) 第二中学校鉄棒設置工事を実施。 (教育総務課)	今年度は実施なし(教育総務課)	教育総務課
	施設の計画的改修	・総合公園園路舗装修繕(9月18日〜9月30日)、総合公園高圧ケーブル等改修工事(9月9日〜1月29日)、総合公園庭球場人工芝改修工事(12月1日〜3月15日)、総合公園陸上競技場写真判定装置修繕(1月5日〜2月26日)関宿総合公園体育館受水槽電極及びパイロット管交換工事(4月21日〜6月30日)、福田体育館誘導灯改修工事(8月26日〜10月15日)、関宿少年野球場水飲み台修繕工事(12月2日〜1月29日)を実施。(スポーツ推進課)	陸上競技場屋内消火栓設備改修工事(9月1日~10月31日)、総合公園汚水処理施設流量計設置工事(9月29日~11月30日)、福田運動場地下水配管敷設替工事(9月11日~11月30日)、岩名調整池庭球場人工芝修繕工事(8月13日~9	スポーツ推進課
	地域におけるスポーツ活動参加機会の充実	・新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。(青少年課)	・青少年相談員がスケート教室を開催。(参加者41名) ・青少年相談員がビーチバレーボール大会、歩け歩け大会、腕相撲大会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。 (青少年課)	青少年課
		・地区運動会開催地区への補助金の交付、野田むらさきの里ふれあいウオーク(ウオーキング大会)の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。(スポーツ推進課 <b>)【再掲】</b>	・地区運動会開催地区への補助金の交付、野田むらさきの里ふれあいウオーク(ウオーキング大会)の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。(スポーツ推進課 <b>)【再掲】</b>	スポーツ推進課
				1

		・新型コロナウィルス感染症の影響により、年度途中の10月から、柔道、剣道、パドルテニス、バドミントン、ミニバス、スナッグゴルフ、ソフトテニスの7種目を12会場で実施。(青少年課)		
(具体的施策)	オープンサタデークラブ活動の充実			青少年課
	子ども館における遊びの充実	・ビーチボールバレー大会(中央・山崎・うめさと・関宿・七光台・谷吉)はコロナウィルス感染症予防のため中止。(児童家庭課)・シュートゲーム(谷吉)、フラフープ(中央・七光台・山崎・うめさと)、ジャンプ力測定(谷吉)、ドッジビー(七光台)、卓球リフティングをしよう(うめさと)、バスケットシュート大会(谷吉・うめさと)、ゴム跳び(関宿)、なわとび(関宿・谷吉・うめさと)、クリスマスツリーチャレンジ(中央)・縄とび世界一周(谷吉)を開催。(児童家庭課)	・ビーチボールバレー大会(中央・山崎・うめさと・関宿・七光台・谷吉)はコロナウィルス感染症予防のため中止。(児童家庭課)・卓球リフティングをしよう(谷吉)を開催。(児童家庭課)	児童家庭課
		・親子参加による親子体操教室(中央・山崎・うめさと・七光台・谷吉・関宿)、バドミントン(七光台)、ボッチャ(山崎)、輪なげ大会(谷吉)、サーキット(中央)、ボーリング(谷吉・中央)、グラウンドゴルフ(山崎)、ダブルダッチ(山崎)を開催。(児童家庭課)【再掲】		児童家庭課
	親子参加、世代間交流イベントの開催、支援	(コロナ対策で事業を縮小したため、該当なし。) (生涯学習課(公民館)) 【再掲】	(コロナ対策で事業を縮小したため、該当なし。) (生涯学習課(公民館)) 【再掲】	生涯学習課(公民館)
		・新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (青少年課)	・青少年柔剣道大会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡 大防止のため中止。(青少年課) <b>【再掲】</b>	青少年課
		・猫の妙術杯剣道大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。 (魅力推進課)	・猫の妙術杯剣道大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。 (魅力推進課)	魅力推進課
			・地区運動会開催地区への補助金の交付、野田むらさきの里ふれあいウオーク (ウオーキング大会) の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課) 【再掲】	スポーツ推進課
(具体		・10月~1月まで公立保育所9カ所 月1回~月2回の園庭開放(自由開放のみ)を実施。 なお4月~6月につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため中止。 (保育課)	(保育課)	保育課
		小学校20校、中学校11校でバレーボール、サッカー等の利用で学校開放を実施。(学校教育課) ・小学校:屋外施設1,363回、55,770人 屋内施設3,552回、83,352人 ・中学校:屋外施設49回、678人 屋内施設1,380回、25,063人	<ul> <li>小学校20校、中学校11校でバレーボール、サッカー等の利用で学校開放を実施。(学校教育課)</li> <li>・小学校:屋外施設1,140回、39,762人 屋内施設2,420回、52,886人</li> <li>・中学校:屋外施設4回、630人 屋内施設479回、9,627人</li> </ul>	学校教育課

③社会人(職業人)のスポーツ参加の推進

## (令和2年度取組内容)

	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施なし。	・いきいきクラブ連合会において、グラウンド・ゴルフ大会(10月22日 予定から令和4年1月14日へ延期)、ゲートボール大会(9月予定から令 和4年2月4日へ延期)、ニュースポーツ大会(10月予定から中止)を実 施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各大会延期・ 中止となっている。(高齢者支援課)	高齢者支援課
	・ヨーガ講座中止(島会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・ヨーガ講座中止(関宿会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・ヨーガ講座、リズム講座、太極拳講座中止(七光台会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・太極拳講座中止(谷吉会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・いきいき体操中止(谷吉会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) (人権・男女共同参画推進課)	<ul> <li>ヨーガ講座開催 (七光台会館で11月~3月間に8回開講)</li> <li>リズム体操講座開催 (七光台会館で11月~2月間に8回開講)</li> <li>大極拳講座開催 (七光台会館で11月~2月間に7回開講)</li> <li>大極拳講座開催 (谷吉会館で11月~3月間に10回開講)</li> <li>いきいき体操開催 (谷吉会館で11月~3月間に13回開講)</li> <li>ヨーガ講座開催 (島会館で11月~3月間に18回開講)</li> <li>ヨーガ講座開催 (関宿会館で11月~3月間に9回開講)</li> <li>(人権・男女共同参画推進課)</li> </ul>	人権・男女共同 参画推進課
(具 スポーツ教室の充実及び初心者向け教室の開催 体的 施 策)	間 延べ参加人数87人)、家庭教育学級 家族でできる免疫UPヨーガ (川	ウィルス感染症対策のため中止)、東部長寿教室で免疫力を上げる体づくり(東部 参加人数9人)、ニュースポーツを体験しよう!ボッチャ、バッゴー、卓球バレー、カローリング(東部 延べ参加人数30人)、健康づくり講座で「ゆっくり体を動かしてみよう」(南部梅郷 参加人数13人)、福祉のまちづくり講座でNEWスポーツ(ボッチャ等)交流会(南部梅郷 参加人数16人)「超初心者グラウンドゴルフ講座」(川間 延べ参加人数108人)、「私の健幸習慣」(福田 延べ参加人数29人)、長寿教室で「健康体	生涯学習課(公民館)
	テップ教室(参加人数:延103人)、姿勢改善ヨガ教室(参加人数:延249人)を開催。関宿総合公園体育館で、卓球教室(参加人数:延2,709人)、らくらく健康体操(参加人数:延237人)、各種ヨガ教室(参加人数:延1,446人)、ミニテニスサークル(参加人数:延417人)、新しい健康気功教室(参加人数:延302人)、ズンバ教室(参加人数:延7人)、千葉ジェッツ・バス	(参加人数:延164人)、エアロビクス教室(参加人数:延151人)、バランスコンディショニング教室(参加人数:延53人)を開催。関宿総合公園体育館で、卓球教室(参加人数:延2,560人)、らくらく健康体操(参加人数:延303人)、各種ヨガ教室(参加人数:延2,010人)、ミニテニスサークル(参加人数:延113人)、新しい健康気功教室(参加人数:延366人)、千葉ジェッツ・バスケットスクール(参加人数:330人)、千葉ジェッツ・チアタンス教室(参加人数:0人)、大人対象のバスケットボール教室(参加人数:延51人)を開催。春風館道場で、剣道教室(参加人数:延75人)、弓道教室(参加人数:延211人)、杖道教室(参加人数:延86人)を開催。	スポーツ推進課
早朝や夜間のスポーツ教室等の開催	・関宿総合公園体育館でバドミントンサークルを19時から開催。 (スポーツ推進課)	・関宿総合公園体育館でバドミントンサークルを19時から開催。 (スポーツ推進課)	スポーツ推進課
施設の運営改善	・総合公園野球場、庭球場、芝生広場、関宿総合公園ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、フットサル場、関宿少年野球場で、7月1日から8月31日の6館日を除く期間、7時から早朝開場を実施。(スポーツ推進課)	・総合公園野球場、庭球場、芝生広場、関宿総合公園ゲートボール場、グラトウンドゴルフ場、フットサル場、関宿少年野球場で、7月1日から8月31日の休館日を除く期間、7時から早朝開場を実施。(スポーツ推進課)	スポーツ推進課

身近な場所でのスポーツ活動への参加促進	・ヨーガ講座中止(島会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・ヨーガ講座中止(関宿会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・ヨーガ講座、リズム講座、太極拳講座中止(七光台会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・太極拳講座中止(谷吉会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・いきいき体操中止(谷吉会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) (人権・男女共同参画推進課)【再掲】	<ul> <li>・ヨーガ講座開催 (七光台会館で11月~3月間に8回開講)</li> <li>・リズム体操講座開催 (七光台会館で11月~2月間に8回開講)</li> <li>・太極拳講座開催 (七光台会館で11月~2月間に7回開講)</li> <li>・太極拳講座開催 (谷吉会館で11月~3月間に10回開講)</li> <li>・いきいき体操開催 (谷吉会館で11月~3月間に13回開講)</li> <li>・ヨーガ講座開催 (島会館で11月~3月間に18回開講)</li> <li>・ヨーガ講座開催 (関宿会館で11月~3月間に9回開講)</li> <li>(人権・男女共同参画推進課) 【再掲】</li> </ul>	人権・男女共同 参画推進課
( ) 具   体	(コロナ対策で事業を縮小したため、該当なし。) (生涯学習課(公民館)) 【再掲】	(コロナ対策で事業を縮小したため、該当なし。) (生涯学習課(公民館)) 【再掲】	生涯学習課(公民館)
施策	・保健センターでウォーキング講習会を年1回開催。(参加者:31名) 3回開催予定だったが2回は感染症予防のため開催中止。 ・まちなかウォーキングは感染症予防のため開催中止。(保健センター)	・保健センターでウォーキング講習会を年1回開催。(参加者:14名) (保健センター)	保健センター
ウォーキングの奨励	・野田むらさきの里ふれあいウオーク(ウオーキング大会)の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課) <b>【再掲】</b>	・野田むらさきの里ふれあいウオーク(ウオーキング大会)の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)【再掲】	スポーツ推進課
スポーツボランティア活動の機会の提供	・地区運動会の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止 のため中止。 (スポーツ推進課)	・地区運動会の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止 のため中止。 (スポーツ推進課)	スポーツ推進課
市の取組に関する情報発信の充実	・ホームページ・市報による情報を提供。(スポーツ推進課)	・ホームページ・市報による情報を提供。(スポーツ推進課)	スポーツ推進課
市の施設情報の提供	・ホームページ・市報による情報を提供。(スポーツ推進課)	・ホームページ・市報による情報を提供。(スポーツ推進課)	スポーツ推進課
市民のスポーツ活動情報発信の充実	・総合公園体育館・関宿総合公園体育館に掲示。(スポーツ推進課)	・総合公園体育館・関宿総合公園体育館に掲示。(スポーツ推進課)	スポーツ推進課

## ④女性のスポーツ参加の推進

## (令和2年度取組内容)

( 具 女性対象の教室等の開催 体体	・関宿総合公園体育館でリラックスヨガ、やさしいヨガを開催。フラダンス 体験教室は新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)	・関宿総合公園体育館でリラックスヨガ、やさしいヨガを開催。フラダンス体験教室は新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)	スポーツ推進課
的 背 策 女性が参加しやすい環境の整備 ン	・関宿総合公園体育館でリラックスヨガ、やさしいヨガを開催。フラダンス 体験教室は新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課) 【再掲】	・関宿総合公園体育館でリラックスヨガ、やさしいヨガを開催。フラダンス 体験教室は新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)【再掲】	スポーツ推進課
( 具	・ヨーガ講座中止(島会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・ヨーガ講座中止(関宿会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・ヨーガ講座、リズム講座、太極拳講座中止(七光台会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・太極拳講座中止(谷吉会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・いきいき体操中止(谷吉会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) (人権・男女共同参画推進課)【再掲】	<ul> <li>・ヨーガ講座開催 (七光台会館で11月~3月間に8回開講)</li> <li>・リズム体操講座開催 (七光台会館で11月~2月間に8回開講)</li> <li>・太極拳講座開催 (七光台会館で11月~2月間に7回開講)</li> <li>・太極拳講座開催 (谷吉会館で11月~3月間に10回開講)</li> <li>・いきいき体操開催 (谷吉会館で11月~3月間に13回開講)</li> <li>・ヨーガ講座開催 (島会館で11月~3月間に18回開講)</li> <li>・ヨーガ講座開催 (関宿会館で11月~3月間に9回開講)</li> <li>(人権・男女共同参画推進課) 【再掲】</li> </ul>	人権・男女共同 参画推進課
体   的  身近な場所でのスポーツ活動への参加促進	(コロナ対策で事業を縮小したため、該当なし。) (生涯学習課(公民館)) 【再掲】	(コロナ対策で事業を縮小したため、該当なし。) (生涯学習課(公民館)) 【再掲】	生涯学習課(公 民館)
策	・川間新星大学院でグランドゴルフ交流会(川間 参加人数113人)、自然は親しもう!秋の野草観察と身近なウオーキング(関宿中央 参加人数12人) (生涯学習課(公民館))	・川間新星大学院でグランドゴルフ交流会(川間 参加人数95人)、川間新星大学院で健康体操(川間 参加人数62人)	生涯学習課(公民館)
	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施なし。【再掲】	・いきいきクラブ連合会において、グラウンド・ゴルフ大会(10月22日予定から令和4年1月14日へ延期)、ゲートボール大会(9月予定から令和4年2月4日へ延期)、ニュースポーツ大会(10月予定から中止)を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各大会延期・中止となっている。(高齢者支援課)【再掲】	高齢者支援課

(コロナ対策で事業を縮小したため、該当なし。) (生涯学習課 (公民館) (コロナ対策で事業を縮小したため、該当なし。) (生涯学習課 (公民館) ( コロナ対策で事業を縮小したため、該当なし。) (生涯学習課 (公民館) ( 再掲) ( 再掲) ( 再掲) ( 東掲) ( 東北 ( 東地) ( 東北)				
タッツ装金 (参加人数: 金田の人)、姿や食物 (参加人)、姿や食物 (参加人)、変や食物 (参加人) (表現 (参加人)、変われる (参加人)、変われる (参加人) (表現 (参加人) (表現 (参加人) 人) (表現 (参加人) (表現 (参加人) (表現 (参加人) (表現 (参加人) 人) (表現 (参加人) (表现 (表现 (参加人) (表现 (参加人) (表现 (参加人) (表现 (参加人) (表现 (参加人) (表现 (参加人) (表现 (表现 (表现 (参加人) (表现		人)、婦人会員講座で「健康体操〜自宅でストレッチ・免疫力を上げよう〜」(中央 参加人数26人)、東部長寿教室で免疫力アップストレッチ(東部 参加人数19人)、福祉のまちづくり講座のNEWスポーツ(ボッチャ等)交流会(東部 参加人数14人)、市民セミナ―で「体力・免疫力アップを目指そう」(北部 参加人数13人)、姿勢と歩き方の健康づくり講座(川間 延べ参加人数87人)、家庭教育学級 家族でできる免疫UPョーガ(川間 参加人数19人)、福田長寿大学で「室内レクリエーション講座」(福田参加人数32人)、自然に親しもう!秋の野草観察と身近なウオーキング(関宿中央 参加人数12人)、福祉のまちづくり講座のNEWスポーツ(ボッチャ等)交流会(関宿 参加人数10人)、ウォーキング講座(木間ケ瀬 延	央 ※新型コロナ感染症対策のため中止)、いきいきライフセミナー「自宅でもできる!音楽に合わせたゆっくりストレッチ」(中央 ※新型コロナウィルス感染症対策のため中止)、東部長寿教室で免疫力を上げる体づくり(東部 参加者9人)、ニュースポーツを体験しよう!ボッチャ、バッゴー、卓球バレー、カローリング(東部 延べ参加人数30人)、健康づくり講座で「ゆっくり体を動かしてみよう」(南部梅郷 参加人数13人)、福祉のまちづくり講座でNEWスポーツ(ボッチャ等)交流会(南部梅郷 参加人数16人)、健康体操でリフレッシュ(北部 参加人数5人)、「超初心者グラウンドゴルフ講座」(川間 延べ参加人数108人)、福田長寿大学で「室内レクリエーション講座」(福田 参加人数32人)、二川はつらつ大学「足腰を弱らせないためのお家でできる簡単体操」(二川 参加人数19人)、二川さわやか教室「NEWスポーツを体験」(二川 参加人数14人)、福祉のまちづくり講座「NEWスポーツを流会」(二川 参加人数23人)、ウォーキング講	生涯学習課(公
「再掲]	スポーツ教室の充実及び初心者向け教室の開催 (具体的施策)	テップ教室(参加人数:延103人)、姿勢改善ヨガ教室(参加人数:延249人)を開催。関宿総合公園体育館で、卓球教室(参加人数:延2,709人)、らくらく健康体操(参加人数:延237人)、各種ヨガ教室(参加人数:延1,446人)、ミニテニスサークル(参加人数:延417人)、新しい健康気功教室(参加人数:延302人)、ズンバ教室(参加人数:延7人)、千葉ジェッツ・バスケットスクール(参加人数:581人)、千葉ジェッツ・チアダンス教室(参加人数:延24人)を開催。春風館道場で、剣道教室(延123人)、弓道教室(参加人数:延29人)、杖道教室(延120人)を開催。※以下教室に関しては、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止・総合公園体育館→からだサポート体幹体操教室、水泳教室、安眠ヨガ教室、バランスコンディショニング教室・関宿総合公園体育館→フラダンス体験教室、ピラティス体験教室、ズンバ体験教室、パワーヨガ体験教室	太極拳初心者教室(参加人数:延191人)、スクエアステップ教室(参加人数:延59人)、バドミントン教室(参加人数:延73人)姿勢改善ヨガ教室(参加人数:延164人)、エアロビクス教室(参加人数:延151人)、バランスコンディショニング教室(参加人数:延53人)を開催。関宿総合公園体育館で、卓球教室(参加人数:延2,560人)、らくらく健康体操(参加人数:延303人)、各種ヨガ教室(参加人数:延2,010人)、ミニテニスサークル(参加人数:延113人)、新しい健康気功教室(参加人数:延366人)、千葉ジェッツ・バスケットスクール(参加人数:330人)、千葉ジェッツ・チアタンス教室(参加人数:0人)、大人対象のバスケットボール教室(参加人数:延51人)を開催。春風館道場で、剣道教室(参加人数:延75人)、弓道教室(参加人数:延211人)、杖道教室(参加人数:延86人)を開催。※以下教室に関しては、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止・総合公園体育館→水泳教室、安眠ヨガ教室・関宿総合公園体育館→フラダンス体験教室、ピラティス体験教室、ズンバ体験教室、パワーヨガ体験教室	、スポーツ推進課
親子参加、世代間交流イベントの開催、支援				生涯学習課(公民館)
(魅力推進課) 【再掲】		・新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。(青少年課)【再掲】	・青少年柔剣道大会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。(青少年課) <b>【再掲】</b>	青少年課
ク(ウオーキング大会)の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。(スポーツ推進課)【再掲】       ク(ウオーキング大会)の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。(スポーツ推進課)【再掲】       スポーツ推進課】         ・ピーチボールバレー大会(中央・山崎・うめさと・関宿・七光台・台吉)はコロナウィルス感染症子防のため中止。(児童家庭課)【再掲】・シュートゲーム(谷吉)、フラフーブ(中央・七光台・山崎・うめさと)、ジャンブカ測定(谷吉)、ドッジピー(七光台)、卓球リフティングをしよう(谷吉)を開催。(児童家庭課)【再掲】・シュート大会(谷吉・うめさと)、グラとン・ブカ測定(谷吉・うめさと)、グリスマッリーチャレンジ(中央)・縄とび世界一周(谷吉)を開催。(児童家庭課)【再掲】・中球リフティングをしよう(谷吉)を開催。(児童家庭課)【用掲】・中域・大会へ関野球場、庭球場、芝生広場、関宿総合公園ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、フットサル場、関宿少年野球場で、7月1日から8月31日の休館日を除く期間、7時から早朝開場を実施。(スポーツ推進課)【再掲】・一般合公園野球場、庭球場、芝生広場、関宿総合公園ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、フットサル場、関宿少年野球場で、7月1日から8月31日の休館日を除く期間、7時から早朝開場を実施。(スポーツ推進課)【再掲】・関宿総合公園体育館でバドミントンサークルを19時から開催。・関宿総合公園体育館でバドミントンサークルを19時から開催。・関宿総合公園体育館でバドミントンサークルを19時から開催。・関宿総合公園体育館でバドミントンサークルを19時から開催。・	親子参加、世代間交流イベントの開催、支援			魅力推進課
はコロナウィルス感染症予防のため中止。(児童家庭課)【再掲】 ・シュートゲーム(谷吉)、フラフーブ(中央・七光台・山崎・うめさと)、卓球リフティングをしよう(谷吉)を開催。(児童家庭課)【再掲】 ・シュートゲーム(谷吉)、アスケットシュート大会(谷吉・うめさと)、ゴムをしよう(うめさと)、バスケットシュート大会(谷吉・うめさと)、ゴムがで(関宿・谷吉・うめさと)、カリスマスツリーチャレンジ(中央)・縄とび世界一周(谷吉)を開催。(児童家庭課)【再掲】 ・総合公園野球場、庭球場、芝生広場、関宿総合公園ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、フットサル場、関宿少年野球場で、7月1日から8月31日の休館日を除く期間、7時から早朝開場を実施。(スポーツ推進課)【再掲】 ・総合公園野球場、庭球場、芝生広場、関宿総合公園ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、フットサル場、関宿少年野球場で、7月1日から8月31日の休館日を除く期間、7時から早朝開場を実施。(スポーツ推進課)【再掲】 ・関宿総合公園体育館でバドミントンサークルを19時から開催。 ・関宿総合公園体育館でバドミントンサークルを19時から開催。		ク (ウオーキング大会) の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染	ク(ウオーキング大会)の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染	スポーツ推進課
ウンドゴルフ場、フットサル場、関宿少年野球場で、7月1日から8月31日の休館日を除く期間、7時から早朝開場を実施。(スポーツ推進課)【再掲】 「カンドゴルフ場、フットサル場、関宿少年野球場で、7月1日から8月31日の休館日を除く期間、7時から早朝開場を実施。(スポーツ推進課)【再掲】 「中掲】 「本部の運営改善のでは、1年10年11日から8月31日の休館日を除く期間、7時から早朝開場を実施。(スポーツ推進課)【中掲】 「本部の運営改善のでは、1年12日本のでは、1年12日本のでは、1日本の作館、1日本のでは、1日本のでは、1日本の作館日本には、1日本のでは、1日本の作館日本には、1日本の作館日本には、1日本の作館日本には、1日本の作館日本には、1日本の作館日本には、1日本の作館日本には、1日本のでは、1日本のでは、1日本の作館日本には、1日本ので	子ども館における遊びの充実	はコロナウィルス感染症予防のため中止。(児童家庭課)【再掲】 ・シュートゲーム(谷吉)、フラフープ(中央・七光台・山崎・うめさ と)、ジャンプカ測定(谷吉)、ドッジビー(七光台)、卓球リフティング をしよう(うめさと)、バスケットシュート大会(谷吉・うめさと)、ゴム 跳び(関宿)、なわとび(関宿・谷吉・うめさと)、クリスマスツリーチャ	はコロナウィルス感染症予防のため中止。(児童家庭課) <b>【再掲】</b> ・卓球リフティングをしよう(谷吉)を開催。(児童家庭課 <b>)【再掲】</b>	児童家庭課
	施設の運営改善	ウンドゴルフ場、フットサル場、関宿少年野球場で、7月1日から8月31日の休	マウンドゴルフ場、フットサル場、関宿少年野球場で、7月1日から8月31日の休	スポーツ推進課
	早朝や夜間のスポーツ教室等の開催			スポーツ推進課

(令和2年度取組内容)

つ ウォーキング等の奨励	・保健センターでウォーキング講習会を年1回開催。(参加者:31名) 3回開催予定だったが2回は感染症予防のため開催中止。 ・まちなかウォーキングは感染症予防のため開催中止。(保健センター) 【再掲】	・保健センターでウォーキング講習会を年1回開催。(参加者:14名)(保健センター)【再掲】	保健センター
共 体 的 施	・野田むらさきの里ふれあいウオーク(ウオーキング大会)の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)【再掲】	・野田むらさきの里ふれあいウオーク(ウオーキング大会)の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)【 <b>再掲</b> 】	スポーツ推進課
策 スポーツボランティア活動の機会の提供	・地区運動会の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止 のため中止。(スポーツ推進課) <b>【再掲】</b>	・地区運動会の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止 のため中止。(スポーツ推進課) <b>【再掲】</b>	スポーツ推進課
市の取組に関する情報発信の充実	・ホームページ・市報による情報を提供。(スポーツ推進課)【再掲】	・ホームページ・市報による情報を提供。(スポーツ推進課)【再掲】	スポーツ推進課
市の施設情報の提供	・ホームページ・市報による情報を提供。(スポーツ推進課)【再掲】	・ホームページ・市報による情報を提供。(スポーツ推進課)【再掲】	スポーツ推進課
市民のスポーツ活動情報発信の充実	・総合公園体育館・関宿総合公園体育館に掲示。 (スポーツ推進課) 【 <b>再掲</b> 】	・総合公園体育館・関宿総合公園体育館に掲示。(スポーツ推進課) 【再掲】	スポーツ推進課

(令和3年度取組内容)

・地区運動会開催地区への補助金の交付を予定していたが、新型コロナウィ

スポーツ推進課

ルス感染症拡大防止のため中止。(スポーツ推進課)【再掲】

#### ⑤ 高齢者のスポーツ参加の推進

スポーツ・レクリエーション祭への参加促進

#### ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施なし。(高齢者支援課) ・いきいきクラブ連合会において、グラウンド・ゴルフ大会(10月22日 【再掲】 予定から令和4年1月14日へ延期)、ゲートボール大会(9月予定から令 和4年2月4日へ延期)、ニュースポーツ大会(10月予定から中止)を実 高齢者支援課 施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各大会延期・ 中止となっている。(高齢者支援課)【再掲】 ・ヨーガ講座中止(島会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・ヨーガ講座開催 (七光台会館で11月~3月間に8回開講) ・ヨーガ講座中止 (関宿会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・リズム体操講座開催(七光台会館で11月~2月間に8回開講) ・ヨーガ講座、リズム講座、太極拳講座中止(七光台会館、新型コロナウイ 太極拳講座開催 (七光台会館で11月~2月間に7回開講) ルス感染防止のため。) • 太極拳講座開催 (谷吉会館で11月~3月間に10回開講) 人権・男女共同 ・太極拳講座中止(谷吉会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・いきいき体操開催 (谷吉会館で11月~3月間に13回開講) 参画推進課 ・いきいき体操中止(谷吉会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・ヨーガ講座開催 (島会館で11月~3月間に18回開講) (人権・男女共同参画推進課) 【再掲】 ・ヨーガ講座開催 (関宿会館で11月~3月間に9回開講) (人権・男女共同参画推進課) 【再掲】 ・婦人会員講座で「ウォーキング講座 歩くことから始める健康生活」(中 ・「正しい姿勢・歩き方で健康寿命を延ばそう」(中央 延べ参加人数42 人)、婦人会員講座で「健康体操~自宅でストレッチ・免疫力を上げよう 央 ※新型コロナ感染症対策のため中止)、いきいきライフセミナー「自宅 ~」(中央 参加人数26人)、東部長寿教室で免疫力アップストレッチ(東 でもできる!音楽に合わせたゆっくりストレッチ」(中央 ※新型コロナ 各種スポーツ機会の提供 部 参加人数19人)、福祉のまちづくり講座のNEWスポーツ(ボッチャ ウィルス感染症対策のため中止)、東部長寿教室で免疫力を上げる体づくり |等) 交流会(東部 参加人数14人)、市民セミナーで「体力・免疫力アップ (東部 参加人数9人)、ニュースポーツを体験しよう!ボッチャ、バッ 体的 ゴー、卓球バレー、カローリング(東部 延べ参加人数30人)、健康づくり を目指そう」(北部 参加人数13人)、自然に親しもう!秋の野草観察と身 近なウオーキング(関宿中央 参加人数12人)、・福祉のまちづくり講座の |講座で「ゆっくり体を動かしてみよう」(南部梅郷 参加人数13人)、福祉 施 NEWスポーツ(ボッチャ等)交流会(関宿 参加人数10人)、ウォーキン のまちづくり講座でNEWスポーツ(ボッチャ等)交流会(南部梅郷 参加 策 生涯学習課(公 人数16人)、長寿大学で「いつまでも健康に過ごそう・ウォーキングを楽し グ講座(木間ケ瀬 延べ参加人数37人)(生涯学習課(公民館))【再掲】 む」(北部 参加人数24名)、福田長寿大学で「室内レクリエーション講 |座」(福田 参加人数32人)、みんなで楽しくニュースポーツ(関宿 延べ 参加人数31人)、二川はつらつ大学「足腰を弱らせないためのお家でできる |簡単体操」(二川 参加人数19人)、二川さわやか教室「NEWスポーツを |体験」(二川 参加人数14人)、福祉のまちづくり講座「NEWスポーツ交 流会」(二川 参加人数23人)(生涯学習課(公民館)【再掲】 ・手づくりフェスティバル、グラウンド・ゴルフ大会、市民駅伝競走大会の ・手づくりフェスティバル、グラウンド・ゴルフ大会、市民駅伝競走大会の 開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 スポーツ推進課 (スポーツ推進課) (スポーツ推進課) ・健康づくりフェスティバルは新型コロナウイルスの感染症予防のため開催 ・健康づくりフェスティバル(野田・関宿)は新型コロナウイルスの感染症 保健センター 予防のため開催中止。 中止。(保健センター) 健康づくりフェスティバルへの参加促進 ・健康づくりフェスティバルを予定していたが、新型コロナウィルス感染症 ・健康づくりフェスティバルを予定していたが、新型コロナウィルス感染症 スポーツ推進課 拡大防止のため中止。(スポーツ推進課) 拡大防止のため中止。(スポーツ推進課) ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施なし。【再掲】 ・いきいきクラブ連合会において、グラウンド・ゴルフ大会(10月22日 予定から令和4年1月14日へ延期)、ゲートボール大会(9月予定から令 和4年2月4日へ延期)、ニュースポーツ大会(10月予定から中止)を実 高齢者団体への支援 高齢者支援課 施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各大会延期・ 中止となっている。(高齢者支援課)【再掲】

・地区運動会開催地区への補助金の交付を予定していたが、新型コロナウィ

ルス感染症拡大防止のため中止。(スポーツ推進課)【再掲】

東葛飾スポーツ推進連絡協議会主催事業への参加促進	・東葛飾地区スポーツ推進委員連絡協議会が、室内軽スポーツ大会(ボッチャ、風船バレー)の開催、ウオーキング&ポールウオーキングを予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)	・東葛飾地区スポーツ推進委員連絡協議会が、室内軽スポーツ大会(ボッチャ、風船バレー)の開催、ウオーキング&ポールウオーキングを予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)	スポーツ推進課
身近な場所でのスポーツ活動への参加促進	・ヨーガ講座中止(島会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・ヨーガ講座中止(関宿会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・ヨーガ講座、リズム講座、太極拳講座中止(七光台会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・太極拳講座中止(谷吉会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・いきいき体操中止(谷吉会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) (人権・男女共同参画推進課)【再掲】	<ul> <li>・ヨーガ講座開催 (七光台会館で11月~3月間に8回開講)</li> <li>・リズム体操講座開催 (七光台会館で11月~2月間に8回開講)</li> <li>・太極拳講座開催 (七光台会館で11月~2月間に7回開講)</li> <li>・太極拳講座開催 (谷吉会館で11月~3月間に10回開講)</li> <li>・いきいき体操開催 (谷吉会館で11月~3月間に13回開講)</li> <li>・ヨーガ講座開催 (島会館で11月~3月間に18回開講)</li> <li>・ヨーガ講座開催 (関宿会館で11月~3月間に9回開講)</li> <li>(人権・男女共同参画推進課) 【再掲】</li> </ul>	人権・男女共同 参画推進課
	・川間新星大学院でグランドゴルフ交流会(川間 参加人数113人)、自然に親しもう!秋の野草観察と身近なウオーキング(関宿中央 参加人数12人) (生涯学習課(公民館))【再掲】	・川間新星大学院でグランドゴルフ交流会 (川間 参加人数95人)、川間新星大学院で健康体操 (川間 参加人数62人) (生涯学習課(公民館)) 【再掲】	生涯学習課(公民館)
	・ニュースポーツの用具の保管、貸し出し。(川間) (生涯学習課(公民館))	・ニュースポーツの用具の保管、貸し出し。(川間) (生涯学習課(公民館))	生涯学習課(公民館)
全 内   ニュースポーツ指導者の養成   	・卓球バレー講習会、ニュースポーツ体験会の開催を予定していたが、新型 コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)	・昨年同様、卓球バレー講習会、ニュースポーツ体験会の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)	スポーツ推進課
ニュースポーツの用具の整備	・ニュースポーツの用具の保管、貸し出し。(川間) (生涯学習課(公民館))	・ニュースポーツの用具の保管、貸し出し。(川間) (生涯学習課(公民館))	生涯学習課(公民館)
ニュースポーツ教室の開催	・卓球バレー講習会、ニュースポーツ体験会の開催を予定していたが、新型 コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。(スポーツ推進課)【 <b>再掲</b> 】	・昨年同様、卓球バレー講習会、ニュースポーツ体験会の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課) 【再掲】	スポーツ推進課
スポーツボランティア活動の機会の提供	・地区運動会の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止 のため中止。 (スポーツ推進課) 【再掲】	・地区運動会の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課) 【再掲】	スポーツ推進課
	(コロナ対策で事業を縮小したため、該当なし。) (生涯学習課(公民館)) 【再掲】	(コロナ対策で事業を縮小したため、該当なし。) (生涯学習課(公民館)) 【再掲】	生涯学習課(公民館)
親子参加、世代間交流イベントの開催、支援	・新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。(青少年課)【再掲】	・青少年柔剣道大会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。(青少年課) <b>【再掲】</b>	青少年課
	・地区運動会開催地区への補助金の交付、野田むらさきの里ふれあいウオーク (ウオーキング大会) の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課) 【再掲】	・地区運動会開催地区への補助金の交付、野田むらさきの里ふれあいウオーク (ウオーキング大会) の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課) 【再掲】	スポーツ推進課
ウォーキング等の奨励	・保健センターでウォーキング講習会を年1回開催。(参加者:31名) 3回開催予定だったが2回は感染症予防のため開催中止。 ・まちなかウォーキングは感染症予防のため開催中止。(保健センター) 【再掲】	・保健センターでウォーキング講習会を年1回開催。(参加者:14名) (保健センター)【再掲】	保健センター
	・野田むらさきの里ふれあいウオーク(ウオーキング大会)の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課) 【 <b>再掲</b> 】	・野田むらさきの里ふれあいウオーク(ウオーキング大会)の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)【再掲】	スポーツ推進課

<b>-</b> -		・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施なし。【再掲】	<ul><li>・いきいきクラブ連合会において、グラウンド・ゴルフ大会(10月22日</li></ul>	
			・いさいさりフノ連合芸において、タフリンド・コルノ人芸(10月22日 予定から令和4年1月14日へ延期)、ゲートボール大会(9月予定から令 和4年2月4日へ延期)、ニュースポーツ大会(10月予定から中止)を実 施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各大会延期・ 中止となっている。(高齢者支援課)【再掲】	高齢者支援課
		・ヨーガ講座中止(島会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・ヨーガ講座中止(関宿会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・ヨーガ講座、リズム講座、太極拳講座中止(七光台会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・太極拳講座中止(谷吉会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・いきいき体操中止(谷吉会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) (人権・男女共同参画推進課)【再掲】	<ul> <li>・ヨーガ講座開催 (七光台会館で11月~3月間に8回開講)</li> <li>・リズム体操講座開催 (七光台会館で11月~2月間に8回開講)</li> <li>・太極拳講座開催 (七光台会館で11月~2月間に7回開講)</li> <li>・太極拳講座開催 (谷吉会館で11月~3月間に10回開講)</li> <li>・いきいき体操開催 (谷吉会館で11月~3月間に13回開講)</li> <li>・ヨーガ講座開催 (島会館で11月~3月間に18回開講)</li> <li>・ヨーガ講座開催 (関宿会館で11月~3月間に9回開講)</li> <li>(人権・男女共同参画推進課) 【再掲】</li> </ul>	人権・男女共同 参画推進課
(具体的	スポーツ教室の充実及び初心者向け教室の開催	〜」(中央 参加人数26人)、市民セミナ―で「体力・免疫力アップを目指そう」(北部 参加人数13人)、・自然に親しもう!秋の野草観察と身近なウオーキング(関宿中央 参加人数12人)、ウォーキング講座(木間ケ瀬延べ参加人数37人)(生涯学習課(公民館))		
施策 )		※以下教室に関しては、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止 ・総合公園体育館→からだサポート体幹体操教室、水泳教室、安眠ヨガ教 室、バランスコンディショニング教室 ・関宿総合公園体育館→フラダンス体験教室、ピラティス体験教室、ズンバ 体験教室、パワーヨガ体験教室 (スポーツ推進課) 【再掲】	太極拳初心者教室(参加人数:延191人)、スクエアステップ教室(参加人数:延59人)、バドミントン教室(参加人数:延73人)姿勢改善ヨガ教室(参加人数:延164人)、エアロビクス教室(参加人数:延151人)、バランスコンディショニング教室(参加人数:延53人)を開催。関宿総合公園体育館で、卓球教室(参加人数:延2,560人)、らくらく健康体操(参加人数:延303人)、各種ヨガ教室(参加人数:延2,010人)、ミニテニスサークル(参加人数:延113人)、新しい健康気功教室(参加人数:延366人)、千葉ジェッツ・バスケットスクール(参加人数:330人)、千葉ジェッツ・チアダンス教室(参加人数:0人)、大人対象のバスケットボール教室(参加人数:延51人)を開催。春風館道場で、剣道教室(参加人数:延75人)、弓道教室(参加人数:延211人)、杖道教室(参加人数:延86人)を開催。	
2	公園等の維持管理	・市内236箇所(約194.7ha)の公園等の維持管理を適切に行なうことにより、幼児の体力作りの場を提供した。(みどりと水のまちづくり課) 【再掲】	・市内236箇所(約194.7ha)の公園等の維持管理を適切に行なうことにより、幼児の体力作りの場を提供した。(みどりと水のまちづくり課) 【再掲】	みどりと水のま ちづくり課
Ī	市の取組に関する情報発信の充実	・ホームページ・市報による情報を提供。(スポーツ推進課)【再掲】	・ホームページ・市報による情報を提供。(スポーツ推進課)【再掲】	スポーツ推進課
Ī	市の施設情報の提供	・ホームページ・市報による情報を提供。(スポーツ推進課)【再掲】	・ホームページ・市報による情報を提供。(スポーツ推進課)【再掲】	スポーツ推進課
Ī	市民のスポーツ活動情報発信の充実	・総合公園体育館・関宿総合公園体育館に掲示。(スポーツ推進課) 【再掲】	・総合公園体育館・関宿総合公園体育館に掲示。(スポーツ推進課) 【 <b>再掲</b> 】	スポーツ推進課

## ⑥ 障がいのある人のスポーツ参加の推進

## (令和2年度取組内容)

スポーツに対する障がいのある人のニーズの把握	・福祉のまちづくりフェスティバルにおいてパラスポーツ体験会を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止となりました。 (障がい者支援課)	・福祉のまちづくりフェスティバルにおいて、パラスポーツ体験会を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため中止となりました。 (障がい者支援課)	障がい者支援課
( 具体的 施策	・レクリエーションやスポーツの指導員を確保するため、スポーツ指導員養成講習会やスポーツ指導者研修会の案内ついて、関係機関へ周知を図る予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からこれらのイベントが中止となったことから、周知活動はありませんでした。 (障がい者支援課)		
スポーツ推進委員との連携	・東葛飾地区スポーツ推進委員連絡協議会が、室内軽スポーツ大会(ボッチャ、風船バレー)の開催、ウオーキング&ポールウオーキングを予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課) 【再掲】	・東葛飾地区スポーツ推進委員連絡協議会が、室内軽スポーツ大会(ボッチャ、風船バレー)の開催、ウオーキング&ポールウオーキングを予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課) 【再掲】	スポーツ推進課
障がいのある人のスポーツ参加の促進	・令和2年度千葉県障害者スポーツ大会への参加支援を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止となりました。(障がい者支援課)	令和3年度千葉県障害者スポーツ大会(5/23陸上)への参加支援を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑み中止となりました。(障がい者支援課)	障がい者支援課
THE COUNTY OF THE PERSON OF TH	・総合公園体育館、関宿総合公園体育館においてアンケートボックスを設け、障がい者を含めた利用者のニーズ把握に努めた。 (スポーツ推進課)	・総合公園体育館、関宿総合公園体育館においてアンケートボックスを設け、障がい者を含めた利用者のニーズ把握に努めた。 (スポーツ推進課)	スポーツ推進課
障がいのある人と障がいのない人との交流の拡大	・第46回おひさまといっしょの開催の支援を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止になりました。 ・福祉のまちづくりフェスティバルの中でパラスポーツ体験会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止となりました。(障がい者支援課)	・おひさまといっしょの開催の支援を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止になりました。 ・福祉のまちづくりフェスティバルにおいて、パラスポーツ体験会を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため中止となりました。(障がい者支援課)【再掲】	障がい者支援課
具	・例年行われている市内小学校、中学校による支援学校との、パラスポーツ 等の交流は新型コロナウイルス感染症の影響で中止になった。(指導課)	・例年行われている市内小学校、中学校による支援学校との、パラスポーツ 等の交流は新型コロナウイルス感染症の影響で中止になった。(指導課)	指導課
体 的 施 策		・福祉のまちづくり講座でNEWスポーツ (ボッチャ等) 交流会 (南部梅郷参加人数16人)、福祉のまちづくり講座でNEWスポーツ (ボッチャ等) 交流会 (二川 参加人数23人) (生涯学習課(公民館))	
障がいのある児童生徒への取組	・学校の実情に応じて、授業や体育活動等に個別に対応。(指導課) 【再掲】	・学校の実情に応じて、授業や体育活動等に個別に対応。(指導課) 【 <b>再掲</b> 】	指導課
教員の障がい者スポーツに関する理解の向上	・障害者スポーツに関する講習会等、情報があれば提供。(指導課) 【再掲】	・障害者スポーツに関する講習会等、情報があれば提供。(指導課) 【再掲】	指導課
施設の計画的改修	修工事(9月9日~1月29日)、総合公園庭球場人工芝改修工事(12月1日~3月 15日)、総合公園陸上競技場写真判定装置修繕(1月5日~2月26日)関宿総合 公園体育館受水槽電極及びパイロット管交換工事(4月21日~6月30日)、福	・総合公園スケートボードパーク改修工事(9月30日~1月31日)、総合公園 陸上競技場屋内消火栓設備改修工事(9月1日~10月31日)、総合公園汚水処 理施設流量計設置工事(9月29日~11月30日)、福田運動場地下水配管敷設を 工事(9月11日~11月30日)、岩名調整池庭球場人工芝修繕工事(8月13日~9 月30日)、春風館道場腰壁板張替工事(10月18日~3月31日)を実施(スポー ツ推進課)【再掲】	タスポーツ推進課

⑦ ニュースポーツの普及

(令和2年度取組内容)

(令和3年度取組内容)

ニュースポーツ指導者の養成	・ニュースポーツの用具の保管、貸し出し。(川間) (生涯学習課(公民館)) <b>【再掲】</b>	・ニュースポーツの用具の保管、貸し出し。(川間) (生涯学習課(公民館)) <b>【再掲】</b>	生涯学習課(公民館)
ニュースポーツの用具の整備	・ニュースポーツの用具の保管、貸し出し。(川間) (生涯学習課(公民館)) <b>【再掲】</b>	・ニュースポーツの用具の保管、貸し出し。(川間) (生涯学習課(公民館)) <b>【再掲】</b>	生涯学習課(公 民館)
ニュースポーツ教室の開催	・卓球バレー講習会、ニュースポーツ体験会の開催を予定していたが、第 コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課) 【再掲】		
ニュースポーツ施設の整備	・ニュースポーツの用具の保管、貸し出し。(川間) (生涯学習課(公民館)) <b>【再掲】</b>	・ニュースポーツの用具の保管、貸し出し。(川間) (生涯学習課(公民館)) <b>【再掲】</b>	生涯学習課(公 民館)
高齢者団体への支援	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施なし。【再掲】	・いきいきクラブ連合会において、グラウンド・ゴルフ大会(10月22 予定から令和4年1月14日へ延期)、ゲートボール大会(9月予定からや和4年2月4日へ延期)、ニュースポーツ大会(10月予定から中止)を 施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各大会延期 中止となっている。(高齢者支援課)【再掲】	令

## (2) スポーツ環境の整備

(令和2年度取組内容)

① スポーツ教室などの拡大・充実	(令和2年度取組内容)	(令和3年度取組内容)
	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施なし。【再掲】	・いきいきクラブ連合会において、グラウンド・ゴルフ大会(10月22日 予定から令和4年1月14日へ延期)、ゲートボール大会(9月予定から令 和4年2月4日へ延期)、ニュースポーツ大会(10月予定から中止)を実 施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各大会延期・ 中止となっている。(高齢者支援課)【再掲】
スポーツ教室の充実及び初心者向け教室の開催	近なウオーキング(関宿中央 参加人数12人)、・福祉のまちづくり講座	中 ※新型コロナ感染症対策のため中止)、いきいきライフセミナー「自宅でもできる!音楽に合わせたゆっくりストレッチ」(中央 ※新型コロナウィルス感染症対策のため中止)、東部長寿教室で免疫力を上げる体づくり(東部 参加人数9人)、ニュースポーツを体験しよう!ボッチャ、バッコー、卓球バレー、カローリング(東部 延べ参加人数30人)、健康づくり下での「ゆっくり体を動かしてみよう」(南部梅郷 参加人数13人)、福祉を正常)のまちづくり講座でNEWスポーツ(ボッチャ等)交流会(南部梅郷 参加と民館)
(具体的施策)	テップ教室(参加人数:延103人)、姿勢改善ヨガ教室(参加人数:延24人)を開催。関宿総合公園体育館で、卓球教室(参加人数:延2,709人) くらく健康体操(参加人数:延237人)、各種ヨガ教室(参加人数:延1, 人)、ミニテニスサークル(参加人数:延417人)、新しい健康気功教室 加人数:延302人)、ズンバ教室(参加人数:延7人)、千葉ジェッツ・ノケットスクール(参加人数:581人)、千葉ジェッツ・チアダンス教室( 人数:延24人)を開催。春風館道場で、剣道教室(延123人)、弓道教室加人数:延99人)、杖道教室(延120人)を開催。 ※以下教室に関しては、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止・総合公園体育館→からだサポート体幹体操教室、水泳教室、安眠ヨガる室、バランスコンディショニング教室	
早朝や夜間のスポーツ教室等の開催	・関宿総合公園体育館でバドミントンサークルを19時から開催。 (スポーツ推進課) <b>【再掲】</b>	・関宿総合公園体育館でバドミントンサークルを19時から開催。 (スポーツ推進課)【 <b>再掲</b> 】 スポーツ推進課

女性対象の教室等の開催	・関宿総合公園体育館でリラックスヨガ、やさしいヨガを開催。 ・フラダンス体験教室は新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)【 <b>再掲</b> 】	・関宿総合公園体育館でリラックスヨガ、やさしいヨガを開催。 ・フラダンス体験教室は新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)【 <b>再掲</b> 】	スポーツ推進課
身近な場所でのスポーツ活動への参加促進	・ヨーガ講座中止(島会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・ヨーガ講座中止(関宿会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・ヨーガ講座、リズム講座、太極拳講座中止(七光台会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・太極拳講座中止(谷吉会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) ・いきいき体操中止(谷吉会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) (人権・男女共同参画推進課)【再掲】	<ul> <li>・ヨーガ講座開催 (七光台会館で11月~3月間に8回開講)</li> <li>・リズム体操講座開催 (七光台会館で11月~2月間に8回開講)</li> <li>・太極拳講座開催 (七光台会館で11月~2月間に7回開講)</li> <li>・太極拳講座開催 (谷吉会館で11月~3月間に10回開講)</li> <li>・いきいき体操開催 (谷吉会館で11月~3月間に13回開講)</li> <li>・ヨーガ講座開催 (島会館で11月~3月間に18回開講)</li> <li>・ヨーガ講座開催 (関宿会館で11月~3月間に9回開講)</li> <li>(人権・男女共同参画推進課) 【再掲】</li> </ul>	人権・男女共同 参画推進課
	・川間新星大学院でグランドゴルフ交流会(川間 参加人数113人)、自然に親しもう!秋の野草観察と身近なウオーキング(関宿中央 参加人数12人) (生涯学習課(公民館))【再掲】	・川間新星大学院でグランドゴルフ交流会(川間 参加人数95人)、川間第 星大学院で健康体操(川間 参加人数62人)【 <b>再掲</b> 】	生涯学習課(公民館)

## ② スポーツを支える人材の育成

## (令和2年度取組内容)

## (令和3年度取組内容)

( )	スポーツ指導者の養成	・スポーツ少年団各種講習会が予定されていたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)		スポーツ推進課
具体	スポーツ指導者養成への支援	・新型コロナウィルス感染症拡大防止のため講習会中止。(青少年課)	スポーツ少年団の指導者に講習会費を補助。(青少年課)	青少年課
体的 施策	スポーツ推進委員の研修の充実等	性部交流会等への参加を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防	・全国研究協議会、関東研究大会、千葉県研究大会、学びとつどい、拡大女性部交流会等への参加を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)	スポーツ推進課
)	スポーツボランティア活動の機会の提供		・地区運動会をの開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課) 【再掲】	スポーツ推進課

## ③ スポーツ施設の充実

## (令和2年度取組内容)

## (令和3年度取組内容)

(具体的施策	施設の計画的改修	・総合公園園路舗装修繕(9月18日~9月30日)、総合公園高圧ケーブル等改修工事(9月9日~1月29日)、総合公園庭球場人工芝改修工事(12月1日~3月15日)、総合公園庭球場人工芝改修工事(12月1日~3月15日)、総合公園陸上競技場写真判定装置修繕(1月5日~2月26日)関宿総合公園体育館受水槽電極及びパイロット管交換工事(4月21日~6月30日)、福田運動場地下水配管敷設替公園体育館受水槽電極及びパイロット管交換工事(4月21日~6月30日)、福田体育館誘導灯改修工事(8月26日~10月15日)、関宿少年野球場水飲み台修繕工事(12月2日~1月29日)を実施。(スポーツ推進課)【再掲】  ・総合公園スケートボードパーク改修工事(9月30日~1月31日)、総合公園 たっしが、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	
× ·	施設の運営改善	・総合公園野球場、庭球場、芝生広場、関宿総合公園ゲートボール場、グラ ウンドゴルフ場、フットサル場、関宿少年野球場で7月1日から8月31日の休館 日を除く期間7時から早朝開場を実施。(スポーツ推進課) <b>【再掲】</b> ・総合公園野球場、庭球場、芝生広場、関宿総合公園ゲートボール場、グラ ウンドゴルフ場、フットサル場、関宿少年野球場で7月1日から8月31日の休館 日を除く期間7時から早朝開場を実施。(スポーツ推進課) <b>【再掲】</b> スポーツ推進課	1

## ④ 身近なスポーツの場の充実

## (令和2年度取組内容)

公園等の維持管理	・市内236箇所(約194.7ha)の公園等の維持管理を適切に行なうことにより、幼児の体力作りの場を提供した。(みどりと水のまちづくり課)	・市内236箇所(約194.7ha)の公園等の維持管理を適切に行なうことにより、幼児の体力作りの場を提供した。(みどりと水のまちづくり課)	みどりと水のま
	【再掲】	【再掲】	ちづくり課
子ども館における遊びの充実 ( 具 体	・ビーチボールバレー大会(中央・山崎・うめさと・関宿・七光台・谷吉)はコロナウィルス感染症予防のため中止。(児童家庭課)【再掲】・シュートゲーム(谷吉)、フラフープ(中央・七光台・山崎・うめさと)、ジャンプ力測定(谷吉)、ドッジビー(七光台)、卓球リフティングをしよう(うめさと)、バスケットシュート大会(谷吉・うめさと)、ゴム跳び(関宿)、なわとび(関宿・谷吉・うめさと)、クリスマスツリーチャレンジ(中央)・縄とび世界一周(谷吉)を開催。(児童家庭課)【再掲】		児童家庭課

的 施 策 )	・10月~1月まで公立保育所9カ所 月1回~月2回の園庭開放(自由開放の	・7月、10~12月は公立保育所9か所 月1回~月2回の園庭開放(自由開放のみ)を実施。 なお、4月~6月、8月及び9月につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため中止。(保育課)【再掲】	
学校施設、校庭、園庭開放の推進	小学校20校、中学校11校でバレーボール、サッカー等の利用で学校開放を実施。(学校教育課)【 <b>再掲</b> 】	小学校20校、中学校11校でバレーボール、サッカー等の利用で学校開放を実施。(学校教育課)【 <b>再掲</b> 】	
	・小学校:屋外施設1,363回、55,770人 屋内施設3,552回、83,352人 ・中学校:屋外施設49回、678人 屋内施設1,380回、25,063人	・小学校:屋外施設1,140回、39,762人 屋内施設2,420回、52,886人 ・中学校:屋外施設4回、630人 屋内施設479回、9,627人	学校教育課

## ⑤ 総合型地域スポーツクラブの育成

### (令和2年度取組内容)

### (令和3年度取組内容)

( 具 総合型地域スポーツクラブへの参加の促進 体	・新型コロナウィルス感染症拡大防止のため大会等行事が中止になったため、今年度はポスター等の掲示はしていない。 (スポーツ推進課)	・新型コロナウィルス感染症拡大防止のため大会等行事が中止になったため、今年度はポスター等の掲示はしていない。 (スポーツ推進課)	スポーツ推進課
的 施 総合型地域スポーツクラブの認知度向上と活動の支援	・新型コロナウィルス感染症拡大防止のため大会等行事が中止になったため、今年度はポスター等の掲示はしていない。 (スポーツ推進課) 【再掲】		スポーツ推進課

## ⑥ スポーツにおける安全の確保

## (令和2年度取組内容)

## (令和3年度取組内容)

施設の安全管理	<ul> <li>・応急手当講習会中止(AED使用方法、心肺蘇生法) (島会館、新型コロナウイルス感染防止のため)</li> <li>・応急手当講習会中止(AED使用方法、心肺蘇生法) (関宿会館、新型コロナウイルス感染防止のため)</li> <li>・応急手当講習会中止(AED使用方法、心肺蘇生法) (七光台会館、新型コロナウイルス感染防止のため。) (人権・男女共同参画推進課)</li> </ul>	<ul> <li>・応急手当講習会中止(AED使用方法、心肺蘇生法) (七光台会館、新型コロナウイルス感染防止のため)</li> <li>・応急手当講習会中止(AED使用方法、心肺蘇生法) (島会館、新型コロナウイルス感染防止のため)</li> <li>・応急手当講習会中止(AED使用方法、心肺蘇生法) (関宿会館、新型コロナウイルス感染防止のため)</li> <li>(人権・男女共同参画推進課)</li> </ul>	人権·男女共同 参画推進課
具	・総合公園体育館、関宿総合公園体育館、春風館道場で普通救命講習会の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)	・総合公園体育館、関宿総合公園体育館、春風館道場で普通救命講習会の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)	スポーツ推進課
体的	・総合公園体育館、関宿総合公園体育館、春風館道場で普通救命講習会の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)【 <b>再掲</b> 】	・総合公園体育館、関宿総合公園体育館、春風館道場で普通救命講習会の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課) 【再掲】	スポーツ推進課
	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、普通救命講習会の開催無し。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、普通救命講習会の開催無し。	警防課
AEDの有効活用	・総合公園体育館、関宿総合公園体育館、春風館道場で普通救命講習会を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課) 【再掲】	・総合公園体育館、関宿総合公園体育館、春風館道場で普通救命講習会を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課) 【再掲】	スポーツ推進課
学校体育における安全性の確保	・体育的活動や部活動中の事故防止についての注意喚起文書を配布。 (指導課) <b>【再掲】</b>	・体育的活動や部活動中の事故防止についての注意喚起文書を配布。 (指導課) 【再掲】	指導課
丁以仲月に4000の女主にツ雁内	・今年度は実施なし。(教育総務課)	清水台小学校プールサイド改修工事(教育総務課) 福田中学校体育館バスケットゴール修繕(教育総務課)	教育総務課

## ⑦ スポーツに関する情報提供の充実

## (令和2年度取組内容)

へ 具	市の取組に関する情報発信の充実	・ホームページ・市報による情報を提供。(スポーツ推進課)【再掲】	・ホームページ・市報による情報を提供。(スポーツ推進課)【再掲】	スポーツ推進課
体的	市の施設情報の提供	・ホームページ・市報による情報を提供。(スポーツ推進課)【再掲】	・ホームページ・市報による情報を提供。(スポーツ推進課)【再掲】	スポーツ推進課
施策)	市民のスポーツ活動情報発信の充実	・総合公園体育館・関宿総合公園体育館に掲示。(スポーツ推進課) 【再掲】	・総合公園体育館・関宿総合公園体育館に掲示。 (スポーツ推進課) 【再掲】	スポーツ推進課

## (3) 市内のスポーツ選手の競技力の向上

## ① 大会への参加促進

## (令和2年度取組内容)

## (令和3年度取組内容)

小中学校体育連盟主催各種大会の活性化		6月 ・中学校運動部市内大会(11種目) ・市内小学校陸上競技大会 (男子優勝:清水台小 女子優勝:東部小 総合優勝:清水台小) ・市内中学校陸上競技大会 (男子優勝:岩名中 女子優勝:南部中 総合優勝:南部中)	指導課
	・新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、夏季・秋季大会が中止。 (冬季大会は一部中止。) (スポーツ推進課)	・新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、夏季・秋季・冬季大会が中 止。 (スポーツ推進課)	スポーツ推進課
スポーツ表彰制度の周知及び活用		・教育委員会表彰において、体育の振興発展について特に功績のあった者を表彰。 (教育総務課)	教育総務課
全国大会等への出場に対する支援の拡充	・文化・スポーツ奨励金の交付。(8件交付決定) (スポーツ推進課)	・文化・スポーツ奨励金の交付。(35件交付決定) (スポーツ推進課)	スポーツ推進課

## ② トップアスリートと触れ合う機会の充実

## (令和2年度取組内容)

## (令和3年度取組内容)

トップアスリートと触れ合う機会の充実	・千葉県が行う「ちば夢チャレンジかなえ隊」派遣事業を学校に紹介。 ・東京2020オリパラ教育推進校の指定。(指導課) ・日本財団パラリンピックサポートセンターが行う「オンライン版『あす チャレ!ジュニアアカデミー』」の情報提供。(指導課)	・千葉県が行う「ちば夢チャレンジかなえ隊」派遣事業を学校に紹介。 ・東京2020オリパラ教育推進校の指定。(指導課) ・日本財団パラリンピックサポートセンターが行う「オンライン版『あす チャレ!ジュニアアカデミー』」の情報提供。(指導課)	指導課
	・新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から今年度は実施していない。 (スポーツ推進課)	・新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から今年度は実施していない。 (スポーツ推進課)	スポーツ推進課
具体 体的的 施	・千葉県が行う「ちば夢チャレンジかなえ隊」派遣事業を学校に紹介。 ・東京2020オリパラ教育推進校の指定。 (指導課)【再掲】	・千葉県が行う「ちば夢チャレンジかなえ隊」派遣事業を学校に紹介。 ・東京2020オリパラ教育推進校の指定。 (指導課) 【再掲】	指導課
************************************	・千葉県が行う「ちば夢チャレンジかなえ隊」派遣事業を学校に紹介。 ・東京2020オリパラ教育推進校の指定。 (指導課) 【再掲】	・千葉県が行う「ちば夢チャレンジかなえ隊」派遣事業を学校に紹介。 ・東京2020オリパラ教育推進校の指定。 (指導課) 【再掲】	指導課
	・新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から今年度は実施していない。 (スポーツ推進課) 【再掲】	・新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から今年度は実施していない。 (スポーツ推進課) 【再掲】	スポーツ推進課
生涯スポーツ推進事業の開催	・生涯スポーツ推進事業として剣道種目の紹介を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため来年度に延期。 (スポーツ推進課)	・生涯スポーツ推進事業として剣道種目の紹介を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため来年度に延期。 (スポーツ推進課)	スポーツ推進課

## ③ 指導者の育成

## (令和2年度取組内容)

		・生涯スポーツ推進事業として剣道の実技指導を予定していたが、新型コロ ナウィルス感染症拡大防止のため来年度に延期。 (スポーツ推進課)	スポーツ推進課
	・スポーツ少年団各種講習会が予定されていたが、新型コロナウィルス感染 症拡大防止のため中止。(スポーツ推進課) <b>【再掲】</b>	・スポーツ少年団各種講習会の内、スタートコーチ養成講座に3名が参加。 (スポーツ推進課)	スポーツ推進課
的 施 スポーツ指導者養成への支援 第	・新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。(青少年課)【再掲】	スポーツ少年団の指導者に講習会費を補助。(青少年課)【再掲】	青少年課
- スポーツ推進委員の研修の充実等 (	・全国研究協議会、関東研究大会、千葉県研究大会、学びとつどい、拡大女性部交流会等に参加予定であったが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。(スポーツ推進課)【 <b>再掲</b> 】	・全国研究協議会、関東研究大会、千葉県研究大会、学びとつどい、拡大女性部交流会等に参加予定であったが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。(スポーツ推進課)【 <b>再掲</b> 】	スポーツ推進課

④ スポーツ施設の充実

## (令和2年度取組内容)

### (令和3年度取組内容)

( 具体的 施設の計画的改修 策 )	・総合公園園路舗装修繕(9月18日~9月30日)、総合公園高圧ケーブル等改修工事(9月9日~1月29日)、総合公園庭球場人工芝改修工事(12月1日~3月15日)、総合公園産土競技場写真判定装置修繕(1月5日~2月26日)関宿総合公園体育館受水槽電極及びパイロット管交換工事(4月21日~6月30日)、福田運動場地下水配管敷設替工事(9月1日~11月30日)、福田運動場地下水配管敷設替工事(9月1日~11月30日)、福田運動場地下水配管敷設替工事(9月1日~11月30日)、岩名調整池庭球場人工芝修繕工事(8月13日~9日11日~11月30日)、岩名調整池庭球場人工芝修繕工事(8月13日~9日11日~11月30日)、春風館道場腰壁板張替工事(10月18日~3月31日)を実施。(スポーツ推進課)【再掲】
--------------------	--

## (4) スポーツを通じた地域の活性化

## ① 地域のスポーツ大会の活性化

## (令和2年度取組内容)

## (令和3年度取組内容)

しませる 地域スポーツ活動への支援 地域スポーツ活動への支援	・猫の妙術杯剣道大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。 (魅力推進課) <b>【再掲】</b>	・猫の妙術杯剣道大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。 (魅力推進課) <b>【再掲】</b>	魅力推進課
	・地区運動会開催地区への補助金の交付を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課) 【再掲】	・地区運動会開催地区への補助金の交付を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課) 【再掲】	スポーツ推進課
地域スポーツ活動への参加促進	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施なし。(高齢者支援課) 【再掲】	・いきいきクラブ連合会において、グラウンド・ゴルフ大会(10月22日 予定から令和4年1月14日へ延期)、ゲートボール大会(9月予定から令 和4年2月4日へ延期)、ニュースポーツ大会(10月予定から中止)を実 施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各大会延期・ 中止となっている。(高齢者支援課)【再掲】	高齢者支援課
	・地区運動会開催地区への補助金の交付を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課) 【再掲】	・地区運動会開催地区への補助金の交付を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課) 【再掲】	スポーツ推進課
スポーツ推進委員による地域スポーツの推進	・スポーツ推進委員が地区運動会で役員として参加予定であったが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)	・スポーツ推進委員が地区運動会で役員として参加予定であったが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)	スポーツ推進課
( 具体的施策) 親子参加、世代間交流イベントの開催、支援	サーキット (中央)、ボーリング (谷吉・中央)、グラウンドゴルフ (山崎)、ダブルダッチ (山崎)を開催。(児童家庭課)【再掲】	・子ども館ピック(屋外イベント:シューティングビンゴ・フリスビー工作・フライングフリスビー・グラウンドゴルフ)を実施。(児童家庭課) 【再掲】 ・親子参加による親子体操教室(中央・山崎・うめさと・七光台・谷吉・関宿)、キッズタイム(中央)、サーキット(中央)、ビーチボールバレー(七光台)、ターゲット(七光台)、シュートゲーム(谷吉)、とんでぴょん(関宿)を開催。(児童家庭課)【再掲】	児童家庭課
	・福祉のまちづくり講座のNEWスポーツ(ボッチャ等)交流会(東部 参加人数14人)、福祉のまちづくり講座のNEWスポーツ(ボッチャ等)交流会(関宿 参加人数10人)(生涯学習課(公民館))【再掲】	みんなで楽しくニュースポーツ(関宿 延べ参加人数31人)	生涯学習課(公民館)
	・新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。(青少年課)【再掲】	・青少年柔剣道大会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡 大防止のため中止。(青少年課) <b>【再掲】</b>	青少年課
	・野球教室は、令和元年度の単年事業のため、今年度は、実施していない。 (魅力推進課) 【再掲】	・野田市の魅力発信事業の補助金交付対象事業として採択された「1才から6才対象の親子で楽しむボール遊び運動教室」は、10月30日に野田市総合公園野球場で実施し、合計49人の子どもが参加した。(魅力推進課)【再掲】	
	・地区運動会開催地区への補助金の交付、野田むらさきの里ふれあいウオーク(ウオーキング大会)の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。(スポーツ推進課)【再掲】	・地区運動会開催地区への補助金の交付、野田むらさきの里ふれあいウオーク(ウオーキング大会)の開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。(スポーツ推進課)【再掲】	スポーツ推進課

## ② スポーツ・レクリエーションイベントの開催や情報発信による交流人口の拡大

## (令和2年度取組内容)

全市的なスポーツ・レクリエーションイベントの開催	・グラウンド・ゴルフ大会、市民駅伝競走大会の開催を予定していたが、新 ・グラウンド・ゴルフ大会、市民駅伝送型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課) 型コロナウィルス感染症拡大防止のため	

施 地域スポーツと企業・大学との連携

総合型地域スポーツクラブへの参加の促進

総合型地域スポーツクラブの認知度向上と活動の支援

丹田市スポーツ推進計画進捗状況(令和2年度:令和3:			
商工・観光・農業部門との連携によるスポーツイベントの開催	・東武鉄道㈱開催のハイキングイベントに協力の予定であったが、新型コロナウイルス感染予防のため中止となった。 (商工観光課)	・東武鉄道㈱開催のハイキングイベントに協力の予定であったが、新型コロナウイルス感染予防のため中止となった。 (商工観光課)	商工観光課
	・10月31日(土)柏レイソル野田ホームタウンサンクスデーにて、JAちば東葛と魅力推進課と連携して来場者に対して、黒酢米(2合)と枝豆のセットを抽選で100名に贈呈し農産物のPRを実施。(農政課)	・11月20日 (土) 柏レイソル松戸・野田ホームタウンサンクスデーにて、JAちば東葛と魅力推進課と連携して来場者に対して、黒酢米 (2合) と枝豆のセットを抽選で100名に贈呈し農産物のPRを実施。(農政課)	農政課
		・11月20日に三協フロンティア柏スタジアムにて、柏レイソルホームタウンデーを松戸市と共同で開催。JAちば東葛農業協同組合と農政課と連携し、来場者に対して、黒酢米と枝豆のセットを抽選で100名に贈呈し、野田産農産物をPRした。(魅力推進課)	7
	推		魅力推進課
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等国際大会の活用	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の情報提供。 (スポーツ推進課)	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の情報提供 (スポーツ推進課)	スポーツ推進
スポーツに関する情報提供の充実	(令和2年度取組内容)	(令和3年度取組内容)	
市の取組に関する情報発信の充実	・ホームページ・市報による情報を提供。(スポーツ推進課)【再掲】	・ホームページ・市報による情報を提供。(スポーツ推進課)【再掲】	スポーツ推進
市の施設情報の提供			1、4、 7 1圧な
	・ホームページ・市報による情報を提供。(スポーツ推進課)【再掲】	・ホームページ・市報による情報を提供。(スポーツ推進課)【再掲】	-
市民のスポーツ活動情報発信の充実	・ホームページ・市報による情報を提供。 (スポーツ推進課) 【再掲】 ・総合公園体育館・関宿総合公園体育館に掲示。 (スポーツ推進課) 【再掲】	・ホームページ・市報による情報を提供。 (スポーツ推進課) 【再掲】 ・総合公園体育館・関宿総合公園体育館に掲示。 (スポーツ推進課) 【再掲】	スポーツ推進
	・総合公園体育館・関宿総合公園体育館に掲示。(スポーツ推進課)	・総合公園体育館・関宿総合公園体育館に掲示。(スポーツ推進課)	スポーツ推進
市民のスポーツ活動情報発信の充実 <b>全国大会等の開催支援</b> 各競技団体や民間事業者が主催、共催する大会開催の支援	・総合公園体育館・関宿総合公園体育館に掲示。 (スポーツ推進課) 【再掲】 (令和2年度取組内容)	・総合公園体育館・関宿総合公園体育館に掲示。 (スポーツ推進課) 【再掲】	スポーツ推進スポーツ推進スポーツ推進スポーツ推進
<b>全国大会等の開催支援</b> 各競技団体や民間事業者が主催、共催する大会開催の支援	・総合公園体育館・関宿総合公園体育館に掲示。 (スポーツ推進課) 【再掲】 (令和2年度取組内容) ・市内で開催されるスポーツ大会を後援予定であったが、新型コロナウィル	・総合公園体育館・関宿総合公園体育館に掲示。 (スポーツ推進課) 【再掲】 (令和3年度取組内容) ・市内で開催されるスポーツ大会を後援予定であったが、新型コロナウィル	スポーツ推進スポーツ推進
全国大会等の開催支援	・総合公園体育館・関宿総合公園体育館に掲示。(スポーツ推進課) 【再掲】 (令和2年度取組内容) ・市内で開催されるスポーツ大会を後援予定であったが、新型コロナウィル ス感染症拡大防止のため中止。(スポーツ推進課)	・総合公園体育館・関宿総合公園体育館に掲示。 (スポーツ推進課) 【再掲】  (令和3年度取組内容)  ・市内で開催されるスポーツ大会を後援予定であったが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 (スポーツ推進課)	スポーツ推進スポーツ推進

年度はポスター等の掲示はしていない。 (スポーツ推進課) 【再掲】

・市内で開催されるスポーツ大会を後援予定であったが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。(スポーツ推進課)**【再掲】**・市内で開催されるスポーツ大会を後援予定であったが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。(スポーツ推進課)**【再掲】** 

・新型コロナウィルス感染症拡大防止のため大会等が中止になったため、今年度はポスター等の掲示はしていない。(スポーツ推進課)**【再掲】**・新型コロナウィルス感染症拡大防止のため大会等が中止になったため、今年度はポスター等の掲示はしていない。(スポーツ推進課)**【再掲】** 

・新型コロナウィルス感染症拡大防止のため大会等が中止になったため、今 年度はポスター等の掲示はしていない。(スポーツ推進課)【**再掲**】 ・新型コロナウィルス感染症拡大防止のため大会等が中止になったため、今 年度はポスター等の掲示はしていない。(スポーツ推進課)【**再掲**】

スポーツ推進課

スポーツ推進課

スポーツ推進課